

平成24年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成24年6月8日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成24年6月 8日
2. 閉 会 平成24年6月13日
3. 会 期 6日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 三 留 正 義 | 6番 鈴 木 満 子 | 11番 五十嵐 忠比古 |
| 2番 長谷川 義 雄 | 7番 多 賀 剛 | 12番 武 藤 道 廣 |
| 3番 渡 部 憲 | 8番 青 木 照 夫 | 13番 長谷沼 清 吉 |
| 4番 伊 藤 一 男 | 9番 荒 海 清 隆 | |
| 5番 猪 俣 常 三 | 10番 清 野 佐 一 | |

2. 不応招議員

な し

平成24年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成24年6月8日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
 請願・陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 議会基本条例制定特別委員会の中間報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成24年6月11日（月）

- 日程第1 一般質問（三留正義 猪俣常三 伊藤一男 長谷川義雄 渡部憲 多賀剛）

平成24年6月12日（火）

- 日程第1 一般質問（鈴木満子 青木照夫 五十嵐忠比古 清野佐一）
- 日程第2 報告第1号 平成23年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第3 報告第2号 平成23年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第4 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第5 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第6 報告第5号 委任専決処分事項

平成24年6月13日（水）

- 日程第1 議案第1号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第2次）
- 日程第5 議案第5号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第6号 西会津小学校敷地造成工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第7号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第8号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第9号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

- 日程第10 請願第2号 福島県内すべての原発の廃炉の決議を求める請願書
- 日程第11 陳情第2号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書提出の陳情書
- 日程第12 陳情第3号 福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書
- 日程第13 議会案第1号 福島県内全ての原発の廃炉に関する決議
- 日程第14 意見書案第1号 福島県内全ての原発の廃炉を求める意見書
- 日程第15 常任委員会の所管事務調査(管内)実施申出について
- 日程第16 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について

平成24年第5回西会津町議会定例会会議録

平成24年6月8日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享		
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第5回議会定例会議事日程（第1号）

平成24年6月8日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願・陳情の受理、委員会付託

日程第4 議会基本条例制定特別委員会中間報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議員互助会世話人会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。開会前に申し上げます。

省エネルギー対策等の観点から、町議会においても本年度、本定例会から夏の軽装、クールビズの取り組みを実施することにいたしました。ただし、登壇して発言する場合には、上着を着用のこととしますので、ご承知をお願いします。

次に、西会津町議会の受賞について申し上げます。去る6月4日、福島市において開催されました県町村議会議長会定期総会の席上、西会津町議会が栄誉ある優良町村議会表彰を受賞しましたので報告いたします。これは、西会津町議会が地方自治の本旨に基づき、議会運営の改善に努め、町の発展と町民の福祉向上に大きく寄与した功績が評価され、県内町村議会の中で、西会津町議会と他の2町村の議会、計3町村の議会が優良議会として表彰を受けたものであります。ここにその表彰状と記念品の時計をご披露申し上げます。

表彰状です。記念品の置時計です。

以上であります。

おはようございます。ただいまから、平成24年第5回西会津町議会定例会を開会します。

(10時02分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり9件の議案及び5件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情2件であり、請願・陳情の要旨等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、10議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、猪俣常三君、7 番、多賀剛君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 13 日までの 6 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

3 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願・陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は 1 件、陳情は 2 件であります。会議規則第 90 条並びに第 93 条の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第 4 に入る前に、皆さんに申し上げます。

議会基本条例制定特別委員会から、調査中の事件について中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第 4、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を行います。

議会基本条例制定特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例制定特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例制定特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これをもって、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を終ります。

日程第 5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終ります。

日程第6、付議事件名の報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

(「議事進行」の声あり)

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、町長から提案理由の説明がありました。放射性物質については、次の3点を基本方針として対応に当たってきたところでありますということで、三つの点について説明されましたが、今まで町が、町長がおっしゃってきたこととの整合性が取れていない。これはやっぱり指摘しておきたいと思います。

23年の9月議会の提案理由では、町の基本姿勢である風評被害をまねくことになる放射性物質を含む廃棄物は持ち込ませないとの考えのもと、今後も他の地域からあいづダストセンター放射性物質を含む汚泥を搬入することについては、柳津町と歩調を合わせて対応していきということで、持ち込ませないと提案理由でおっしゃっておられます。そして、そのときの猪俣議員の一般質問で、やはり町の基本姿勢として三つのことをおっしゃっております。

一つは、風評被害をまねくような放射性物質を含む下水道汚泥は、他の地域から持ち込ませない。

二つ目は、法律に基づく基準が決定後、改めて地域住民の理解を得ながら協定を見直しを行う。

三つ目は、福島県とあいづダストセンターには放射能測定モニタリングを継続させる。また、町独自で空間線量と河川水、飲料水の検査を毎月測定し公表する。

この3点を町の基本姿勢としたという答弁がされておるわけでありますが、そうすると、23年の9月議会で言ったとおりにやってこなかったと、今の提案理由の1から三つまでみれば、これはやりとりする場所ではありませんから、やはり整合性を持って提案理由をしていただきたい。いつ町がこの放射能に関しては、常に持ち込ませないということで発言をしてきたわけですから、ここら辺の整合性を持ってやっていただきたいと。なお、この件に関しては全員協議会でありますので、そこで議論をしますので、そのとき詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長 ただいまの議事進行に関しては、本人も言いますように、全員協議会で説明を求めことにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、皆さんに申し上げます。このあと11時30分より全員協議会を開催します。その後、議員互助会世話人会を開催しますので、役員のかたは議会委員会室にお集まりくださ

い。そのあと、議会広報特別委員会を開催いたします。
本日はこれで散会いたします。(11時15分)

平成24年第5回西会津町議会定例会会議録

平成24年6月11日（月）

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	12番	武 藤 道 廣
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	13番	長谷沼 清 吉
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫		
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

11番 五十嵐 忠比古

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享		
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第5回議会定例会議事日程（第4号）

平成24年6月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1. 三留 正義 | 2. 猪俣 常三 | 3. 伊藤 一男 |
| 4. 長谷川義雄 | 5. 渡 部 憲 | 6. 多 賀 剛 |
| 7. 鈴木 満子 | 8. 青木 照夫 | 9. 五十嵐忠比古 |
| 10. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。平成 24 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

11 番、五十嵐忠比古君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1 の一般質問に入る前に申し上げます。6 月 8 日の本会議における長谷沼議員による議事進行発言を受けて、町長より本町における放射線及び放射性物質に対する基本的方針について説明したい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。本議会の提案理由の説明の中でご報告を申し上げました放射線及び放射性物質に対する町の基本方針につきましては、本年 1 月 1 日付けで、放射性物質汚染対処特別措置法が完全施行されましたので、2 月 13 日開催の全員協議会で、改めて町の基本方針を申し上げたところであります。本定例会の提案理由は、それに基づきご報告を申し上げましたので、ご理解をいただきたいと思いをします。

なお、町では空間線量及び水質検査等のモニタリング調査を継続して実施しており、その結果につきましては、町民の皆さまに公表しておりますので、併せてご理解をいただきたいと思いをします。

○議長 日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

1 番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。1 番、三留正義です。本町の田植え、除草対策時期に台風の影響もなく、春作業の終盤を迎えることができたこと、大変よかったと思っております。できればこのまま収穫期まで、自然の大きな猛威がないことをお祈りしつつ、一般質問のほうに入りたいと思いをします。

さて、一般質問が許されましたので、町長の提案理由の説明にも触れられていました本年度産米の放射能検査について質問します。

水稻はあと数カ月で収穫期を迎えることとなりますが、本年度産の米については、放射能検査を全量実施する旨であるが、本町では具体的にどのように検査実施がなされるのかを伺います。

なお、近隣の町村で J A が説明をしたなどということをお聞きしております。町民によっては、一部情報が錯綜しつつあるような状態を感じますので、整理された明解な答弁をお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1 番、三留正義議員の本年度産米の放射能検査についてのご質問にお答えいたします。

町長が提案理由の説明でも申し上げましたが、福島県の農産物に対する放射能の影響は大きく、風評被害による販売不振や安全性に対する信頼が失われるなど、本県の農林水産

業は危機的状況に置かれています。また、昨年、国が米の放射性物質検査を実施し、出荷基準を下回ったことから、福島県は10月に県産米の安全宣言を行いました。その後、暫定基準値を超える米が確認されたことから、県産米に対する信頼が失われることとなりました。

このため、今年度は、ふくしまの恵み安全・安心推進事業として、福島県独自の検査を実施することとし、ベルトコンベアー式検査機器150台を導入して、米の全袋検査を実施し、その結果を消費者等にわかりやすい形で提供することにより、風評被害の払拭と安全性を広くPRをすることとしたものです。

現在、県内は農林水産省の、24年産稲の作付に関する指針により、米の作付制限区域、事前出荷制限区域、その他の区域の三つに区分されており、事前出荷制限区域では区域で生産された飯米・縁故米を含めた全ての米の放射性物質調査を実施することとされています。本町は、その他の区域に指定されており、昨年同様、国が実施するモニタリング検査をした上で、県が実施する、ふくしまの恵み安全・安心推進事業により、販売する全ての米の放射能検査をすることとなります。事業実施にあたっては、県と農林業関係団体や事業者が一体となり、5月2日に県全体の事業総括と推進を図るため、ふくしまの恵み安全対策協議会を設立し、今後は各地域で地域協議会を立ち上げ、事業を推進していくこととしております。

地域協議会は市町村単位、あるいは広域での設立が可能であり、喜多方市、北塩原村、西会津町の3市町村はJA会津いいで管内であり、同一の地域協議会で事業を実施することで効率的な運営が可能であることから、3市町村で地域協議会を設立するため、JA会津いいでや地域内の米集荷団体等と立ち上げに向け、現在協議をおこなっております。

この事業は県の補助事業であり、検査機器購入費や人件費が補助され、本町には2台の検査機器が配置される予定となっています。去る5月28日には、県協議会主催で検査機器のプロポーザルが開催され、5社から提案がありましたが、今後、地域協議会を発足し、検査機器及び設置場所の選定を行い、早期の発注・納品を行うとともに、検査体制の確立に努めていくこととしております。

具体的な検査方法につきましては、検査と情報管理システムの構築を県協議会で進めている段階ではありますが、地域協議会は水田台帳を基に生産者ごとにバーコードを作成し、生産者はバーコードを米袋の指定された場所に貼ってから出荷することになります。JA等米集荷団体は収集した米を指定された場所で全袋検査を行い、基準値を下回っている米については検査したことが確認できるシールを貼り付けて出荷することになります。このシールにはQRコードが付いており、消費者はこれを読み取ることにより詳細な情報が確認できることとなります。

今後は、詳細が決まり次第、地域協議会が主催で、出荷される皆さんに対して説明会を開催し、事業が円滑に実施できるよう取り組んでまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 大変丁寧な説明、ありがとうございました。広域の協議会、恵みの協議会が設けられるというお話だったと思いますが、その設立時期については、おおむねいつくら

いに立ち上げになるのか、おわかりであれば教えていただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

現在、喜多方市、それから北塩原村、西会津町、それから管内のJA、それから米集荷団体の皆さんと2回ほど設立に向けて準備会を開催しておりまして、今月中旬には組織を立ち上げて、実際の事業にあたっていききたいということで進んでいる状態です。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 6月中旬ということで、わかりました。

今の答弁の中で、人件費と機器の費用については助成されるというお話しであったんですが、実際に検査をすれば、電気料等、相当かかってくるかと思いますが、そういったその他の諸経費については、米の検査にかかるお金というのは誰が担うのか、説明をいただきたいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

今、三留議員がおっしゃったように、その機械1台につき、一応この事業4カ月ということでみていますので、5人で4カ月、20カ月分の人件費が補助事業の積算根拠の中には示されています。ご質問にあったように、その他の経費については、それぞれの協議会から現在県に確認作業を行っておりますが、補助対象とされない部分で事業者が東電に請求をするようにというような説明の内容もありますので、その点については、きっちり県のほうで対応していただきたいということで協議会に現在申し込みをしております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 そうしますと、その諸掛かりについては、生産者が負担するという方向ではないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にありましており、生産者の皆さんには負担をかからないようにということで、検査機器を運用するための電気、燃料、通信、その他の部分について現在検討、調整を行っておりますので、ご質問のとおり、その分が農家の皆さんに負担されるということではございません。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 はい、わかりました。

次の質問に移っていきます。答弁の中で、5社からプロポーザルがなされているというような答弁がありましたが、具体的に、もし支障がなければメーカー名、そして各社のおおむねの特徴等がおわかりでありましたらお教えいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

5月28日、郡山の農業総合センターのほうにおきまして、全袋検査の検査機器のプロポーザルが開催されました。当町からも担当課と、それから米集荷業者さん、それからJA等が出席をして、5社の提案内容について確認をしてきました。5社ですが、現在、株式会社島津製作所、それから富士電機株式会社、三菱農機株式会社、日立造船株式会社、キ

ヤンベラジャパン株式会社ということで、それぞれから提案説明がなされたわけですが、それぞれの会社の特徴ということなんですけれども、基本的に県のほうで示しています最低1分間に2袋の検査時間とか、最低限の条件につきましては、すべての会社がクリアをしております。それぞれのメーカーによって、機械の、それが米だけではなく、野菜等にも利用が可能だったり、移動が可能だったり、メンテナンスの高かったり、安かったりということで、内容的にはそれぞれ異なる部分がありますので、今後、地域協議会が立ち上がった段階で、協議会の中で詳細を検討して機種を選定になるかと思われま。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 検討中ということで、おおむねわかりました。

過般、全員協議会の中でいただいた資料の中で、50ベクレル以下の放射能が検出された場合の米の取り扱いについて説明資料があったわけなんですけど、西会津であれば50ベクレル以下になるのはおおよそ検討がつくところではありますけど、具体的に1キロ当たり50ベクレル以下のお米が、もし検出できたとして、それが実際に流通が可能なのか、私はちょっと疑問なんですけど、その状態でJA等集荷業者が実際に買い入れをしてくれるのか、そういったところまで、もし確認が取れているのであればお話いただきたいと思いま。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

検査の途中、50ベクレルを超えるものが検出された場合は、別扱いになります。再度、県のゲルマニウム検出器に検査を受けるようになるわけなんですけど、議員のご質問にありましたように、50ベクレル以下のものについて、買取りが可能かということではありますけど、すべての集荷業者さんに確認をしたわけではありませんですけど、JA等の話し合いの中では、そういう場合であっても生産者からは買い取りをするということなんです。ただ販売においては、別販売といいますか、そういうことにはなろうかと思いまんですけど、基本的には買い取るという姿勢を確認していま。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 はい、わかりました。

次に、先ほどの答弁の中にもありました自主検査であると、本町は自主検査地区なんであるというお話だったと思うんですけど、その制限の厳しい全量全袋調査地区に対して、本町は自主検査地区であるという認識のもとで、言葉の、われわれ農家の認識として、温度として、とらえるのにちょっとはつきりもう一度整理したいんですけど、全量全袋調査地区がある種、強制検査地区で、自主検査地区、本町のような自主検査地区というのは、ある種、積極的に協力する地区なんだという認識でよろしいんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

自主検査という言葉なんですけれども、これは国の指示で行うモニタリング検査と、産地、福島県が行う今回の全袋検査を自主検査という呼び方をしております。基本的には、県内はすべての米を、すべてが自主検査の対象で、福島県全体で、こういう体制で安全性を確認しているんだということで、福島県産米の販売、消費者に対する安心をPRしていきたいということで、この事業を取り組んでいま。

先ほどお話をしましたように、県内は三つの地域に分かれておりまして、昨年の検査で500ベクレルを超えたところについては、もう米を作ることを制限された、米の作付け制限区域です。それから、100を超えたけれども、500ベクレル以下であったということで、事前出荷制限区域においては、米の作付けから収穫までをすべて田んぼ一筆ごとに台帳管理をして、その上で自分が食べる自家用の米、それから縁故米、販売、すべての米を検査をするというふうになっています。西会津町は、その他の区域ということで、販売する米においてはすべて検査をする地域ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 農家のかたがたは、たぶん一番聞きたかったところだと思うんですが、販売する米については全量検査すると、そういうことでよろしいのでしょうか。

それでは、今回、QRコードといいますか、クイックレスポンスコードが使われるという説明でありました。そのデータにはどのような内容、個人情報絡みでちょっと不安があったのでお尋ねしたいので、お答えください。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

当初、県のほうでは、QRコードには詳細な情報を掲載して、消費者に安全を確認していただきたいということで、産地、品名、それから検査済みであること、あとは栽培の特徴ということで、エコファーマーだの、農薬の使用だのと、そういうところまで情報提供するようなことで考えていたようですが、実際実施する中で、そこまでの作業は困難であるということで、最低、産地、それから検査済みというようなところを今年度はやるようなことで、ソフトの開発を進めておりますが、まだはっきりした、どこまでを出すかというのは、現在のところは示されておられません。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 はい、わかりました。なお、詳細な点がわかりましたら、また広報等お願いします。

あと、われわれが一番、非常に心配しているのは、放射能検査は、等級検査の前にやるのか後ろにやるのか、どのタイミングで行われるのかが今注目の的だと思うんですが、等級検査の前になされるとすると、最盛期には集荷団体等の集荷遅延などが考えられるとすれば、刈り取りを待ってくださいという事態が発生しますと、それが何日も続けば、台風、大雨等で、また刈り取りに負担がかかるのかなと、みな不安なところだと思います。その辺について明確なところをお願いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

この機械の人件費の補助についても20カ月、4カ月間ということで示されておまして、等級検査と、その放射能検査の順序とか、そういうところは具体的に指示はきておりません。基本は去年行ったような、国の指示による地区別の、旧町村単位のモニタリング検査を事前に行って、そのあと集荷業者さんの作業工程に合わせて、放射能検査を先にするか、等級検査を先にするかということは、それぞれで条件が変わると思いますので、その辺は協議会が立ち上がって、機械の利用計画を立てる際に実際検査を行うJAさん、それから

集荷業者さんと打ち合わせを行いながら、円滑に作業が進められるよう、農家の皆さんに負担がかからないような内容で進めていきたいと考えております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 そうしますと、集荷団体、買い入れ業者の作業工程の中でベストなタイミングということで実施されるということですのでよろしいですね。放射能の検査実施によって、今言った遅延、刈り取りを待たせるといようなことで、台風、大雨によって作業に負担が生じ、そして機械の損耗が激しくなったりしますね。さらに等級が下がり、コスト高、インカム減、農家所得が下がる、そういったことがないように十分配慮して作業にあたっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さん、おはようございます。5番、猪俣常三です。このたび、町民の生活に関わる重要な課題について、6月定例議会において一般質問をいたします。

さて、忘れることのできない平成23年3月11日におきた未曾有の東北地方太平洋沖大地震、いわゆる東日本大震災に伴う大津波による被害や、東京電力福島第1原子力発電所の水素爆発が起き、経験したこともない恐怖の放射性物質が飛散し、それにより危険区域から避難をされ、ふるさとに帰りたくても帰れない不自由な生活を強いられております。

原発から遠い会津地方においても、安心といわれるかもしれませんが、空間放射線量の値が最も低いかけても、下水道汚泥に高い放射性物質が含んでいることや、風評被害による農林漁業産物等に影響がありましたことから、未だ原発の事故は収束しておらず、危険な状態の中で、原発の収束に向けて原発関係者のかたがたは必死の作業を続けておられます。目に見えない物質が住民の命、住民の健康を脅かして、財産まで奪い取るような状態になってしまったことは、非常に残念でなりません。

これらを教訓として、わが本町において、防災計画は大丈夫であろうか、不安を感じております。防災とは、危険を多めに評価し、対策を講じて、住民を守ることが一番大事なことと考えますが、今後、緊急な対策として取り組む必要があることから、何点かお尋ねをいたします。

それでは、西会津町地域防災計画の見直しについてであります。1点目は、原発事故の放射能汚染は、住民に不安と生活に大きな影響を与えておりますので、本町の防災計画に原子力災害対策計画は入っているのかどうかをお尋ねいたします。

二つ目は、防災計画に入っていないければ、加えることが最大の急務と考えるが、町の考えをお尋ねいたします。

次に、電力不足に対する考えをお伺いいたします。

平成23年7月28日から30日にかけて、新潟県福島県会津地方を襲った大雨による豪雨災害の発生から1年近くになるうとしております。只見川水系、阿賀川水系、阿賀野川水系にかかる水力発電所において、現在、災害から復旧している箇所もあれば、未だ復旧していない箇所もあります。発電所の稼働状況を調べ、その結果を踏まえてお伺いいたします。東北電力株式会社の管轄下においては、先月5月の23日に再開稼働したばかりの喜多方市山郷発電所の最大出力4万5,900キロワットの3基と、第2山郷発電所、同じく2万

2,900キロワットの1基をはじめ、同じく1月12日に本町にある上野尻発電所、同じく5万2,000キロワットの3基、第2上野尻発電所、同じく1万3,500キロワットの1基、会津坂下町片角発電所、同じく5万7,000キロワットの6基、新潟県鹿瀬発電所、同じく4万9,500キロワットの6基、同じく12月6日に稼動したばかりの第2鹿瀬発電所の同じく5万5,000キロワットの7基ほか、豊実発電所、揚川発電所を含めて、計23基が再開稼動していることがわかったところであります。

災害復旧工事中の発電所は、金山町にある第2沼沢発電所の最大出力46万キロワットの2基をはじめ、本町にある奥川第2発電所、同じく560キロワット1基、ほか三島町、宮下発電所、同じく9万4,000キロワットの5基、柳津町、柳津発電所、同じく7万5,000キロワットの3基、金山町上田発電所、同じく6万3,900キロワットの3基及び同町の本名発電所、同じく7万8,000キロワットの3基、喜多方市新郷発電所、同じく5万1,500キロワットの4基を含め、22基が稼動していない状況であります。

電源開発株式会社の田子倉電力所の管轄下においては、只見町田子倉発電所、最大出力40万キロワットの4基をはじめ、只見町発電所、同じく6万5,000キロワットの2基の計6基が再開稼動していることがわかりました。

災害復旧工事中の発電所は、金山町の滝発電所、同じく9万2,000キロワットの2基が稼動していない状況となっております。同じく電源開発株式会社の小出電力所の管轄下においては、桧枝岐村奥只見発電所、最大出力56万キロワットの4基と、只見町大鳥発電所、同じく18万2,000キロワットの2基などを含めて、計7基が再開稼動していることがわかりました。

したがって、3河川の水系にかかる発電所の発電機は、60基あるうち、60%にあたる36基が稼動している状況でございます。また、40%にあたる24基が稼動していない状況となっております。目下、電力会社では、発電に向けて住民の生活のため復旧を進め、電力の安定供給の確保に全力を注いでいるとかがっております。

しかしながら、福島原発事故により、全国にある原発54基は、停止または廃炉となり、発電されないのであります。このことは、新聞などでもおわかりのとおりであります。身近な水系にかかる水力発電所の重要性を理解し、一日でも早く復旧することを期待して、国難を乗り越えるためにも、町の考えや町民が協力できることなどを含めて何点かお伺いをいたします。

1点目は、この夏に電力不足が予想されることに対して、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目は、計画停電になった場合、弱い立場のかたで、寝たきり高齢者、いわゆるエアマットレス使用者、在宅酸素使用者、喀痰吸引者などの医療機器を必要とするかたへの対応についてお伺いをいたします。

3点目に、危機的状況の電力不足に対して、町民各自、節電に協力すると思われませんが、町として町民に一番に望む節電は何か、お尋ねをいたします。

4点目に、節電に対して、町の目標数値はあるのかないのかお尋ねをいたします。

次に、産廃廃棄物の公害防止協定見直しについてお伺いをいたします。

私は、今まで放射性物質の質問をさせてまいりましたが、なおかつこの公害防止協定の

見直しについて、またお伺いさせていただきますが、過般、平成 24 年 5 月 17 日、議員全員協議会において、協定書の見直しをする説明がなされました。先般、平成 24 年 5 月 31 日に、柳津町にある管理型の産業廃棄物最終処分場を現地調査したことを踏まえて何点かお伺いをいたします。

1 点目は、放射性の含んだ 8,000 ベクレルキログラム以下のものについて、一般の廃棄物として埋め立て処分することができるかとされていますが、どのように住民の理解を得ることができるのかをお尋ねいたします。

2 点目は、今回の協定書の見直しにおいては、県の立会いのもと、本町と柳津町と、あいづダストセンターの 3 者で締結することとされておりますが、町民の不安を払拭するために、そこに町民の代表者を追加する考えはあるのかなのか、これをお尋ねいたします。

以上をもって質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5 番、猪俣常三議員のいくつかのご質問のうち、私からは産業廃棄物処理に係る公害防止協定書の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

協定書等の見直しにつきましては、主要事項報告の中でご説明いたしましたとおり、本年 1 月 1 日付けで、放射性物質汚染処理特別措置法が完全施行され、産業廃棄物の放射能濃度が 1 キログラムあたり 8,000 ベクレル以下であれば、通常の産業廃棄物として、同様に埋立て処分が可能である、との法的基準が国から示されたことから、作業を進めてまいりました。

その内容につきましては、5 月 17 日及び 5 月 31 日に開催されました全員協議会でご説明申し上げましたとおり、現行の産業廃棄物処理に係る公害防止協定書及び公害防止計画書について、法律との整合性を図るとともに、地域住民の安全・安心を十分に担保することを基本に、新たな遵守法令や廃棄物等の対処方法、さらには指導的立場にある福島県会津地方振興局長を立会人として追加いたしましたところであります。

なお、この見直しにつきましては、締結者である本町と柳津町、株式会社あいづダストセンターのほか、産業廃棄物の監督官庁である、福島県生活環境部産業廃棄物課と会津振興局県民環境部との連携を図りながら作業を進めてまいったところであります。

国から示された廃棄物の処分基準に対して、どのように住民の理解を得ることができるのかという質問でございますが、6 月 7 日には、協定書及び計画書の同意団体である青坂・縄沢自治区と西会津地区非出資漁業協同組合に対する説明会を開催し、見直し内容を説明するとともに、本日、6 月 11 日には全町民を対象とした説明会を開催し、ご理解をいただく考えであります。

また、町民の不安を払拭するため、協定書に町民の代表者を追加する考えはないかというおただしがありました。このことにつきましては、町民の代表者として町長が締結者となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

この他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 5 番、猪俣常三議員のご質問のうち、町地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

町では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害に対して町及び町内の防災関係機関が総合的に対処していくため、西会津町地域防災計画を策定しております。この計画により、的確な情報収集や情報伝達による災害予防を始め一朝有事の際には、災害対策本部を設置し、迅速で的確な災害応急対策、町民生活の正常化への早期回復に向けた災害復旧を実施することになっております。

町地域防災計画の中に原子力災害対策は入っているのかとのおただしであります。県内で原子力災害対策を講ずることが義務付けられております市町村は、原子力発電所の半径 8 キロメートルから 10 キロメートルを基準とするとともに、行政区や自然的・社会的条件を満たした地域を有する六つの町であります。この 6 町につきましては、原子力災害発生の際の情報伝達や避難、モニタリング等の行動マニュアルなどを策定しております。

次に、原子力災害対策が、本町の地域防災計画に入っていないければ、加えることが急務では、とのおただしであります。町といたしましては、今後、国から基準や指針が示されましたら、それに基づき町計画への反映を進めてまいる考えでありますので、ご理解を願います。

次に、電力不足関連のご質問に、お答えいたします。

昨年 7 月に発生した新潟・福島豪雨災害の影響により、被害を受けた水力発電所の復旧状況につきましては、5 月に山郷発電所及び第 2 山郷発電所が、運転を再開したものの、全 29 カ所のうち、現在 11 カ所は、停止している状況とのことでもあります。また、東北電力の発表によりますと、現在の状況でも、今年の夏の管内電力需給は、最大電力需要を見込んでも、節電が定着していることや、火力発電所の出力の増加などにより、確保できる見通しとのことでもあります。

一方、国内では、全ての原子力発電所が停止していることから、北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力管内を中心に、電力不足が懸念されております。この状況を踏まえ、国では、早くから各府省庁をあげて、省エネルギー対策に取り組み、産業界等に広く、省エネルギー・節電を呼びかけていることから、国民が国内の電力事情を理解し、この危機的状況乗り越えて行かなければならないと考えております。

次に、町民に一番に望む節電は、とのご質問にお答えいたします。

町といたしましても、これらの状況を踏まえ、夏のエネルギー消費量をできる限り抑制するため、グリーン・カーテンの設置や、扇風機の使用、エアコンの設定温度を 28 度にするなど、まずは、家庭や事業所において、できるところから省エネルギー・節電対策に取り組むことが重要であると認識しております。

次に、節電に対する町の目標数値の計画についてのご質問にお答えいたします。

町では、節電の数値目標を掲げておりませんが、経済産業省では、家庭向けの夏季の節電メニューの中で、関西 15%以上、九州 10%以上、四国 7%以上、中部・北陸・中国は 5%以上を目安としており、一方、東京・東北は、数値目標を伴わない節電とし、協力を呼びかけているところでもあります。町といたしましては、町民の皆さんや事業者に対し、今後とも継続した省エネルギー・節電対策と啓発活動に努めてまいる考えでありますので、ご理解を願います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、計画停電になった場合の弱い立場のかたなどへの対応についてお答えいたします。

町では、要援護者支援計画を策定しており、その中で、地震や豪雨等における災害時や停電時の安否確認については、町が民生委員等に依頼することになっております。また、併せて支援要請等についても把握し、必要な支援についても町が行うこととなっております。

現在、在宅での寝たきり高齢者等で、エアーマットを使用しているかたは21名おり、停電時の対応策としてバッテリーによる電源の確保等を行うこととしております。また、在宅で喀痰吸引機を使用しているかたはおりませんが、酸素濃縮器を使用しているかたは10名おり、停電時は電源を必要としない携帯用酸素ボンベや、電源として必要なバッテリーの手配を業者に依頼し、業者が全て配達する体制をとっており、計画停電の際も事前に手配し備えることにしております。

次に、停電時における施設の対応について申し上げます。町内の介護老人保健施設や特別養護老人ホームには、エアーマット使用者28名、喀痰吸引機使用者7名、酸素濃縮器使用者1名のかたが入所されております。昨年の東日本大震災後の電力供給不足による停電対策として、国の補助金の活用や単独事業により可動式の小型発電機を5台購入しており、停電時、電力を必要とする入所者への対策は確保できております。

また、西会津診療所と群岡診療所につきましては、停電時でも医療サービスが提供できる体制を整えるため、昨年の7月に医療機器や照明器具等と発電機を直接連結させるための屋内配線を行い、非常用自家発電機を借上げするなど、停電対策を行ってきたところであり、今年の夏も電力供給不足が懸念されることから、昨年同様に停電対策を行い、安定的な医療サービスを提供してまいりたいと考えております。

さらに、町長が主要事項報告の中で申し上げましたが、災害時等における停電時でも医療サービスが提供できる体制を整えるため、西会津診療所に太陽光発電設備整備や、30キロワットの発電が可能な非常用自家発電装置を設置するなど、医療拠点施設としての機能強化を図り、安心・安全なまちづくりを推進してまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 まず1点目の中で、ご確認をさせていただきたいんですが、防災計画の中に原子力災害計画というのは特に考えてはいないというふうにお話されております。しかしながら、たとえ8キロ現地の原発から離れているにしても、120キロ離れている会津の中にあつたにしても、これだけ避難をされてくる非常時の際に、どのような対策を取れるのかということを考えてみた場合、それ相当の教訓があつたのではないかと思います。だからこそ、原子力災害計画書というのは、原子力をもつた町村だけが原子力災害対策を立てるのではなくて、こういう安全性の高いわが本町においても、どれほど危険な物体と戦っている町民のかたもおれば、不安を抱えているという部分もあるわけですから、そういうことを踏まえてお尋ねをするわけでありませう。

と同時に、スピーディという緊急な際に、日本語でいえば、予測できるようなネットワークというようなものだと思います。たまたま県としては大事なものをパソコンから切っ

てしまったといった場合に、何をもって早い情報を住民の皆さんに伝えるのかということ、つまり共有がほしかった点が一つあるわけです。そういったことを考えたときに、これほど早いことが、早いシステムで住民の安心・安全、つまり住民の命を守る、財産を守ってあげなければならない、避難する際はどうすればいいのか、こういったことが、やはり先を、先手を打つことが必要ではないのかなど、こういう観点でお尋ねをしているわけなので、町長はじめ、関係課においてご答弁いただければお願いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今ほど議員のほうから、町防災計画には原子力災害対策を入れることは町として考えていないというお話でありましたが、先ほど私が答弁いたしましたのは、防災計画における原子力災害の位置付けにつきましては、国なり県なり、基準、指針が示されましたら、町として十分検討してまいるというお話で答弁をさせていただきました。それで、まず県の防災計画の見直しということで、去る6月7日に全県の説明会がございまして、その際の県の取り組みといたしましては、私、先ほど答弁で申し上げた、現在その原子力災害対策を講じなければならないといわれている市町村は6町というお話をしましたが、その6町につきましては、現在、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町と、その6町であります。これにつきましては、それぞれ原発から8キロから10キロ圏内の地域を有しているということで位置付けられてございます。

今、県のほうで見直し作業をしておりますのは、この半径8キロから10キロを30キロの範囲まで広げるというような見直しをしております。それによりまして、新たに七つの市町村が追加、区域指定ということになりまして、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村、その七つを新たに追加する作業をしております。あとそのほかに、いろんな面での対応ということで、情報収集や連絡体制の整備、それから住民への情報伝達体制とか、そういった見直しを県で今実施しております。当然、西会津町としても、地域に入っておりますが、そういった離れている地域でもそれなりの取り組み、役割があれば、当然町の防災計画にも組み入れて実施していくと、そういう考えでございましてご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よくわかりました。私が言いたいことは、とりもなおさず住民の命というのは大事なものですから、その過大評価をしながらも、その対策は、やはり進めておかなければいけないと、これは原子力災害対策計画が持っていないなんていうのは、町としては恥ずかしい話だから、それはやはり、ほかはこうであったにしても、西会津町というのは安全な町であるということ、なおかつアピールする上でも、この原子力災害対策計画というのは、きちんと持っている町だということは一番はっきりとして町の姿がみえるのではないかと、こんなふうに考えるんですが、町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 原子力発電所に関わらず、すべての災害を想定した場合に、住民の安心・安全をどう確保するかというのは、これは当然自治体として計画をつくっていくというのは、当然なことでもあります。今、災害の関係について原子力発電所との関係に絞って言いますと、

やはりこの防災計画というのは、国、そして県、そういう段階を通して、町としてそれに対して具体的な対処方法を決めなさいということで流れがきて、はじめて町として国や県の対処方針に準じた形を取りながら、その住民がどう避難するのか、あるいはどのように対処するのかという観点が出てくるわけであります。

しかしまったくこの西会津町に、その計画が示されていない中で、独自に原子力の問題だけを取り上げて、じゃあこれを条文化した場合に、どういう整合性があるのかということもこれ考えなければならないわけであります。したがって今、課長が答弁したように、いわゆる県のほう、あるいは国のほうでは、30キロまでの危険範囲、これを想定して国や県の準拠、これに基づいた遵守法令に基づいた内容で策定をするといのは私は当然のことだろうなということです。

したがって、今後そういう見直しの中で、全県が統一的に何かこうしなければならないということであるならば、それに基づいて町のほうでも、ちゃんとした条例化をして取り組んでいくということであります。

例えば、かつてミサイルが飛んできたときに一体どうするのかなんていって、この全体的な国の治安維持法などにかかわる、そういう想定のものものが、いわゆる市町村段階でも検討しなさいということも実はありました。これも対案が示されているわけでありますので、それに対して町がそれに突っ込んだような議論なんていのは、なかなかできるものではないわけであります。ですから、あくまでも国策の中でこういう対応を取っているならば、まず国、県が示していくべきだろうということだと思いますので、もしその指示があれば、町としてもきちっと対応をしていきたいということであります。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　わかりやすく説明をいただきました。その中で、もし国策であった場合についても、できるだけ私の考えていること、住民が一番、健康が大切だということを町長が知っている限り、この線は崩してはならないと、こういうふうに考えておりますので、十分お願いしたいと考えております。

次に移らせていただきますが、まず電力不足の件について縷々説明をいただきました。その中で、まず私が今60基あるうちの、36基、あるいは24基と申し上げた内容は、5月23日の近くにある山郷発電所が再稼動したわけですね。その際の24日に調査をしたと。すべてを調査したところ、この実態が見えてきたと。だとすれば、原発が54基あるうちは、1基も動いていないということが重くみたわけであります。であるがゆえに、私どもの主流河川というと、只見水系、それから阿賀川水系、阿賀野川水系という、恵まれた水系であったわけでありますが、今年の豪雨でいためつけられたことは、皆さんご承知のとおりです。しかし、復旧に一生懸命汗をかいてやっておられる。その中で大事な電気を使わせていただいている。

そういった場合に、あくまでも想定かもしれないけれども、テレビそのものでも計画停電というのが出てきているものだから、何か一つ、町としてはお役に立つことはできないのかということでお尋ねをしたわけであります。だからこそ、この大事なことを申し上げると、ほかの電力関係については目標数値を持っておられますけれども、町として何か目標数値はあってもよいのではないかと思います。

その場合に、普通切ることのできない電気というのはあるかもしれません。また、早い話は冷蔵庫的なものはとても切れといわれても、いろいろ入っているものを腐らすというわけにはいかないでしょう。しかしそういう部分とか、あるいは普通電気入れていても、電気ポットとか、あるいは常日頃の炊飯ジャーみたいなものが電気が入りっぱなしであっても、それを切るというだけでも相当の効果が出てくるのではないかとということと、今、28%のエアコンを設定して、ある程度扇風機を使った対策を講じるという、エコ的な考え方を示されておりますので、そういったところも含めて考えたときに、何かこういうことをやることによって、私が聞いた中では10%くらいの目標数値は可能だという話も聞いておりますので、合わせてそこら辺を伺っておきたいと思えます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

東北電力管内における計画停電は、今のところ計画されておらないということでありまず。まずそれが第1点であります。

それから、当然町といたしましても、こういった電力受給を踏まえまして、町民のかたには節電を呼びかけていく作業は当然これからやっていく考えでございます。ちなみに先ほどお話しました経済産業省のほうから各市町村に、これは電力管内、東北、東京、中部、北陸、中国、四国、九州電力管内ということで、夏の節電メニュー、これは家庭用というやつと、あと企業向け、事業所向け、その2種類あるんですけども、こういったものが町にきてございます。これは大変わかりやすく、例えばエアコンについてはどうする。冷蔵庫についてはこうしたら節電できる。それから照明、テレビ、炊飯器、電気ポットまで、かなり細かくこうすれば節電できますよというような内容が書いてございますので、これらを町民の皆さまに周知を図りながら、町全体で節電にあたっていくというような考えでございます。

それから、具体的な目標数値は町全体としてはございませんけれども、役場として昨年も取り組みましたが、役場の取り組みで地球温暖化対策実行計画というものを役場、町で作りまして、役場の庁舎のさまざまな節電対策を昨年からは実施してございます。昨年度の実績を申し上げますと、8月分の役場庁舎の電力使用料、前年度と比較しまして29.2%の削減が実施できたところであります。これは役場の取り組みでありますけれども、そういった内容でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よくわかりました。弱い立場のかたのということでお話を申し上げておりましたが、大変、対策上、非常に電力、バッテリー等を備えられて、異常事態への対応は非常に機敏さを持ってなされておられるということがよくわかります。その際に、その電気で一斉に、酸素だ、吸引だ、いろんな形で使用した際に、それだけの使用した際の能力は当然、何時間もこうやっていたときに、どのくらいもって、それだけに対応できるのかがおわかりでしたら、ちょっとお話いただきたいと思えます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、お答えをいたします。

ただいまのご質問は、停電になった場合、一度に例えば酸素濃縮機、喀痰吸引機、そう

いうものが一編に使う必要があった場合ということでのご質問でございますが、先ほども答弁の中で申し上げましたとおりでございますが、仮に現在、東北電力管内では計画停電は予定はされておりませんが、計画停電ということになりますと、事前に何時間停電するということがわかりますので、それに必要なバッテリーの手配ですとか、携帯用の酸素ボンベの手配、これらは業者のほうに指示をいたしまして、すべて配達するというところで在宅では対応することができます。

また施設におきましても、老人保健施設、特別養護老人ホームで5台の小型の自家発電機、持っているわけですが、それをうまくまわすことによりまして対応は可能であるということと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よくわかりました。それでは、産業廃棄物の公害防止協定のほうに移らせていただきますが、町長が所信表明、あるいは議案理由説明の中でお話をされておられた、今後は地方の中で処理していくことが原則、そして他のものは持ち込まないというこの姿勢を持っておられている、その線に沿っているわけですから、その際に、地域というのはどこら辺を指しているのか、他から持ち込ませないというのはどこら辺をいっているのか、そこら辺のところと、それから、公害防止計画の中の県外からは廃棄物は持ち込ませないというのは、0%であったんだが、今度は福島県廃棄物処理計画書に基づいて、それに適切に処理するということをうたっている関連をまず伺っておきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、これまで町の方針として、あいづダストセンターにかかる汚泥等の、放射性物質を含む汚泥等の搬入、これについては何回もご説明申し上げましたとおり、当初、5月1日段階で相当量の廃棄物が入ってきたということについて、直ちに町としては、まったく協定書外のそういうものであったということで、当時はやっぱり一つの方針の中で示したのが、その周辺の地域のものについては地域で、これ処理していくというのは当然のことだということでもあります。そのことは、実は西会津町から学校周辺の側溝の中で、これ相当高濃度な汚泥といいますか、土砂から検出をされたわけでありまして。それは、いわゆる地域の中でというのは、それをある程度、喜多方広域の羽山処分場に一時保管をしておいているわけでありまして。しかしこの汚泥に関しても、やっぱりこれほかから持ち込むということは、あの当時、これはさせてはならないし、また県からそうした事実を知らせたときに、柳津町と西会津町で、私と両町長で嚴重に申し入れを行って、遺憾であるという旨を伝えてきたわけでありまして。

それ以降、その安全性が担保、いわゆる確認されないまでについては、絶対に持ち込ませないという方針でずっと貫いてきたところでありまして、そのことはご理解いただいているかと思えます。

今もって安全性が確認されない中では、持ち込ませないという方針は変わっておりません。具体的に、ではこれからどうあるべきなのかという、そのことについては、先ほども申し上げましたように、1月1日付けで、いわゆる国が放射性物質汚染対処特別措置法という法律が1月1日で完全施行されたと、こういうことでもありますので、これと今までの公害防止書、それから計画書、これについての整合性をどう図るべきかと、法律をだめだ

ということではできませんので、その法律に対して具体的にどうあるべきか、この法律と協定書の整合性を図って、安全性が確認できるかどうかという作業をこれから進めたいということで、西会津町はこの対処方針というものを新たに議会にお示しをして、そして先ほど答弁したとおりの作業を現在進めているということでもありますので、現在も今もってそれが安全性が担保されない限りは持ち込ませないという方針については、なんら変わっていないということでもあります。

○議長 地域の範囲を聞いていますから。

町長、伊藤勝君。

○町長 私は自らのことを指していったままであります。ですから西会津町、あるいはその、例えば隣接する市町村段階を指して地域のものについては出すということも、これは問題も課題もあるだろうし、持ち込ませるということについても課題も問題もあるだろうと。ですから、私は他の地域のうんぬんの問題ではなくて、やっぱり自分たちを想定した地域の中で対処すべきであるという考えのもとに、その旨の発言をしたということでもあります。

それから、先ほどの問題の中で、地域全体で県内か県外かというような地域全体のものがありましたけれども、これまでダストセンターは県内と。県外のものを持ち込ませないという方針に基づいてまいりました。ですから、私はそのことはやっぱり以前と同じように、それは踏襲していかなければならないし、他県から持ち込むというのは、これはいかなものかというふうに考えているところであります。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 猪俣議員の後段の部分のご質問にお答えいたしたいと思えます。

現在、公害防止計画書につきましては、新たな特措法のもと見直しを進めさせていただいておりまして、今ほど 20%の県外持込の部分ということでございますけれども、この件につきましては、5月31日に開催をさせていただきました全員協議会でも私のほうより説明は申し上げましたが、これにつきましては、県外の、いわゆる一般的な産業廃棄物、これの常時受け入れを想定しているものではなくて、大規模な災害、こういったものがまさに県外で発生した場合、こういった有事の際に大きな瓦礫の問題ですとか、こういったものを産業廃棄物として受け入れ処理を想定しているところでございます。

仮にそのような事態になった場合につきましては、県当局から本町、あとは柳津、株式会社あいづダストセンターに対しまして、これは事前の協議というものがなされるというような、現在、協定書の見直しになっておりまして、さまざまな状況を勘案しながら受け入れについては判断をしてまいりたいというような考えを持っておるところでございます。

参考までに、現在のところ、あいづダストセンターにおきましては、そういった県外からの産業廃棄物等の受け入れは一切しておらないというような状況でございます。

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行、13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、町長と副町長から答弁ありましたが、町長の答弁は、ダストセンターは県外から受け入れたことはない、これからも踏襲をしなければならないと思っている。ということは受け入れないということですよ。副町長は、受け入れる、受け入れる場合に

はこうこうこういうわけだと説明されましたが、統一見解を示してください。そうでなければ進みません。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私の質問中に誤解があるとするならば、訂正をさせていただきたいと思います。法律の基づくところにより対処をするというのが前提であります。したがって、これから一朝有事の際とか、いろんな国難の問題等が県外に発生した場合については、この法律に基づくところにより住民の皆さんや議会の皆さんといろいろ協議をしながら、その範囲の中で対処をするということでありますので、今、一般、通常の場合の想定のもとに発言をしたので、この改めて20%うんぬんという問題については別途協議をするということでありますので、誤解をまねくような発言であったならば、それは訂正をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど県外の20%という副町長からの言葉をいただきましたが、その理由もよくわかりました。大変、大災害が起きた際に、瓦礫等のことも含めてのことだろうと思います。そういった場合についての受け入れが、その2割程度は受け入れなければならないであろうというような理解でよろしいわけですね。わかりました。

それからもう1点伺わせていただきますが、また町長の信念たるものであるがゆえに、決して持ち込ませないということの含みを持っておられるわけですから、その確かなる県とやり取りの中の文書等みたいなもので、私はこうだと、私はこういう西会津町の住民の命を、あるいは生活を守っているんだよと、健康を守っているんだよということでの文書的なもので交わしたものはあるのかないのかを、町長、答弁お願いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさに町民の安全・安心、こういうことを第一に考えていかなければならないということはおっしゃるとおりであります。今、特に絞っていえば、この放射性物質の問題に対して、どのような安全の確認事項をしているかということだと思います。そのことは、当然町の方針としてもしっかりと対応しなければならないし、まさにその基本なるものは安心できなければ受け入れすることはできない、いくら放射能が8,000ベクレル以下であっても、それは通常ベースで、国の法律がそうだからといってそのまま呑みにするわけにはいかないと。その基準は基準、法律は法律として、具体的に今度はどういう監視体制をするのか、搬入する場合においてどのような安全確認がされるべきなのか、あるいは搬入したあとの措置は具体的にどういう検査体制にあるのか、こういうことについて、それらすべてにわたって合意できる、町民が理解と納得ができるような、最大限の努力をしてまいるつもりであります。そのことが、イコール文書化されて協定書に盛り込まれるということだろうと私は考えておりますので、その一つ一つについて、今作業を進めているということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 関連してまいりますけれども、一般廃棄物という形でこれから埋め立て処分ができるんだよというふうにいわれてきている、ほうに変わっているわけですが、

○議長 産業廃棄物のまま、埋め立て可能だということ。

○猪俣常三 一般の産業廃棄物、一般産業廃棄物、一般の廃棄物、一般廃棄物ということ
で処理されると

○議長 産業廃棄物。

○猪俣常三 私が今申し上げているのは、やっぱり住民も産業廃棄物なのか、一般の廃棄物なのか、ということが非常にわかりにくいということなので、それを今問いただしたいというのが本音なわけであって、その際に、今説明をして理解を求めている最中なわけなんですけど、その際に、わかっただくために、先ほど住民の代表は町長であるところでお話されていたようであります。であるとすると、あくまでも青坂、縄沢、あるいは非漁業組合だけにとどまらず、要は全体にかかることはかかるんだけど、実質、森野だ、萱本だ、あるいは上小島だ、下小島だということまで、松尾だということまでかかってくる自治体もあるわけです。そういうことを考えたときに、一つは協議会の代表としても入っていただくか、あるいは県が立会人という形で入ってきたとしても、住民も入ってくることによって、そのこれだけの不安であることを払拭させるには、町民の視線が監視の目を強めてもらうということでお話を申し上げているんだよということに対して答弁をお願いしたいということです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずあの、区別して申し上げますと、何か産業廃棄物と家庭から出る一般廃棄物の区割りが説明不十分だなんていう発言がありますけれども、まったく私はそういうことではなくて、そういうことは最初から説明していたとおりなんです。もう少しわかりやすく言えば、家庭から出るすべてのごみ類については一般廃棄物です。しかし、産業をして、あるいは生産をした中から出るごみというのは、すべてこれは産業廃棄物に属するんです。ですから、同じものでも、産業として、いわゆる仕事や工場から出たものについては、これは産業廃棄物です。一般家庭については一般廃棄物、ですから、今回の場合については、産業廃棄物の埋め立てということに限って、今議論をしているわけなんですので、その辺の区別はきちっとしていただきたい。

それから、確かに一人ひとりが多くの皆さんに、同じような立場で理解と納得を得て、一人ひとりに署名をいただいて、ああよろしいわかったというのが一番これはいいことだと私は思います。しかし、なかなかこういう種のものについて、関係する自治体というのは、何でそうしたかという、今まで処理場をつくる際に説明をしてきた集落であるというようなことであるのでご意見をいただきたいということです。その集落のかたがたに対して、まずは最初に、そして漁協の皆さんにも説明をしたということでもあります。今後、11日、今日ですね。今日は全部の自治体に、それぞれの集落ごとに全町民を対象にチラシをお配りしておりますので、そうした中でいろいろ判断をいただいて、ご参加をいただき、そしてそれを討議をしていただくと、そしてその最終的な、誰が一番責任あるかというのは、これは町長でありますので、町長がその最終的責任をとということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 時間ですので、最後。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間もなくなってまいりましたので、私がもう一つお話を申し上げておきた

かったことは、まだなかなか理解してもらえないと。各関係自治区の枠組みだとか、あるいは関係団体などの協議会の組織的なものの設置だとか、そういう部分を立ち上げていただいた中で、ある程度参加していただいた代表者が、望ましく、そしてそれが重みのある公害防止協定の見直しになるであろうということで再度お話申し上げたわけであって、そういうことを踏まえて、今後、対応、検討をお願い申し上げたいと、こんなふうに思いますが、最後にその件につきましての町長の答弁を伺いたいと思います。

○議長　今の発言ですが、そうすると重みがあって、やらないと軽くなるような発言にとれますから、それは注意してください。

町長、伊藤勝君。

○町長　簡潔に申し上げますが、この協定書に限ってご質問いただいておりますので、この協定書については、住民代表という特別なかたを想定して、ここに署名捺印をするというようなことは考えてございません。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　よくわかりましたので、十分誤解のないように、これからの説明会におきましても、私の入れたいという部分につきましては、住民がいろいろと不安というものがあるがゆえにお話申し上げたわけであって、今後とも協定に向けた立派な見直しの協定案をお示し申し上げていただきたいと、こんなふうに思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　暫時休議します。(11時35分)

○議長　再開します。(13時00分)

4番、伊藤一男君。

○伊藤一男　4番、伊藤一男です。私は今議会定例会において、2項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まず最初に、スクールバス及びデマンドバス運行状況についてお尋ねを申し上げます。

本町における町民バスは、平成14年の西会津中学校開校に伴い、スクールバスの生徒送迎に合わせ、スクールバスに一般町民も相乗りする混乗方式で町民バスとして運行し、町民の足として大きな役割を担ってきたわけであります。今年4月の西会津小学校開校に合わせ、スクールバスは児童生徒の通学送迎専用車として単独運行されることになりました。これを契機に、定期運行路線バスは2路線を残し廃止とし、町のすべての集落において等しくサービスが受けられる公共交通として、4月からデマンドバスの運行を開始したところであります。そこで、現在までの運行状況についてお伺いをいたします。

一つ目として、スクールバス運行は、当初の計画どおり順調に運行されているか。

二つ目は、デマンドバスの利用状況及び今後の課題についてお伺いしたいと思います。

続きまして、交流都市へのアンテナショップ開設についてお尋ねをいたします。

町では本年度を復興元年と位置付け、またさらなる元気なまちづくりに向けて各種施策を実施していくわけでありますが、中でも重点目標の一つとして、地域経済の活性化をあげており、その実現に向けて各種事業を実施していくわけでありますが、そこで本町では現在、沖縄県の宮古島市や大宜味村をはじめ、東京都の世田谷区、神奈川県横浜市鶴見区との交流を通して、町の特産品や農林産物の販売、観光などのPRを積極的に行い、一

定の成果はあがったものと思っております。

しかしながら、昨年のもとの原発事故による風評被害の払拭や、経済の活性化につなげるには不十分だと考えられます。これからの町のさらなる活性化を図るには、今年4月18日に町との間で友好交流協定を結んだ横浜市鶴見区に復興予算などを活用し、アンテナショップを開設することができれば、町の活性化につながるのではないかと考えますが、町の考え方や取り組みについてお伺いをいたします。

これで私の一般質問の説明を終わります。答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、スクールバス運行についてのご質問にお答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を第一に考え、自宅近くからの乗降については家庭、地域の皆さんの協力をいただきながら、学校近くでの乗降については教職員等の指導のもと、児童生徒が安全に登下校できるよう万全を期しており、車中の過し方においても、上級生が下級生の面倒をよく見るよう指導をしております。委託運転手にも、教育の重要な一翼を担っていることを自覚していただき、安全運転に努めながら児童生徒の安全な乗降、車中での過し方について指導していただいております。

また、朝の学校到着後、下校の出発前には、委託運転手と教育委員会職員が連日ミーティングを行い、よりスムーズに運行できるよう努めており、当初の計画どおりおおむね順調に運行できておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、デマンドバスの利用状況及び今後の課題についてお答えいたします。

本町では、本年4月1日から、町内すべての集落において利用したい日に、いつでも利用ができる、新たな公共交通としてデマンドバスの運行を開始いたしました。運行開始当初は、受付や配車計画の作成に手間取り、利用されるかたにご迷惑をお掛けしていましたが、現在は、業務を順調に処理しているところであります。

まず、利用状況についてであります。4月の利用人数は、延べ2,124人で、昨年同月の路線バス利用者数2,715人と比較しますと591人の減となっております。その要因といたしましては、利用者が新しい予約システムに慣れていなかったことや、昨年は東日本大震災の影響でガソリン不足となり、バス利用者が例年より増えていたことが考えられます。

一方、5月の利用者数は、2,342人で、昨年同月の利用者数2,370人と比較しても、ほぼ同じ利用者数となっており、町民の通勤や通院、買い物等に欠かせない公共交通になってきているものと認識しております。

次に、今後の課題であります。運行時間を変更してほしい、運行本数を増やしてほしい、当日予約を1時間前でもできるようにしてほしいなどの要望が聞かれますが、開始してまだ間もないことから、今後の運行状況を見ながら検討してまいります。また、電話による予約が大変であるとの声もあることから、より簡単で分かりやすい受付体制や予約マニュアルの作成などに努めるとともに、利用者数の増加に伴い、キャンセルや予約時間の変更も増えてきていることから、スムーズに対応できるよう、受託者である会津乗合自動

車との連携を図りながら、利用しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、交流都市へのアンテナショップ開設についてのご質問にお答えいたします。

本町では、これまで交流のある沖縄県宮古島市や大宜味村、東京都世田谷区などで開催されるイベント等に参加し、町の特産品や農林産物の販売、観光PRを行い、誘客・交流人口の拡大に努めてきたところであります。

東日本大震災以降につきましては、原子力発電所事故に伴う風評被害の払拭のため、これまでの交流市区町村のイベントに加え、首都圏などで開催される復興支援イベントに参加し、本町の特産品・農林産物などの地域と食の安全・安心を積極的にアピールしてきたところであります。横浜市鶴見区とは、これまでの交流をさらに発展させ、西会津町民と鶴見区民が将来にわたって交流し、両自治体、住民の友好・協力関係により、相互に発展することを目指し、友好交流協定を締結したところであります。町としましては、人口約27万人を擁する鶴見区との友好交流をとおして、物産交流も含め様々な分野での交流を深め、町の活性化につなげていくと考えております。

ご質問のアンテナショップにつきましては、町内産の農産物や特産品を大消費地である首都圏で販売できることは、生産者にとって生産意欲の向上や町経済の活性化、交流人口の拡大につながるものと考えております。今後、鶴見区との交流内容を協議する中で、物産交流の一つとして、アンテナショップの内容等について、調査、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、今ほどそれぞれにおいて答弁をいただいたわけですが、これから再質問をさせていただきます。

それではまず最初に、スクールバス運行についての再質問をしたいと思います。今ほどいろいろ答弁あったわけですが、やっぱり一番心配したのは、小学校児童、やっぱり低学年の1、2年、3年生ですか、長時間の通勤等、添乗員がいなくて大丈夫なのかと、そういうことが私は心配であったんですが、その辺については問題なかったのかどうか。また私、通学の途中で、やはり具合が悪くなったとか、そういう事例はなかったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 議員ご心配されておられました件についてでございますけれども、3月の議会でもちょっとご質問いただきましたんですが、朝、自宅を出てスクールバスに乗車するまで、不審者等の対応、いろいろ心配される部分があるわけですが、それについてはご家庭、または地域の皆さんのご協力をいただいて、ということでお願いを申し上げたところであります。車中におきましては、当初、小学校だけの直通を考えてご提案申し上げたところ、学校の説明会等の折に、地域のかたから、この際中学生も同乗させてもらいたいという強いご要望をいただいたところであります。したがって、中学生となりますと、小学生から比べますと成長も進んでおりますので、添乗員、小学校だけだったら必要

かなと思っていたところではありますが、ここは教育力だと、子ども同士の教育力だと、縦社会、スクールバスの中でも中学生のお兄さん、お姉さんが、お兄さんお姉さんぶりを発揮して、下級生の面倒を見ていただく、ここがポイントだなということで、スクールバスの中で心の教育を、道徳の授業と同じです。そんなことをえがいてお願いをしたところがあります。下校してからは、もうご承知のように学校の教職員等で対応してということで、学校に通学、登校、下校ともにそのような3者の力でということで始めたところでございます。

スクールバスの運転手さんをお願いを申し上げたのは、今ほど答弁で申し上げましたように、教育者の一員として、大事な一翼を担っていただいているので、そのことを十分自覚していただいて、1、2年生だけで帰る日もありますので、その部分では保護者同様の対応をしていただく、おしっこをしたいというお子さんが出てきたら、よろしく願いしますよというふうな形でご依頼を申し上げまして、本当に熱心にお取り組みをいただきまして、それこそ通学途中でお漏らしだとか、それからまた怪我をしたとか、そんな事例もなく、ほぼ順調に運行できておりまして、皆様のご協力に感謝申し上げているところでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今ほど答弁いただいたわけではありますが、スクールバス運行は、統合される前は各地区内での運行だけということで、そんなに運転手さんには負担にならなかったと思うんですが、今は野沢までこななければいけないというようなことで、やっぱりかなり運転手さんの負担というか、運転そのものの負担、そういうものがやっぱり大きいと思うんですよ。だから、児童生徒の指導ですか、バス内における指導徹底というのはもちろんですが、やはりたまに先生に乗っていただいて、やっぱり状況を知ってもらう、見てもらうということが私、ひとつは大事なんじゃないのかと、そういう意味で、やはりたまに先生に乗っていただいて状況を把握していただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 今おっしゃられたこと、ごもつともございまして、校長先生をはじめ、先生がた、実際にスクールバスに同乗していただいて隅々までお調べいただく、実態を把握していただくというふうなことも学校側で自主的に実施していただいておりまして、本当に教育効果という点では、ありがたい結果をいただいているなど、こんなふうに思っております。なお、運転手さんにつきましては、確かに議員おっしゃるように、今までの中学校の町民バスの時代とは違ってきております。12台で一番長い時間で45分、50分という運転をしていただくわけでもありますので、その体調管理についても十分に配慮して、対応していかなければいけないなと思っておりますのでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうということで、今のところ順調に運行されていると、そういうようなことで理解しています。

それで、やはり要望として、最近、全国的にバスの事故とか、そういう通学における事故等が多いので、やっぱり安全には万全を期して運行していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

続きまして、デマンドバス運行についての再質問をいたしたいと思います。先ほど、今課長から答弁をいただきまして、利用者数や前年度の利用者数と比較、そういうのはよくわかりました。いろいろデマンドバスについては、私も町民のかたからいろいろ意見やら、苦情やらおうかがいをして、これはどうしたらいいものかなと、そういうようなことで思っていたわけでありましたが、課長、いろいろとシステムの問題とか、運行について直せばなんとかなるんじゃないのかと、その意見はいただいたんですが、まずデマンドバスの運行というのは、デマンドバス、イコール、予約なんですよね。予約が面倒だ、大変だというような意見がやっぱりこれ多いわけですよ。大変だというのは、やはり高齢者にとって、耳の不自由なかた、障がいのある人については、やはりかなり難しい、予約の体制だと思うんですよ。ですから、その辺をどういうふうにするか、あとは面倒だというかたも、今まで定期運行バスで乗っていた人が、やはり予約というのは面倒くさいと、そういうようなことでいろいろ意見をうかがっているわけですが、その辺についてはどういうふうにこれから対応といたしますか、していったらいいかお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 デマンドバスのご質問にお答えいたします。

今、議員のほうから町民のかたから、なかなかその予約が面倒くさいとか、あとは耳が遠いとか、体に障がいのあるかたについては、なかなかできないというようなご質問がございましたけれども、まず4月1日に運行を開始しまして、それ以前に予約方法をわかりやすく記載した、このようなチラシを全戸配布しておりまして、実際4月1日運行されましても、なかなか面倒くさいというようなお話も多々ありましたことから、再度チラシを全戸に配布しまして、こういったことで予約をしていただきたいというような周知をしたところであります。

それで、なかなかチラシを見てもわかりづらいというかたもおるかと思っておりますので、その場合には、お気軽に予約センターなり、役場なりに電話をいただきまして、担当職員が直接そのお宅にお伺いしながら、詳しく予約の方法を説明すると、そういったことも今町として考えてございますし、もしそういうお話があれば対応していきたいと考えてございます。

それから、なかなか耳が遠くて電話ができないとか、体が不自由でできないというかたにつきましては、町としては、できればまわりのかた、もしくは町がそういったかたのサポートをしながら、予約については対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると高齢者については、いろんな町なり、まわりの人にやってもらうような方法でやるということで、あとやっぱり面倒だというかたについては、やはりいろんな機会を通じて、チラシ配布なり、そういう機会を通じて啓蒙するというか、そういうことがやっぱり必要だなというような気がいたしますので、その辺、十二分にやっていただきたいと思っております。

あと、予約をしてから、すぐに何時に乗りたい、帰りは何時だということやるんですが、その確認の返事が夕方になったりして、昼間おちおち仕事もできないとか、ストレス

が溜まるとか、そういうような意見が多く寄せられているんですが、その辺については、もっとスムーズに、予約したらある程度すぐに返答というか、そういうあれはできないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

利用者のかたから予約センターに予約が入りまして、その確認ということで予約センターから申し込まれた、予約をされたかたに確認の電話を差し上げるわけでありまして。まず1点目、開始当初、なかなかその予約センターの担当の職員が慣れないせいもあったり、あとは1人の予約でしたら、まずそこだけ行って予約どおり行けばいいんですけども、例えばその途中でまた別のかたが予約されたりすれば、そこまわって、ここまわってということで、そういった作業もまた出てくるのが現実でございます。先ほど申し上げたとおり、当初はなかなかその慣れないせいで手間取っておりましたが、今、2カ月経過しまして、担当の職員のかたもだいぶ慣れてきてまして、そんなに長い時間返事が遅れるというようなことは解消されてございますが、これからもうちょっとそのいろんなやり方を変えることによって、そういった問題について改善できる点がございましたら、先ほど申し上げましたとおり、会津乗合と町が協議を図りながら、改善していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

もう一つ、答弁漏れがございましたが、予約の確認の電話は、例えば予約、日中されまして、すぐに返事をするということではありませんで、5時半に受付を締め切って、それから確認の電話をさせていただくと、先ほど申し上げた1人だけではなくて、複数のかたが同じ経路の場合もございますので、一応5時半に締め切ってから確認のお電話を差し上げるということでありまして。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると確認の電話というのは、時間は決まっていない、5時半といいましたっけ、それ以降ということですね、5時半以降確認の電話がいくということで、やっぱりこれはシステム上、これはやはりどうにもならないというのか、なんとかもっと早く確認をできるような方法がないのか、なかったとするならば、やはり今の方法を周知徹底するというか、そういうことでやればいいのかと思います、その辺だけ。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今のシステムといいますか、今のデマンドバスの運行形態からいたしますと、やっぱり今伊藤議員がおっしゃられた予約する、すぐ確認の電話をするというやり方ですと、1人のかたが1台のご利用でしたらそれでも可能ではありますけれども、複数のかたが同じ経路の場合は、それでは結局時間とかずれてしまいますので、今のシステム、運行方法であれば、やっぱり5時半の予約の締め切り後にご連絡を差し上げるというしか方法はないということでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、次の質問に移りたいと思いますが、デマンドバスの運行計画の中に、野沢まちなかへの誘客を促進するために、まちなか待合所仮称の設置を検討するとし

ておりますが、これは現在実施されているのか、または計画の段階なのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 待合所の件につきましてお答えいたします。

待合所につきましては、現在野沢のまちなか再生計画策定中ございまして、その中でまちなかの待合所の設置につきましても検討してございますので、その計画がある程度煮詰まった段階で設置についてもある程度の方針がまとまるということでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私が今ちょっとまちなかの待合所の設置について申し上げましたのは、やはり町内の商店街から、やはりちょっとデマンドバスになってお客が減ったんじゃないのかと、減ったみたいだと、そういうような意見が結構多かったものですから、早く取り組んでいただければ、その辺は解消できるのではないのかと私は思ったものですから、今質問したんですが、ではなるべく早く設置するように努力していただきたいと思います。

次に、デマンドバスの乗り降りに、やはり高齢者がデマンドバスのワゴン車のステップが高いんじゃないかと、障がいのあるかたには、あのステップはちょっと高すぎるのではないかと、そういうあれがありまして、やはり簡易な方法というか、何か台でも何でもいいですから、そういうのを常に出せるような方法で、高齢者のために、弱者のために、やっぱりそういう工夫といいますか、おそらく運転手のかたが降りて、後ろからこう支えたりなんかしてやっている人というのは、かなりいると思うので、そういうのにも配慮してやってほしいなと思うんですがいかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ただいまご質問であります。なかなか体が不自由なかたとか、乗り降りが大変なかたおられると思います。ステップが高ければ、何か台でも用意したり、それは町としてすぐ取り組めることでもありますので、会津乗合自動車とお話をしながら、取り組める部分につきましては早急に対応してまいりたいと考えております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ちょっと今言い忘れたんですが、新しいワゴン車については結構低いんですが、古い15人乗りのワゴン車がまだ高いというか、だからその古いワゴン車については設置してもらわないと大変ではないのかという気がしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、デマンドバス運行は、こゆりちゃん号ですか、そういうようなことで今運行しているわけですが、私はこゆりちゃん音頭ですか、西会津町にはこゆりちゃん音頭があるわけですよ。そういうものを集落にいったらこゆりちゃん音頭を鳴らすような方法で、ちょっと周知できないかと、というのはちょっと訳がありまして、デマンドバスと循環バスの停留所というのは、確か184カ所あると思ったんですよ。そうすると、なかなか雨風をしのぐような停留所なんていうのは無理だと思うんですよ。そういうことで、やっぱり集落にいったらこゆりちゃん音頭を流すことによって、そのゆっくり出てこれるか、鳴ったら出てこれる、移動販売と同じで、ああこれが鳴ったらこれだな、あれが鳴ったらこれだなと、そういうように、やはりこゆりちゃん音頭、それが鳴ったら出てこれる

ように、そうすると停留所に長い時間、暑い日、寒い日に待っていなくてもいいのではないかと、そういうことで私、一つ提案をしたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

現在、予約をされて何時にどここのバス停というふうに確認の電話をいたしまして、今現在、そのかたがその時間にいて、若干遅れる場合もありますけれども、5分とは待っていただく時間はないのが状況であります。今現在はうまく運行がいていて、ただ場所によりましては雨が降ったり、風が吹いたり、雪が降ったりということで、2分でも3分でも大変な停留所もあるかと思っておりますので、今議員が申された件につきましては、町として十分、なかなか今のバスの設備では、そういったスピーカーですとか、いろんな機器の問題もございますので、そこらを調査しまして、鋭意検討してまいりたいと考えております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 最後に、いろいろ質問しましたが、やはりまだ2カ月しか経っておりませんし、やはり事業というのは、これ始まったから終わりではないので、これからいろいろ町民の意見やら、改善点やら、そういうのを聞きながら利用者数の増加に努めていただきたいというふうに思います。

続きまして、交流都市へのアンテナショップ開設について再質問をしたいと思います。先ほど課長から答弁をいただいたわけですが、その中で、福島県に東京駅の八重洲口や葛西のイトーヨーカドーですか、そこに福島県の観光交流館、そして福島市場というところがあるんですが、アンテナショップ二つありますが、そこに西会津町の産品、特産品なり、特用林産物、そういったものは販売なり展示されておりますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 ただいまのご質問ですけれども、福島県の観光物産館として、ただいまお話ありましたように、東京駅の八重洲口に八重洲観光物産館、それから江戸川区にショッピングセンターの中を利用して、福島県のアンテナショップというようなことで、2カ所あるわけですが、いずれもいわゆる農産物とか、加工品とか、福島県内自治体のそういった特産品を展示販売するようなアンテナショップになっているわけですが、今のところ、現在、西会津町の特産品は販売しておりません。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 原発の風評被害とかいろいろありまして、やはり福島県なり、国なり、いろんな風評被害に対するいろんなことをやっていると思うんですね、払拭するために。県もやっていると思います。しかしながら今言ったように、やはり福島県のアンテナショップについても西会津のものは販売や展示はされていないということなので、やはりそれだったら、4月18日に横浜市の鶴見区と協定を結んだわけですが、鶴見区というのは27万から28万の人口があって、やっぱり大都市だと思いますし、その横浜全体で300万以上という、そういう人口があるので、私は今回の4月18日の横浜鶴見区と町との協定というのは、やはりこれはかなり評価されるし、重いものだというふうに思っております。

やはりお互いの地域の首長が調印式で判を押すということは、かなり経済交流にしても、もっと突っ込んでやれるような私は協定だと思っておりますので、これを機会にアンテナショップ、西会津町のアンテナショップ、鶴見区のそういう商業施設、例えば物産館なり、そういうところを借りて、西会津町の特産品、全国に誇れるあかべこといいますか、そういう民芸品、そして桐下駄とか、桐製品とか、地酒もあります。そういうような、シイタケ、農林産物については米、菌床シイタケ、野菜いろいろありますが、やはりこの辺で、これは福島県内でも町村ではおそらくやっていないと思うんですが、西会津町が今やっぱり風評被害、そういったものを払拭したり、経済の活性化を考えたときには、ほかでやっていないからではなくて、やっぱり西会津町で先行してやってもいいのではないかと、復興予算を使うなり、そういうことで私は考えていますが、町ではどのような考えを持っていらっしゃるでしょうかお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 今議員お話のとおり、鶴見区との協定を4月18日に友好協定を結んだわけですがけれども、まだ実際にこの協定の中身というのを具体化してはいない状況であるわけですがけれども、今後その中身についても鶴見区と十分詰めていくこととしております。

その中では、今議員おただしのように、そういった物産交流をとおして、町の経済の発展、さらに子どもたちの交流などをとおして、交流人口の拡大、そういったものを深めながら、うちの町にとっても活性化につながるような、そういった協定内容に進めていきたいなというふうに考えております。

ちなみに、これからまた夏、秋に、鶴見区でイベント等がありますので、そちらのほうにも出向きまして、町の物産等を販売、さらには観光PR、そういったものやっぺいこうかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まだ協定を結んで時間が経っていないと、そういうようなことで、これからいろいろと考えていきたいと、そういう答弁だと思うんですが、やはり協定というのは、交友で、口約束でやったようなそういう軽いものではないので、やはりこれは本当に西会津町にとってチャンスではないのかと、そういうふうに私は思いますので、ぜひこの機会を逃さないで、観光についても、やはり鶴見区ではすごいお寺さんもあるというようなことも聞いておりますし、信仰心というか、そういう強いところだとも思いますので、西会津町にも鳥追観音なり、大山祇神社、いろいろありますので、やはりそのアンテナショップを情報の発信基地みたいな感じで使う、また、交流人口を増やすためのそういう場所に使う、いろんな広範囲に考えてやっぺいければ、私はいいいのではないのかと。あとは期間を、例えば、予算、費用対効果とか、行政ではそういうことをいいますが、私は町民のために投資といえますか、活性化のために投資するということも大事だと、そういうふうに思いますので、ぜひそういうふうに期間限定でもいいと思うんですよね、2年くらいとか、やっぺいみて効果が上がらなかつたらそれはそれでまたやめる、やる、そういうような考え方もあると思いますので、ぜひその辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 アンテナショップにつきましては、実際に、例えば町単独で施設なり、人なりをはりつけるとなれば、今議員おただしのようになりかなり費用対効果、経費的にも大変だというようなこともございます。ですから、鶴見区内の例えば物産館とか、そういった一角をお借りして、町の特産品、加工品などを販売する、または観光をPRするとか、そういったシステムだと経費もかからずに長期的、継続的にもできるのかなと思っております。

今後、そういった交流事業の中身等も検討していく中で、そういったアンテナショップのあり方等についても十分検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは最後に、とにかくこの交流協定を逃さないで、西会津の活性化につながるようにひとつがんばっていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 2番、長谷川義雄です。伊藤町長には平成21年7月12日の選挙において当選して以来、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念として、日夜町政に取り組んできたと思っております。町政を執行して3年が過ぎようとしている中で、今後の任期中において、特に何を重点として町政運営にあたるのかを含めて質問に入ります。

町政の姿勢についてであります。一つ目として、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念として町政の取り組みについての達成度はどのくらいと認識していますか、お尋ねします。

二つ目として、町に寄せられた提案等で、約束して実行できたことは何件ありましたか、お尋ねします。

三つ目として、開かれた町政運営にあたり、今後はどのように進める考えなのかお聞きします。

以上の3点を私の質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、長谷川義雄議員の町政の姿勢についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

私は就任以来、町民の皆さんとの対話、地域経済の均衡あるまちづくり、みんなの声を聞く町政を政治の基本に据え、みんなの声が響くまちを基本理念とする総合計画のもとに、開かれた町政運営の実現に向けて、町民の皆さんとの対話を重視しながら、町政運営にあたってきたところであります。

具体的には、各種審議会や委員会委員の選考にあたっては、公募委員を積極的に登用しているほか、自治区等に出向いての町政懇談会の開催、町長へのおたよりなどの制度は私が町長就任後に創設したところであります。

また、小学校統合や新しい、この今回の町民バス計画などの重要施策の決定にあたっては、地区説明会や関係団体との意見交換会なども開催をして、できるだけ町民の意見を取り入れた政策づくりを進めておったところであります。開かれた町政運営に現在も努めて

いるところでございます。ご質問の達成度についてであります。基本計画に定めた目標には、ほぼ到達しているものと考えているところであります。

次に、開かれた町政運営のための今後の取り組みについてであります。地域活性化を目指して、持続可能な事業に取り組む町民の皆さんを積極的に支援していく考えであり、町の各種事業もできるだけ町民参加型に移行していくこととしております。今後も、開かれた町政運営を積極的に推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、ご質問にございました町に寄せられた提案等についての件数や実行の内容については、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、長谷川義雄議員の町政の姿勢についてのご質問のうち町民提案に関する質問にお答えします。

町では、町に対する提言や要望をお聞きする機会として、町長へのおたより事業を実施しており、平成23年度末までに118件、69名のかたからおたよりが寄せられております。お寄せいただいたご提案やご意見につきましては、町長が全て確認し、その対応を担当課に指示しているところであります。その結果などについては、順次本人に返答するとともに、ホームページで公表しているところであります。

町の寄せられた提案の中で実現できたものはあったのかとご質問でございますが、いただいた意見は多岐にわたっておりまして、提案内容をすべて施策に盛り込むことは困難ではあります。国民健康保険証のカード化や粗大ゴミ収集場所の増設、信号機の待ち時間の改善、バス運行体制の改善、職業紹介所の開設など約10件程度の施策は、この提案制度の中から実現にいたったものと考えているところであります。

なお、多額の経費を必要とする町道などインフラ整備についても、多数ご意見、ご提案、ご提案が寄せられておりますが、これらについては、提案内容を十分検討するとともに、地元自治区との協議なども行い、事業化が必要と判断された事業については実施計画に盛り込み、計画的に事業を実施していくこととしているところであります。まずは、できるところから実施するという考えのもと、スピード感を持って取り組んでいくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先の答弁で、積極的に話し合いを設けているということですが、町長になってから役場庁舎において、直接住民との話し合いはできましたか。できたとすれば何名くらいですか。役場内において、住民との直接の話し合いはあったでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 町長が役場の中で町民の皆さんとどのくらいお話し合いがあったかということですが、町長が就任されまして、先ほど議員も申されましたように、間もなく3年となりますけれども、その間もう何回となく町民の皆さんとお話する機会がございましたので、今ここで何件くらいということにつきましては、ちょっと件数申し上げることができませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私の提案ですが、現在の町長室というのは、庁舎も含めてですけれども、

40年以上も経って、現在のように高齢化ではなかったと思います。私のみる限りでは、現在、今使っていない南側の住民相談室を町長室にするような考えはございませんか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 庁舎の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきますが、ご承知とおり、この庁舎も建設から40年を超える状況でございます。かなり老朽化する中で、町長が就任当初に、できれば町民の皆さんに近いところに町長室を持っていきたいというようなお話もございましたけれども、なかなかそのスペース的なもの、あるいは建築上の部分がございます、1階にもってきたいという思いはございましたけれども、それはなかなか実現にいたらなかったということでございます。

この庁舎につきましても、今後何らかの形でまた別な庁舎ということも視野に入れて検討していかなければならないというふうに思いますけれども、そのときにできるだけ町民の皆さんの目線に立って、町民の皆さんと接することがよりしやすい環境を整えていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私がこの提案をするにあたり、自分なりに考えてみました。

第1点ですけれども、まず総務課に近いこと。また統合になった小学生の子どもたちの登校下校時を見ることもできる。

二つ目としては、想定外の非常時が起きた場合でも、ケーブルテレビ、庁舎に近いので、すぐに直接町民に話すことができる。

三つ目として、常に職員の働く姿を見ることができ、的確な指示ができることにより、職員の仕事に対する士気も上がると思います。

町民の皆さんと対話を重視する伊藤町長の考えを大局的にお聞きしたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 非常に長谷川議員からいろいろとご提言をいただいて、ありがたく拝聴していきたいというふうに思いますが、まず総合的に判断をいたしまして、今ほど総務課長から答弁しましたように、町長室というのは、私もなって初めて経験していることですが、町長室だけであれば、これは私どんなところでもこれはいいんでありますけれども、しかし来客だとか、あるいはその待ち時間だとか、そういうことがあった場合に、このスペースがやっぱりもう一つ必要になってくるわけでありまして、そういうことがやはり融通性を持たせていかないと、なかなかこれ人との話し合いなり、あるいは接待する場合についての問題があるということでありまして、そうしたスペースが実は下にはなかなか取れないということでありまして、改造にも相当これいろいろ苦慮するということでありました。

したがって、当初、本当に町民の皆さんが気楽によっていただけるようなという案でありましたけれども、現実的に対応するとなると、なかなかそういうところまでいかなかったというのが率直な私の考えでございました。できれば、やっぱりこの高齢者や、あるいは身体にいろいろ支障のあるかたなどについて、自動で上げられるような、町長室までこられるような、そういう対応などについても検討するというところもあるのかなというふうに思っているところでございます。

それから、小学校、あるいはそうした小学生の下校、登校下校時に、よく鈴を鳴らして

通っておりますから、私も窓からずっと見たりしているわけでありましてけれども、そんなことで、現在のところからも、すべてではありませんけれども、ある程度元気な姿を見ることができるといふことをございます。

その他、想定外の対応とか、あるいは常に職員に対するいろんな監視とは言わないまでも、職員の仕事の内容について町長自らが観察するということについては、これは定期的ではありませんけれども、1カ月に1回くらいはそうした場を設けながら、職員と直接話をしながら、自らまわっているといふことでもありますので、ご理解をいただきたいといふふうに思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私は1階においても、特に困ることはないと思うんですけれども、今後、学校建設にあたっては、地元とか、内外の業者の打ち合わせ等が見えたほうが、町民は安心して前に進むことができるのではないかと思います。見えないところで物事が進むということがそれでいいのかといふことです。かつて伊藤町長も議員の時代はそう思ったことありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も議員のとき、町長に直接そういう質問をしたことはございませんでしたけれども、実はやっぱり議会を町は、私は議員を尊重しているし、やっぱり信頼をしている。議員についても、また信頼関係が薄れた町政であっては、これはいくら立派な施政を述べてもそれは何もならないわけでありまして、お互い相互の連絡関係といふのは、やっぱり信頼関係をもってきちっと進めていくべきであろうといふふうに思います。

そこで、直接、私はですよ、業者と町長室でお会いしたということはありません。そして、すべて計画、日程ご覧になっていると思いますし、また町長日程についてもそうありますけれども、いつでも誰でもが見られることになっておりますので、そのスケジュール等を見ても、これは町の業者とか、あるいは入札業者と直接お会いをして、町長室でうんぬんというようなことは、これはそういう疑問の持たれるような、そうした内容はしてございませんので、どうかその点についてはご理解をいただきたいと思ひます。

ただし、いろんな業者でも、例えば、こういう太陽光がこういうことで今取り組んでいるとか、そういう関係の中で、いろいろ提案型の内容等でよせられる業者もございます。そうした場合については、私は個人では決してお会いすることはありません。担当課、そして副町長、こういう中でいろいろ担当しております。いろんな業者の皆さんでおっても、いろんな提言がある業者もございますから、それは臨機応変に対応しなければならない課題もございますので、その点については何らご心配ないのではないかなといふふうに思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 議会では、開かれた議会を目指して勉強、協議中です。伊藤町長にも開かれた町長室を目指すことを私は期待します。

これで私の質問を終わります。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 3番、渡部憲と申します。ただいまより通告順に一般質問を行います。

まず、西会津町、柳津町、あいづダストセンター、県の4者による公害防止協定の見直しについて、三つほど質問いたします。

まず第1に、町は放射性廃棄物の法的処理方法が決定されるまで、風評被害をまねくような廃棄物はあいづダストセンターには持ち込みはさせないんだと、これには間違いございませんか。

二つ目、県外からのあいづダストセンターへの産業廃棄物の持ち込み、20%ほどとなっておりますが、これは町としてできるんだという見解でしょうか。

そして三つ目は、わが町からあいづダストセンターで働く従業員がいくらかおられます。放射線の被曝や健康管理について、町がすべきことはございませんか。

次は、生活保護受給についてでございます。今、働くよりももらったほうが得などという生活保護不正受給が問題となっております。ケースワーカーのかたがたの調査にも限界があり、大変な苦労をなさると思いますが、町は今後どのような対応をするのか答弁を求めます。

次は、安座のおとめゆり群生地について質問いたします。野沢上安座地区のおとめゆりの群生地は、ほかに類を見ないゆりの群生地であり、町としても大切に保護し、育てていくべきと思いますが、町のマスコットにもなっているので、今後の町の対応についてお伺いいたします。

私の質問は、一応このようになっております。当局の明解なる答弁をお願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3番、渡部憲議員の質問に対して、私からは公害防止協定の見直しについての質問にお答えをいたします。

産業廃棄物処理に係る公害防止協定の見直しにつきましては、本年1月1日に、放射性物質汚染対処特別措置法が完全施行され、産業廃棄物の放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば通常の産業廃棄物と同様に埋立て処分が可能となったところであります。

このように、法的基準が国から示されましたことから、本町と柳津町、株式会社あいづダストセンターの3者で締結しております産業廃棄物処理に係る公害防止協定及び公害防止計画書について、見直し作業を進めてまいりました。その内容につきましては、法律との整合性を図るとともに、地域住民の安全・安心を十分に担保することを基本に、新たな遵守法令や産業廃棄物の対処方法、さらには、指導的立場にある福島県会津振興局長を立会人として追加いたしました。

なお、この見直しにつきましては、締結者である本町と柳津町、株式会社あいづダストセンターのほかに、監督官庁である福島県生活環境部産業廃棄物課と会津地方振興局県民環境部との連携を図りながら、見直し作業を進めてまいったところであります。

町といたしましては、今後、議会及び地域住民のご理解をいただくとともに、協定書及び計画書の再締結を行い、それに則した対応をしてまいる考えであります。

次に、県外の産業廃棄物をあいづダストセンターに20%持ち込みできることについての町の考え方についてお答えいたします。

県外の産業廃棄物の取り扱いにつきましては、公害防止計画書の見直しの中で、福島県産業廃棄物処理計画に従うことといたします。その内容につきましては、5月30日開催の全員協議会において、副町長及び県産業廃棄物課が説明申し上げましたとおり、県外の一般的な産業廃棄物の受入れを想定したのではなくて、大規模な災害が県外で発生した場合の瓦礫等の廃棄物の受入れを想定したものであります。

また、仮にそのような状況になった場合には、福島県から本町や柳津町、株式会社あいづダストセンターに対して、事前の協議がされますので、その際には、現況等を勘案しながら受入れについて判断してまいる考えであります。なお、現在まで、あいづダストセンター処分場は、県外からの産業廃棄物の受入れをしておりません。

次に、あいづダストセンターで働く町民の健康管理について、町がすべきことはないかというおただしであります。あいづダストセンター処分場に勤務されているかたは、全員、線量計を身に付けて業務にあたっております。また、毎月その積算線量を調査しておりますが、国が示す基準である年間の追加被曝線量1ミリシーベルトを大幅に下回っております。また、従業員の健康管理は、企業が責任を持って対応すべきであると考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 3番、渡部憲議員のご質問のうち、生活保護についてお答えいたします。

生活保護につきましては、福祉事務所が設置されている市では保護の決定を行っておりますが、町では生活保護の相談を受け、会津保健福祉事務所の担当ケースワーカーに情報提供することなどが主な業務となっており、県に措置権があり生活保護の受給者や金額の決定は県が行っております。生活保護の相談件数は、昨今の経済情勢を反映し増加傾向にあります。

おただしの中で、働くより生活保護を受給したほうが得とのことではありますが、生活保護の基準額は、細かな積算基準があるため世帯、年齢、身体の状態、年金等の収入、親族等からの金銭、現物による支援があるかなど調査され計算されております。生活保護は他の法律、他の施策が優先され、全ての制度の利用を検討した上で生活保護以外に生活する方法がなく収入が基準額以下の場合に申請することになります。親、子、兄弟等には生活保護申請時に扶養届を提出してもらい、金銭、現物による支援ができないか、どの程度支援できるのかなどを会津保健福祉事務所で確認しております。

また、県のケースワーカーが定期的に面談を行い、親族からの支援があった場合には収入申告書を提出してもらい、支援の状況によっては電話等で扶養できないか照会することもあるとのこと。

町といたしましては、生活保護を受けずに親族等の支援を受けて生活できないか、不正受給がないかを県と連携して継続的に調査するなど支援してまいる考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 3番、渡部憲議員のご質問のうち、安座のおとめゆり群生地についてのご質問にお答えいたします。

おとめゆりは飯豊山系や只見山系、福島市の一部、新潟・山形県の一部のみに自生している貴重なゆり科の花として知られており、町では、昭和48年11月に町制施行20周年を記念して町の花に、昭和60年12月には、町花おとめゆり保護条例を制定し、自生地保護に努めてきたところであります。

安座のおとめゆり群生地の保護・育成につきましては、安座自治区の協力をいただきながら、現在にいたっており、町としましても、カモシカ進入防止網の設置をはじめ、道路補修などのハード面の整備を行うとともに、観光パンフレットやケーブルテレビ、ホームページでの紹介や開花時期の案内などPRを行い、多くのかたに観賞いただけるよう努めており、特に、この6月は本町にとって観光シーズンであり、多くのかたに足を運んでいただけるよう、わかりやすい案内看板の設置などに努めているところであります。

いずれにいたしましても、貴重なおとめゆりの群生地であることから、自治区の協力を得ながら、町内における自然探勝地として、また観光資源として、大切に保護・育成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま町長から公害防止協定の見直しについてご答弁がありました。私は、町長これ口約束ではなくて、やはり文書を持って交換するやり取りしたほうが、後々のためにも私はよろしいのではないかと、そう思います。

それから、私はこの公害防止協定の見直しについて、こうくどく言うのは、つまりこの最初平成9年ですか、公害、ダストセンターが創立するときに、これは特に睦合地区のかたがた、睦合地区のかたがた全部に今回みたいな話し合いとか説明はなかったと思います。そして、特に青坂地区のかたがたは、すぐ隣接しますから、これは反対だと、そう言われたそうです。でも、業者のほうは、ここにつくらないと会津全体のごみが方法なくなってしまうんだと、だから何とかしてもらいたい、協力してもらいたい、そう言われたそうです。ですから、じゃあしょうがないだろうと、ところが会津だけのごみのはずが、今度は県内全部というふうな話に広がっていったわけです。ですから、放射性物質もみなこう入ってきたわけですね。ですから私は、この協定が、だんだんだんだんそこらじゅう穴だらけになって、有名無実なものにならないように、私は特に睦合地区のかたがたみんな心配しているわけです。ですから、もう一度、特に睦合地区のかたがたと、町長は本当に懇切丁寧に説明をして。国は特措法で、これは埋めてもいいんだと、産業廃棄物は埋めてもいいんだと、今後これからも搬入もできるんだとっておりますけれども、やはり地元のかたがたにすればこれは心配です。特に縄沢のかたの若い女性のお母さんなんかは、本当に今後子どもを考えると心配なんだと、当然ですよ、私もそう思います。別にこの最終処分場が西会津がここに持ってきてくれと頼んだわけではないんですから、そこをもう一度、業者と西会津町と、それから柳津と県と、もう一度よく話し合って、この将来に禍根を残すことのないように、町長、本当にみんなで話し合って、本当にこれなら大丈夫じゃないか、それでも、早く言えば想定外の大地震とか、土石流が流れて、川にその水が排水が入ったなんてことも考えられると思うんですよ。そういう場合に、これからももしどんどん水を検査すると思っております。その水にももしもそういう放射性物質が含まれたような場合は、直ちに操業を停止してくださいと、そしてその原因を究明していな

いときは操業はしてもらわないと、そういうふうな協定を結んで、私はくどく言うようですが、町民の皆さまの理解と協力をまず第一に考えまして、早くいえば国がやれと法律つくってきたから、最終処分場というのは県の許可ですからね。一般廃棄物は町村の権限なんですけれども、それはわかります。西会津、柳津だけがだめだだめだと最後まで反対できるのかと、これは難しいものであります。でも町長、町民の理解と協力を得るようにかばってほしいとそう思います。もう一度町長の返答をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 渡部議員の質問の内容については、十分理解をしているつもりでございます。私は何回も繰り返すようではありますが、この産廃の処理に関しては、法律が定まったということだけで、これですべて安全かということ、決してそうは思っておりません。それは、法律は法律として、その範囲の中でどのように安全を確保して、そして今後町民の皆さんにご理解いただけるかという、まさにそういう作業を今しっかりつくっていかなければならないということで、鋭意今取り組みを進めているところであります。

したがって、まず産廃を稼働させるという目的のために、この内容について討論しているわけでは決してございません。なんとしてもそれはまったく逆でありまして、安全が確保されない限り、これはやっぱり稼働できないことなんだよということでもありますので、そのために今ほど議員からいろいろと縷々いろんなご意見をいただきましたけれども、まさにそうした内容にもとづいて、そして協定書の中に置いては、きちっと住民の皆さんや、あるいは地域の皆さんが安心して、これは本当にすべて安心して、どこまでが本当の安全かということについては、私もこれは非常に難しい問題でありますけれども、しかし、これならばやっぱり大丈夫だということまで少し煮詰めた話、あるいは協定書の文言の中で整理をしていただいて対応していきたいというふうに思っているところでありますので、今後、正文化にあたっては、地域住民の皆さんの声を聞くなり、そしていろいろな角度から県の対応等も含めて、調査検討してまいりたいというふうに思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 それから、2番目の20%入れるんだと、これは現行の協定書にはなかったことなんですよね。0%、受け入れしないんだと、ところがこの新しい協定書には受け入れるんだと、つまり県が言ったから、南は九州、沖縄、北は北海道と、全国的に広がってしまうと、東京から大阪、そうしてどういうものが入ってくるのか、町長さんの話では、瓦礫か何かではないかというんですけれども、そういうのも決めるときにちゃんとはっきりして、どういうものなのか、どこからくるのか、そういうことはちゃんとしていただきたいと、そうじゃなければ、私はこういう20%というのは認めるべきではないと思えますよ。町民の気持ちにしてみれば、どこからくるのかわからないものを入れるのかと、それも前の協定書になかったものが何で新しく入れるんだと、それをもう一度返答願います。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 渡部議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、現在の協定にはない、新たな20%というような協定の見直しで今進めておるところなんですけれども、繰り返しにはなってしまうかもしれませんが、ご理解いただきたい

いのは、今般の東日本大震災、それに引き続き、伴いました原子力第1発電所の事故に伴いまして、こういった福島県というのは大きな被害を被って、今もなお福島県全体が大変な被害状況にあるわけでございます。こういった中におきまして、被災地はもとより、さまざまな場所において瓦礫の処分やら、いろいろな処理がなかなか遅々として進まないというような状況に本県はあるわけでございます。こういった中におきましても、他県からの応援の申出や、瓦礫の処分についての他県での処理の申出、こういったものでもって少しずつ福島県というものが復興をしているというような状況が今まさに始まっているところでございます。

こういった中におきましても、西会津と柳津と、あいづダストセンターにおける協定書においても、これは西会津に限らず、福島県、そして近隣県でこういった大災害というのは、いつどこで起こってもこれは不思議ではない状況でございます。そういった中におきまして、福島県のこの現状を考えたときに、他県で起こりうるそういった災害も、今後はやっぱり協定の中で積極的にそういった部分も取り入れて、広域的な処理が必要な場合については、できるうる限りの協力というような体制も、これはしいていかなければならないのかなというふうに考えております。

ただし、渡部議員が一番危惧されております、こういったものがどれだけ搬入されるのかというようなことも非常に不安な点はあろうかと思っておりますので、万が一こういった事象が生じた場合については、県当局をはじめ、十分にこれは事前に協議をした上でこういったところは進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 あと、従業員の健康管理には、町としても関心を持って、ちゃんとしていただきたいと、同じ町内の人働いているんですから、特にああいう危ないところ、危ないところといえば危ないんですけれども、健康に関しては町もいろんな面にアドバイスしていただいて、決して体調不良など起こさないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、生活保護の面なんですけれども、これは町のやっぱり役場が窓口になるわけですから、就労支援とか、いろんな面で応援してあげて、なるべくだったら不正受給のないように、そしてケースワーカーのかたがたも何の権限もないんですから、そのプライバシーの保護だの、個人情報保護だのといわれると、調べようがないんです。ですから、そういうことは一緒になってケースワーカーのかたと役場職員の皆さんと、本当はこれ厚生省援護局ですか、そういうのがやるわけなんですけれども、本当に窓口にくられれば一番わかるわけですから、そういうことをちゃんとお願ひしたいと、そういうことです。

あと、おとめゆりの群生地のことなんですけれども、これは本当に町の観光資源ですよ。ですから私は、観音さま、鳥追観音ですよ、それから大山祇神社、そしてあそこを越えて眺めを見ながら、景色を、風光明媚なところを見ながら、おとめゆりの群生地を見て、それから、できれば宝川の、徳沢の船下りなんかをやって、奥川まで、新郷の芸術村なんかまわってくるような周遊コースみたいな、バスみたいなものができれば最高だと思いますけれども、そういうことも一応検討してみてください。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時30分)

○議長 再開します。(14時45分)

7番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。7番、多賀剛でございます。本日最後の一般質問となります。通告に従いまして質問をさせていただきます。また、本日の同僚議員の質問と一部重複する内容もございますが、別の角度からの質問もしてみたいと思いますので、通告どおり質問をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

新年度がスタートして早2カ月余りが経過いたしました。水田には水が入り、ほとんどのところでは田植えも終わり、緑の絨毯を敷き詰めたと申しましょうか、清々しくすばらしい田園風景が広がっております。若芽はすくすくと伸び、本当に新緑が目まぶしく、1年で一番いい季節だなとつくづく感じております。

今年には町政において、新年度になって大きく変わったところがいくつかあります。その中で3点ほど質問通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、藤城副町長へお尋ねをいたします。副町長にご就任されてから早いもので2カ月ちょっと経過いたしました。ご就任以来、いろいろな会議や会合等で副町長としての仕事っぷり、ご活躍を目にするところであります。多くの町民の皆さんからも、副町長の一挙手一投足を注目され、若くバイタリティ溢れるお姿に熱い視線が注がれているところであります。町のナンバー2、事務方のトップとして、今までの職務とはまったく違った環境、職責の中で仕事をされるというのは、相当なご苦労があることは容易に想像できるころではありますが、町政伸展のためには、大変な期待をしているところであります。そこで、現在のところの本町の率直な感想と、副町長として町政に取り組まれるにあたっての思いや姿勢についてお伺いをするものであります。

2点目といたしまして、デマンドバスについてお尋ねをいたします。今年度から西会津小学校の開校に伴い、児童生徒の専用スクールバスの運行に併せて、町の公共交通体系も大きく変わりました。デマンドバスの運行開始であります。バス車両を小型化して、今まで乗り入れなかった集落への運行も可能にし、利用者ニーズに合わせてよりきめ細やかな運行をする。また、いわゆる空バスを走らせることがないなど、いろいろなメリット、効果を期待されて運行が開始されました。これだけシステムが大きく変わる中で、試行期間もなく、いきなり本格運行となったわけでありまして、想定外のトラブルや利用者からの苦情等がなかったのか大変心配されるところであります。そこで、次の点をお尋ねいたします。

一つ目といたしまして、運行を開始して2カ月経過したわけでありまして、問題なく運行されているのかお尋ねをいたします。また、利用状況については、先ほどのご答弁でわかりましたので、この質問は取り下げさせていただきます。

二つ目といたしまして、予約の方法、確認の方法、運行経路等、これは循環路線バスを含めてであります。当初の計画どおり問題ないのか、変更すべき点はなかったのかお尋ねをいたします。

三つ目といたしまして、町民、利用者の利便性の向上にはなっていると思いますが、運行経費は町民バスと比べてどうなっているのか、節減できたのかそうでないのかをお尋ね

いたします。

3点目といたしまして、本年開校いたしました西会津小学校についてお尋ねをいたします。先ほど申し上げましたが、4月から西会津小学校の開校に合わせて、児童生徒の専用スクールバスの運行が開始されました。遠方から通学させている児童の保護者、特に低学年の児童保護者、家族におかれましては、大変心配されていることと思います。先ほどのデマンドバス同様、いろいろなシミュレーションをしながら、児童の通学負担をできるだけ少なくして、元気に学校生活を送れるよう、教育委員会として相当なご配慮をしてこられたのは十分承知しておりますが、デマンドバス同様、想定外のできごとがなかったのか少なからず心配されます。そのことを踏まえまして次の点をお尋ねいたします。

一つ目といたしまして、スクールバスは当初計画していたとおり、時間等、問題なく運行されているのか。また、トラブル等はなかったのかお伺いいたします。

二つ目といたしまして、スクールバスの個人委託運転手の体調管理についてお尋ねをいたします。3月定例会の教育長のご答弁では、委託運転手も教育関係者の一員である、ですから、児童生徒に接する際は先生がたと同じような気持ちで子どもたちに接するよう、また業務にもあたるよう指示しているということでありました。私もまったくそのとおりでありますし、当然そう業務にあたっているものと信じております。しかし、安心・安全というのは信頼関係だけでは不十分であるというのは、教育長もおっしゃっておりました。そこで委託運転手の体調管理の確認状況をお伺いするものであります。また、その結果についてもお尋ねいたします。

最後に通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。西会津小学校となって、272名の多く児童は徒歩で通学しております。先日の全員協議会で話がありました。役場前の交差点のように、通学路として思わぬ交通量の多さなどで危険要素を含まれる箇所はなかったのか、また、改善すべき点、変更すべき点はなかったのかお尋ねをいたします。併せて役場前の交差点に信号機を設置したいとのお話がありましたが、進捗状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上の3点を私の一般質問といたします。明解なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 7番、多賀剛議員のご質問に、お答えいたします。

はじめに、私の本町に対する感想について申し上げます。副町長として就任して早2か月、この間、さまざまな会合等を通じて町民のかたがたと交流をさせていただきました。その中で私は、西会津町は、古くからの歴史と豊かな自然環境が、地域のかたがたの強い絆により脈々と受け継がれ、今もなお、人の心の温かさや思いやりがしっかりと息づく人情味あふれるすばらしい町であると強く感じているところでございます。また、農業をはじめとする、それぞれの職種において若い世代のかたがたが、しっかりと将来ビジョンを持って活躍していることに、この町の力強さを感じたところでございます。

社会経済情勢がめまぐるしく変化している今、会津に生まれ育った私も、ややもすると忘れかけていた、人と人の触れ合い・地域社会における絆の大切さを、ここ西会津町で再認識いたしましたところでございます。

次に、町政に取り組む姿勢について申し上げます。私は、町長の補佐役として、町民の

皆さまが夢と希望を持ち、安心して暮らせるまちづくりを推進するために、町長がマネジメントしたさまざまな施策を具現化すべく、事務方のトップとして、その職務に全力を傾注してまいり所存でございます。そのためには、町民目線を第一に、関係機関等との連携・調整を密にすることはもとより、組織内部においては、横の連携を強化し、和を大切にしたい風通しのよい活気ある役場組織を構築しながら、町勢進展に誠心誠意寄与してまいりたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、デマンドバスについてお答えいたします。

まず、予約や確認の方法、運行経路等は、当初想定していたとおりで問題はないか、変更すべき点等はなかったか、とのご質問であります。運行開始当初は、不慣れなこともあり、予約の行き違いや確認が遅れるなど、利用者の皆さまにご迷惑をお掛けしましたが、現在は、順調に業務を行っているところであります。また、運行経路につきましては、その日の予約状況に応じて運行経路を設定しており、乗車人数が10名を超える路線も出てきておりますが、現在のところ想定の数で配車できております。

次に、運行経費は昨年までの町民バスと比較してどうなっているか、とのご質問であります。町民バスとスクールバスの合計の比較となりますが、平成24年度と平成23年度との当初予算における比較では、運行経費では約1,700万円の増、補助金や地方交付税、使用料等の収入では、約1,300万円の増となっておりますので、町の持ち出し額では、約400万円の増となる見込みであります。デマンドバスにつきましては、今後、改善すべき点がありましたら改善していくとともに、効率的な配車計画等により経費の節減に努めてまいり考えでありますのでご理解を願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、西会津小学校に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、スクールバスの運行についてお答えをいたします。スクールバスの運行につきましては、児童の安全を第一に考え、自宅近くからの乗降については家庭、地域の皆さんの協力をいただきながら、学校近くでの乗降については教職員等の指導のもと、児童が安全に登下校できるよう万全を期しており、車中の過し方においても、上級生が下級生の面倒をよく見るよう指導をしております。委託運転手にも、教育の重要な一翼を担っていることを自覚していただき、安全運転に努めながら児童の安全な乗降、車中での過し方について指導していただいております。また、朝の学校到着後、下校の出発前には、委託運転手と教育委員会職員が連日ミーティングを行い、よりスムーズに運行できるよう努めており、当初の計画どおりおおむね順調に運行できておりますので、ご理解を願います。

次に、委託運転手の体調管理に関するご質問にお答えをいたします。委託運転手の皆さんが、児童生徒を安全に送迎するという重い任務をしっかりと果たしてもらうためには、体調を万全にして臨んでもらうことが不可欠であり、日々十分に休養等を取るとともに、酒気帯び運転を絶対にしないよう、毎日のミーティング時に指導をしております。特に、アルコール呼気検査につきましては、自ら毎日実施してもらい、その報告を受けるととも

に、教育委員会が予告なしで検査するなど、万全を期しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。徒歩による児童の通学につきましても、家庭や地域、交通関係団体のご協力をいただきながら、安全に安心して通学できるよう対策を進めております。特に、ご質問にございました役場前の交差点は、車両通行台数が多いことに加え、小学校の統合により児童を中心とした歩行者がより多くなり危険度が高くなったことから、信号機を設置していただくよう、関係当局に要望をしているところでございます。この中で、喜多方警察署から、既設の信号機を移設する方が、新設するよりも少し早く実現できるだろうとの助言を受いただき、地元のご了解を得るべく関係自治区長さんに相談いたしました。結果としてご同意をいただくまではいたりませんでした。そこで、町といたしましてさらに検討した結果、西会津小学校新校舎完成後には、現在よりもさらに危険度の高い交差点になるものと見込まれることから、押しボタン式ではなく、正規の信号機を設置していただくよう、関係当局に強く要望しているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問をさせていただきます。

まず副町長、大変頼もしい、勇気付けられるようなご発言をいただきまして、大変安心しているところであります。私から特別何も申し上げることはございませんが、全力で町政伸展のためにがんばっているというご発言でしたので、私としては最大限のエールをおくらせていただきます。一言申し沿えれば、あまり力、力まずに、いろんなトップアスリートも肩の力を抜いて、7、8割方の力で臨んだほうが結果としていい結果、いい仕事ができる、いい成績が残せるというような話がありますので、あまり力まずに肩の力を抜いて、7、8割くらいの力で臨んでいただければいいのかなと思っております。

あともう一つは、大変失礼な言い回しになるかもしれませんが、副町長大変まじめそうでいらっしゃいます。町長ほどとは申しませんが、たまにはこのまじめという看板をおろすこともいいのではないかと。世の、人間の能力の開発の研究者は、まじめの看板をおろすだけで仕事が3倍できるというような研究者もいますので、ぜひそんなことを一つ申し上げておきたいと思ひますが、一言ご答弁あればお願いします。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 今ほど多賀議員のほうから、いろいろアドバイスをいただきまして本当にありがたいなというふうに感じるところでございます。私も2カ月ではございますが、まだまだ正直なところ緊張感が取れないというようなところもありまして、少し硬さがあるのかなというふうに感じるところでございますので、今後は議員各位とも十分交流を深めながら、町政伸展に十分にごんばってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長にはますますのご活躍をご祈念申し上げておきたいと思ひます。

質問を変えまして、まずデマンドバスにつきましても、このデマンドバスの内容に関しましては、先ほどの同僚議員のご答弁で大方のところは承知しました。私からは2点

ほどお尋ねしたいことがあります。今、まさに6月、大山まつりが開催されておりますけれども、週末等、列車で乗ってこられたかた、観光客等、デマンドバスに乗る際、そういうときのトラブルはなかったのか、観光客の動向なんかはどうなっていますでしょうかお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

6月に入りまして大山まつりが始まったわけでごさいます、今日が11日ですから、土日が4日間ございました。受託者であります会津バスのほうからは、観光客のかたのデマンドにかかるトラブル、その話は聞いてございません。

以上です。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 トラブル等がなかったという報告でありますけれども、私の耳にするところでは、なかなかバスに乗れなくてタクシーで山の神さまに行ったなんていう話も、それは聞きずての話ですので、信憑性のほどはちょっとわかりませんが、そういう話もありますので、以前、土日に臨時列車が入るような賑やかな大山まつりの時代には、会津バスもそれなりに土日は臨時バスを出すなどの対応をしていたようでありますので、その予約をしてバスに乗らなければならないシステムというのは、そういう観光客のかたにはどう周知されているのかなど、大変私は当初から心配しておりました。大山神社、鳥追観音等含めて、先ほどの同僚議員の話もありましたけれども、町のいわゆる必要な観光拠点であります。そこに行くのに予約をしてバスに乗らなければいけないというのは、私はいかなるものかなど。この6月期間中だけでも、いわゆる循環バスの延長、大久保まで伸ばすような、いわゆる臨時バスのような考え方はできなかったのか、今後そんなこともないのか、その辺も併せてお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず大山祇神社鳥追観音を目的とした観光客のかたの対策ということで、町のホームページでそのデマンドバスを利用されて行けますよというようなホームページの掲載はしてございます。

それから、6月の間だけ臨時バスの運行の検討ということでございますけれども、実際のくらくらのかたが汽車を利用され、駅からデマンドバスで大山祇神社に行かれるかたがいるのかという、そういった人数等も調査の上、もし人数がかなりいるということでありましたら、当然その臨時バスの運行については検討してまいらなければいけないと思えますし、今年6月のそういったお客さまの動向を判断しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 これは、デマンドバス、臨時バスという考え方もありますけれども、先ほど言ったように6月中だけ循環バスを大久保までまわすというような考え方も、それは十分対応できると思うんですね。せっかく本町にきて、観光したいけれども、なかなか行く手段がない、高額なタクシーに乗らなければならないというのは、大変、観光地として売

り出そうとする本町にとってはマイナス面があるかと思いますが、その辺を再度検討していただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

大久保西平方面のデマンドバスにつきましては、現在デマンドで運行しているわけですが、そういったその観光地ということで、そういった配慮もいたしまして、通常の本数よりは増便しながら西平大久保方面には対応してございますが、先ほどの件については、今後十分検討させていただきたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 よろしくお願ひします。

もう一つデマンドバスに関しましてお尋ねしたいことがあるんですが、今デマンドバスになってから、いわゆる子どもと70歳以上の高齢者のかたも100円の料金をいただくようになったというようなことで、これは私も相当額の受益者負担というのは当然だろうと思ひますけれども、その路線によっては、二重価格が出ているところがございます。そこは具体的にいうと縄沢、甲石、大畑、軽沢方面に行かれるかた、70歳以上のかた、これデマンドバスに乗ると100円で行けるわけですね。それが、いわゆる同じ路線を坂下の定期線が通っているわけなんです、坂下行き。坂下行きのバスに乗れば、あれはかまわず200円払わなければならない。可能性の問題、重箱の隅を突くような話で恐縮なんです、可能性の問題として、坂下線のバスに乗って、例えば縄沢なり甲石に帰られる、行こうとしている人が200円かかるから、じゃあデマンドバス出してもらおうというようなことも私、可能性として考えられます。ですから、私が思うには、そういう二重路線、二重路線というか二重価格のあるようなところは、例えばシルバーパスをつくるとか、本来であればデマンドバス乗るよりも、坂下線のバスに乗ってもらったほうが運行経費は安く済むわけです。坂下線満員だなんていう状況は見たことありませんから。その時間に乗れる人があれば、その坂下線の定期バスに乗っていただくというような方策を考えるには、いわゆるそのシルバーパスみたいな、坂下線に乗ってもそのかたは100円ですよというようなことは必要ではないのかなと常々思っていたんですが、その辺はご検討できませんでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今のパスの話でありますけれども、なかなかそのパスを出した場合に、その確認といいますか、それがなかなか難しい。

現在、出していないわけございまして、そういったやり方がはたしてできるのかどうか、それで必要があるのかどうかを判断しまして、今後対応してまいりたいと考えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私はこれぜひやるべきだと思います。対象者、利用者がどれだけいるかというのは私も把握しておりませんが、できれば坂下線のバスに軽沢まで乗れる人は、いっぱい乗ってもらったほうがいいわけですから、デマンドを利用しなくて乗れるかたというのは、ぜひそんなことも検討していただきたいと思います。

もう1点だけデマンドバスに関しまして、先ほどの同僚議員のご答弁の中で、予約のシステム、確認の方法は、今のシステム上どうしようもないんだというようなご答弁でしたけれども、中で、例えばお年寄り、あるいは体の不自由なかたの場合は、まわりの人がお手伝いをして予約を取ったりするようなサポートをしていただくようにしているというような話でありましたが、聞くところによると、予約というのは電話番号を登録しておいて、隣のかたが自分の家で、じゃあ隣のばあちゃんの予約を取った場合は、そのかたの情報がダイレクトに出てこない、予約システムの中には、そのかたの電話でないと。そういうシステム上の不都合があるように聞いております。

それと、例えば地域かたに予約のお手伝いをしてもらうというようなことであれば、私は以前から申し上げているように、電話での予約確認の方法ばかりではなくて、ファックスなり、メールなりの方法があれば、隣人はメールができるかもしれない、ファックスがあるかもしれない、ファックスなんていうのは一番文字として残っているわけですから、それファックスを受信してバス会社でそのシステムに入力すればできるような気がしますので、電話一辺倒ではなくて、予約の仕方というのは、今後いろいろご検討なさるといような話でしたが、そういうことも考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今多賀議員おっしゃったとおり、予約方法、今電話でありますけれども、多賀議員がおっしゃられたファックス、メール等で予約ができる方法も当然あるかと思っておりますので、そこら辺、先ほどもご答弁申し上げましたが、なにぶん4月から開始されたばかりの事業でありますので、改善すべき点がありましたら、できることは改善していくという町の考えで臨んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ではデマンドバスに関しましてはそのようにお願いいたします。

質問を変えます。最後に教育委員会、西会津小学校のことについてお尋ねします。これも先ほど同僚議員があら方聞いていただきましたので、大方のところはわかりました。私1点、先ほどの質問しましたとおり、3月の定例会でもお話ししましたが、個人委託の運転手さんの体調管理について、再度お尋ねしたい。これは皆さんご承知のとおり、4月の末、ゴールデンウィークに入ったばかりのころに起こった関越自動車道での高速バスの大変悲惨な事故、7名のかたがお亡くなりになった事故以来、その運輸関係、あるいはバス事業者に対して、国交省から大変厳しい運転者の体調管理に関する通達がされております。これは実際、スクールバス、マイクロバス、あるいは小さなバスであっても、場所は高速道路でなくても、これは対岸の火事として見ているわけにはいかない、居眠り等あがれば同じような事故は十分想定されるわけです。ですから、この体調管理に対する取り組みはしっかりしなければいけないというようなことで私は申し上げておりましたが、先ほどの答弁で連日ミーティングをしていると、体調管理に関してはやっているというようなことでありましたが、本来であれば、3月も言いましたけれども、これは運行前にしっかり点呼者が運転者の体調管理、呼気の状態、それをしっかりと確認して運行させると

というようなことなんですが、なかなか個人委託の場合は難しいというようなことで、朝、児童生徒を送ってきたあとに、ミーティングをしているということでありましたが、これは連日というのは毎日やっているのでしょうか、その点を一つ先にお尋ねします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 多賀議員おっしゃられますとおり、体調管理、一番重要な部分ではないかと思えます。居眠り運転、過労運転、これが大きな事故のもとになりますので、大切な命をお預かりいただいて学校に送迎をさせるという、教育活動の大変重要な部分を担っていただいているわけでありまして、したがって、委託運転手さんをお願いしておりますのは、十分に睡眠時間を取ってくださいよと、それからお酒に関して、お好きなかた、あまり好きでないかたいろいろいらっしゃいますが、お好きなかたでも、コップ1、2杯でやめて、そしてすぐお休みいただくと。明日が休みだというときは、どうぞご自由にと、こういうふうなことでお願いをしているところでございます。

ミーティングのお話でございますが、毎朝やっております。それから送るときもやっております。運行の時間的な部分、日によって教育活動展開しておりまして、家庭訪問だから今日は何時下校ですよ、これは前もってあらかじめ1週間、10日前に予定は立てているんですが、その確認をしながら、今日こちらにおいでになるとき、どこか危険なところはなかったでしょうかというふうなこともお聞きをしまして、やっているところでございます。

アルコール、呼気検査についてであります。確かに議員おっしゃるように、運転をはじめる前に検査するのが筋であります。そのところは12台で町内全部のところからということになりますので、現実的に無理な点があるんですが、バスに備え付けておりまして、検査機をですね。そこで運転前に検査をしていただいて、そして書面で報告をしていただくと、こういうふうにしてやっております。

それからあと、予告なしで検査を1度させていただきましたが、そのときには、到着して全員にやっていたかと、こういうことでございまして、信頼関係を大事にしながらも、やるべきことはきちっと運転手さんご自身にもご努力いただいて、私どもも抜き打ちという言葉はよくないですけれども、急に検査をさせていただいたりということで、可能な限り万全を期している部分でございまして、さらに効果的に、実効性のあるものに、これからも検討を加えて進めてまいりたいと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 教育長、それは今後も徹底してやっていただきたいと思いますが、私、さっきの質問の中にもしましたけれども、当然そのアルコールチェックの結果は、ご報告されませんでしたけれども、全員問題なかったということでもありますね。

もう一つお伺いしたいのは、そのミーティングというのはどなたが責任者で、どなたが点呼者としてそういうチェックをしているのか、その点をお尋ねします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 多賀議員のご質問の安全対策ともかかわりがありますが、信号機の件は先ほどご答弁申し上げた経緯でございまして、なかなかすぐにはという状態でありますので、役場入り口の交差点には、交通教育専門員でしたか、お二人のかたがたに毎日お出ましいた

だいております。子ども教育委員会も、職員が日替わりで毎日1名ずつ立って、昨年までの野沢小学校から西会津小学校に校名が変わって通学路、通学方法が変わった、別な道を通るといふ子供は森野地区と、それから西原地区でございます。野沢まちなかのお子さんたちは、今までどおりの方法で来るわけですね。安全を図って、そして最終的にスクールバス、8時2、3分に最後のスクールバスが到着いたします。それまで到着した委託運転手のかたがたは、順番に到着するバスの降り口で子どもたちを案内したりということで、最後まで残っていただいております。その時点で、うちの教育委員会の職員、担当職員が中心になりましてミーティングをやっていると、そこには課長、あるいは課長補佐も同席したりということで、きちっとした会議室なんかではなくて、その到着した場所で輪をつくって、それこそ会津交通さんにもお入りいただいて、ミーティングを実施しているという実態でございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私がお尋ねしたかったのは、十分それは承知しております。私も何回か車座になってミーティングらしきことをしているのは拝見しておりました。要はその抜き打ちでアルコールチェックをするというのではなくて、そういう機会が、毎日やっているのであれば、朝その機会に全員にアルコールチェックをしてもらおうと、それで責任のある担当者が立ち会った中で、点呼といいますか、その体調確認をして、しっかりした指示を出せるような、なあなあミーティングになっては困りますので、その辺を心配しております。いかがでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 先ほども申しましたように、委託運転手さんご自分のバスに検査機が備え付けてありますので、そこで運転前にまずやっていただいて、結果のご報告をいただいているわけです。したがって、そこを十分に信頼申し上げて、結果の報告をいただいで、異常なし、異常なしでこうきています。中には奥様にちゃんと確認をいただいているところまで記入していただいているかたもおられますので、そこをさらに徹底しながら、時間的にもそんなにかかることでもありませんので、これから十分に議員のご提案を踏まえまして、検討させていただきまして、万全を期していきたいなと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそう願います。

先ほど、教育長のご答弁に通学路の安全対策の話もご答弁していただきましたけれども、私も実は、春の交通安全運動の期間に、役場前の交差点に立たせていただきました。今までは、いわゆる街中のメインストリートと私思っていた、いわゆる会津信金さん前、同気食堂さん前の交差点にずっと立っていたわけなんです、びっくりするほどの交通量で、ここは朝晩はメインストリートだなという感覚を受けて、大変びっくりいたしました。信金前の交差点の交通量なんていうのは比ではないほどの車です。信号機の設置に関しましては、ご答弁いただいたとおりの状況であるというようなことで了解しました。

私はもう一つ、あそこに立っていて、通学路の件で少し疑問に思ったところがあります。杓子定規に法律を解釈すると、歩行者は右側通行で歩きなさいよというようなことで、今

ほど教育長のご答弁にありましたように、西原、森野地区から歩いて通学する児童は、ずっと坂を登ってきて、役場の交差点を1回横断歩道を、こっち側に渡るんですね。そしてもう1回今度は役場前の横断歩道を渡って、役場前を、歩道も車道もよくわからないような状況のところを右側通行であるからというようなことでずっと通学して行って、バスのロータリー過ぎてから、今度は小学校に入るのにまた道を渡らなければならないというような状況を見て、はたしてこれが安全なのかなと、あそこは今ほどご答弁いただいたように、スクールバスがどんどん入ってきます。そのときに、私は1回、下から登ってきた児童は、その横断歩道を渡れば、左側、1列に並んで、歩道がありませんけれども、歩道みたいな線を引けば、あそこを左側をずっと1列に並んで学校まで通学させたほうが安全なのではないかなんていうことを、私、実はあそこに立っていて思いました。そういうことは検討できないんでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 確かに多賀議員さんおっしゃるように、信号、役場に向かって1回渡って、また右側通行ということで、横断歩道を渡って右側に行くわけですね。これは法に基づく歩行の仕方でありまして、それ自体は正しいことだと思うんです。しかし、何でわざわざもう1回通行量が激しいところということで、議員おっしゃるように、左側1列で行ったほうがというご提案であります。これは私どものほうで勝手に判断して決めるわけにはいきませんので、警察署のご指導などもいただきながら、例えば左側を歩かせて事故が起きたら誰が責任を持つんだと、補償、賠償の問題はどうなんだというようなところまでいかないとも限らないわけですね。そんなところも心配になってまいりますので、警察署さん等のご指導もいただきながら、改善を図っていけるならば、そのようにしてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 はい、わかりました。

今日、私通告した件は、本当に同僚議員があら方聞いていただきましたので、私聞くところが本当になくて、苦慮しているところではありますが、教育長、通告にはありませんけれども、1点よろしいでしょうか。西会津小学校、5月の末に盛大に大運動会、開催されました。私も行って、これが本当の運動会だなど、本当の運動会というよりも、あれだけ賑々しく賑やかにやった運動会、これが本当の運動会の姿であろうと、私も実感してきたわけではありますが、これは新郷小学校、あるいは奥川小学校、群岡等の学校から西会津小学校になって、一緒にああいう運動会をされた児童、あるいは保護者のほうから、どのような評判をいただきましたでしょうか。私は本当に賑やかに、朝方の雨も心配なくできましたものですから、よかったなと思っておりますが、いかがだったでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 当日、雨上がりでありまして、グラウンドコンディションはあまりよくなかったんですが、PTAの皆さま、朝6時から出られまして、準備にあたられて、ほぼ定刻に開始をすることができました。町民の皆さまからお聞きするのは、本当に子どもたちが目を輝かして一生懸命取り組んでいたなというふうなお言葉が多く聞かれまして、よかったなど、こんなふうに思っているところでもあります。

鼓笛パレードも午後が一番にございましたけれども、本当に短い期間の練習であったわけですが、あれだけ整然とできたということで、教育活動の一環ではありますけれども、第1回目の運動会としては、町民の皆さまに喜んでいただけた、また子どもたちも充実した1日を過ごすことができたのではないかなと、こんなふうに思っております。

ただ私、個人的に来年度に向けて、校長先生はじめ先生がたとご相談していきたいなと思っておりますが、午後2時に終わったんですね、今年は1回目でありますから、先の見通しの部分も定かでない部分もあったかもしれませんが、来年はぜひPTAの種目を1、2種目入れていただくとか、そういうふうな形でおおいにまた盛り上げて、教育効果が高まるような運動会にさせていただけたらありがたいなと、こんなふうに思っているところであります。

本当に議員の皆さまにも、お忙しいところご臨席賜りまして、本当に内容よく運動会を実施できましたこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 教育長、通告にないご答弁までいただきまして本当にありがとうございました。西会津小学校に関しましては、開校して間がない、これからいろんな諸課題等出てくるかと思っておりますけれども、われわれも一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。このあと、各常任委員会を開催し、請願・陳情等の審査を行ってください。

委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室・第1会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで延会します。(15時35分)

平成24年第5回西会津町議会定例会会議録

平成24年6月12日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第5号）

平成24年6月12日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第1号 平成23年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第3 報告第2号 平成23年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第4 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第5 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第6 報告第5号 委任専決処分事項

散 会

（議員互助会総会）

（一般質問順序）

1. 鈴木 満子
2. 青木 照夫
3. 五十嵐忠比古
4. 清野 佐一

○議長 平成 24 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 6 番、日本共産党の鈴木満子です。通告どおりに質問いたします。

まず本論に入る前に、この法案は子ども子育て新システムとあって、政府が出した法案です。まだ国会で成立をしていません。でも今、消費税が成立すると同時に自動的に成立するようになっていきます。あえて国会で成立していないものをこの席で質問した訳は、市町村に直接実施義務を明確にしていた児童福祉法 24 条が、政府によって削除してしまった。そうすると、公的保育の責任は市町村なくなってしまう。西会津町は保育に対しては高いレベルで取り組んでおりますので、そのことが全部通らなくなってしまうたら大変だと思い、私は皆さんの前にあえてこのことを訴えたいとこう思って質問をいたしました。

国は営利企業の参入に広げていきたいと、保育は金次第である、どんどんどんどん値上げするような形になってしまった場合には、私たちの町では、2 人になると 1 人は無料だと、こういう制度がありますので、これが消えてしまうわけです。こういうふうなことで、はうまくないと、子どもの最善の利益とは相反する制度であります。私はこの制度は賛成しません。今まで取り組んできたいい面を伸ばし、国、県の方針を考えてほしいとこう思いまして、あえて質問いたしました。

県や国の方針が出ていないのに、この質問は答えられません。そういうふうなものではなくて、西会津がこれから行っていく保育に対して、これだけの構想がありますというような形で取り組んでほしいなとこう思います。

質問の第 1 番は、保育利用者に対して支援ができなくなるのではないかと、こういう心配があります。市町村の役割が後退してしまうのではないかと、こういう心配があります。この辺はどう考えているのでしょうか。

2 番目には、入所するにあたって、保護者と今度は事業者との直接契約を結ぶと、こういうような必要性が出てくるわけです。国の目的は保育の市場化です。保育所は本来町の責任で実施し、町の子育て政策の一つとして運営するものではないのでしょうか。

3 番目には、3 歳児未満の受け入れは義務付けておりません、この法律は。そうすると、今までどおりの保育になるようになります。その辺はいかがなものなのでしょうか。

4 番目は、この法案が通れば、町の保育施設、いわゆる認定保育所一つ、私設保育所二つ、これはどのように考えているのでしょうか、お答えください。また、国、県の方針が決まっていないので、はっきりしないことは言えないと思いますが、今まで取り組んできたいい面を取り入れて考える必要があると思うが、いかがなものなのでしょうか。

5 番目は、保育所の関連質問です。3 月に野沢保育所の駐車場の設置について、私、質問いたしました。今年、野沢の保育所の人数はなんと 93 名です。私が保育所について現状を見てきました、確かに。でも、西会津の保育所は教室の面積、それから人数、保母さ

ん、これは完璧です。ちゃんとやっております。驚きましたね。ほかの保育所は、ごちゃごちゃごちゃごちゃいっばいいるような形になりますが、これは完璧にやっております。そういうことでございますので、保育所の皆さんが本当にきちんと活動できるような方法をやっぴり取らなければならないのではないかと思います。地権者との交渉はどうなっていますか、何月ころまでにこれが実現するのか、それをお聞きいたしたいと思います。

以上、私の質問です。まだ成立していない法案ですが、西会津町としての心構え、これを答弁していただきたい、こう思います。以上です。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 6番、鈴木満子議員の国の保育制度改革についてお答えいたします。

現在、国が進めおります保育制度改革案は子ども・子育て新システム関連の、一つ目には、子ども・子育て支援法。二つ目には、総合子ども園法案。三つ目には、関係法律の関係整備法案の3法案となっております。その趣旨は、すべての子どもの成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度や財源を一元化する新しい仕組みを構築し、養育支援の充実を図るものであります。3法案が3月30日に閣議決定され、今後、国会での審議、成立を経てから、平成25年度より順次実施する予定となっております。なお、この3法案は、社会保障と税の一体改革の一部であることから、消費税関連法案などの動向なども含め、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

国の保育制度改革の内容につきましては、幼保一体化体系となり市町村は地域の実情に合わせた新システム事業計画を策定し対象事業所の指定、利用者の認定などを行い、利用者と事業者の間の契約には、市町村が関与するとありますが、具体的な内容は現在のところ示されておられません。

西会津町のような過疎地域では、町の保育所は総合こども園として運営され、幼保一体化がされることとなり、3歳以上の児童には学校教育が保障され、3歳未満児については従来どおり保育を必要とする場合、受け入れをすることができるようになっており、制度が変わっても、本町の保育の現状は変わらないものと認識しております。法案成立後、国の動向を踏まえ県においても具体的な説明会等が開催されることと思われまので、町の現状などを踏まえ検討していかなければならないと考えております。

次に、野沢保育所の駐車場の設置についてのご質問にお答えいたします。

3月議会定例会でご提案のありました野沢保育所の近くにある空き地を駐車場として利用することについてであります。土地の所有者とは相談をしておりますが、建物の所有者である借地者とは調整中であり、土地の利用が可能かどうか、さらに進めてまいりたいと考えております。その間、野沢保育所としては、送迎の混雑解消のため、保護者の車の駐車時間を短くするよう、それぞれの保育室ではなく保育士が玄関で児童を迎えるなどの対応をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 保育料について、2人目が無料だという政策は西会津だけなんです。だけというわけではないんですが、この辺ではね。これは高く、やっぴり考えなければならないと、やっているところは少ないということです。このような保育料については、それで

も高いというようなものが出てきております。やっぱり応能負担ということかな。そうすると、この保育所は、2人いると1人が乳幼児、1人がいわゆる3、4歳の保育、そうすると、乳幼児のほうはただになるわけですね。こういういい面があると同時に、ほうぼうからあがってくるんですよ、みんな野沢に行きたい、野沢に行きたいと、だから93名の人数が集まってくる。この辺どう考えていらっしゃいますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

現在、乳児保育を実施しておりますのは、町内で野沢保育所1カ所でございます。そのため、野沢地区だけではなくて、尾野本、群岡、新郷、奥川、それぞれの地区から乳児の保育のために野沢保育所が定員、若干オーバーするような形になってございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 この法案と関連して、政策を考えたいという、町の姿勢を伺いたいんです。

この法案は非常に問題な点がいっぱいありますが、今の保育所の政策をどのように活かすのかということが聞きたいところなんです。これは法案が成立しなくても、しても、これだけは西会津は守っていききたい、こういうようなものがあれば、町長、お示してください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、国が社会保障と税の一体改革ということで、大詰めを迎えているような状況でありますけれども、まさに関連している内容であります。しかし、閣議決定をされたといっても、この総合子ども園、これなどについても、まったく段々と趣旨が違ってくるようになってきているというのが現状です。これは自民党との相互調整の中で、内容もだいぶちょっと違ってきているということでもありますので、いずれこれどういう状況になるか、今のところ明確になっておりませんので、一概にこの法案と西会津町が、ついこの間まで、現状まで行っている2人目から無料化ということについては、私はあまり関連性を持たせるものではないのではないかとこのように思っています。というのは、確かに制度がどのように変わるかというのは、具体的に示されておきませんので、私はそういう制度であっても、それは国の制度として行うことは、これは当然だと思いますけれども、町はそれに対して準用すべきところは準用しますけれども、しかし、これは政策的な内容で今回は2人目以降は無料化ということをしてしておりますので、これはあくまでもそうしたことに限っては、町の政策としてこれは実行していかなければならないということを考えておりますので、法案が通っても、現状は維持していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 力強い答弁でした。これでなければ西会津は発展がないのです。やはりこういう小さい町は、人と同じことをやってもだめなんです。たぶん保育所の問題であろうが、やはりいろいろと施策を入れながら、町が音頭を取ってやっていくということが一番理想だと思っております。

それで、保育所の人数なんです、0歳が10名、1歳11名、2歳16名、計37名。これを一つの教室に入れているわけではありませぬので、それぞれ教室が違います。3歳19

名、4歳が20名、5歳が17名と、そのうち3歳と4歳は一緒にするというのが39名、これは多いですね。なんぼ大きい部屋に入れても、やっぱり窮屈な面がみえております。5歳の17名は、これは単独に教室をもたないと、小学校との連携が、これからは大事だところだと思っておりますので、この辺は離しておくのではないかなと私は思っておりますが、やはり野沢保育所、あそこの保育所が認定されている保育所ですよ。それで芝草、尾野本はへき地保育所なので、補助の段階から違うわけです。いきなりこっちが多いからこっちにもってくるなんていうことはできないのではないかなという事は私は思っております。

したがって、やはり校庭も見てきましたが、かなり広いです。駐車場だけがだめなんです。あそこは。駐車場だけが失格ですね。そういうふうなことが、私これ調べてわかったんですが、事故が起きないのが不思議なくらい、あれはずっと私らの子どもが保育所に行っているからですから、かなりかかっていますね、あそこの道路の狭さは。あれはなんとも思わなかったのかなと私は今になって思っております。

それで、この道路は、やっぱりちゃんと広げてほしいという町民の要望が出ております。なぜ女の人にそういうふうな希望が出ましたかと私聞いたら、子育ては女の人がちゃんと考えてくれる、こういうふうな答えが出てきました。女であろうが男であろうが大丈夫ですよということを言いましたが、本当にあの道路については取り組みが遅いと私は思いますがどうですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

町道が狭いということでのご質問でございますが、先ほど駐車場も狭く、保護者の皆さまにご不便をかけているということでもございましたので、駐車場の確保については、現在調整中でございます。また、道路の関係につきましては、今後3月の議会でもご答弁申し上げましたが、住宅連帯地でもございますし、多額の費用を要するということから、今後検討してまいるといことでご理解をいただきたいと思っております。ただ、いろんな保育所側選択肢といたしまして、今保育所の園庭が道路より若干下がって法面がありますが、その法面を盛土して駐車スペースを確保することなどにつきましても、選択肢の一つといことで検討をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 何十年という月日が経っているんですよ、私の子どもの、私は70ですが、子どもが37、上の子が。37年、それ以上、50年くらいかかっていますね、あそこは。だから、やっぱり小学校も新校舎というのも大切ですが、やっぱり保育所も新しいものを、今度新しい制度に則って、そういうのが必要ではないかなと私自身思っていますが、いかがですか、町長さん。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先回も同じような質問で答弁申し上げたと思うんですが、議員も承知のとおり、かつては野沢には幼稚園と保育所がございました。幼稚園は廃止になってしまったということでありまして、それから芝草保育所、これはへき地保育所ですけれども、そしてすわ保育所ということで、当時、非常に子どもがいる段階においては、それぞれその地域の要望に、需要に合わせたような形を取ってそれぞれ配置をしてきたわけです。確かに野沢保

育所の現在の子どもさんが非常に多くいるということは承知しているわけでありませけれども、今までは分散化していたわけでありませけれども、だんだんその子どもさんたちや乳児を預かるのは野沢保育所1カ所だということで、遠くから車でくるようになってきたわけです。かつては野沢近辺のかたがただけを対象にすると、これは歩いてもこられたわけでありませ、さほど車の需要というものはそうはなかったんです。最近、車社会となって、現在こういう問題が出てきたわけでありませるので、それは道路の狭いというのは何十年来の課題であるかもしれません。ただ、これから道路整備計画を進めていく段階においては、まちなか全体を網羅して、どういうところにどういう道路を通ったらいいのか、あるいは拡幅すべきかということで、現在検討を進めているところでありませるので、今後、できるならばそうしたところも優先的にやっていかざるを得ないのかなというふうには考えております。

さて、これからの新しい保育行政の中で、今指摘されているように、現在の場所でのいいのかということをおなりに考えております。いずれこれは今の場所ではない、別な場所を選定しながら、新たな新しい保育所運営というものは検討していく必要があるだろうということで、これについても、早晩、全体計画の中に入れてながら検討していかなければならないというふうに思っているところでありませるので、これからどういう場所にどれだけの規模で、どういう内容でこれを進めていくか、十分検討し、そんなに遠くない中で、これはお示ししていきたいというふうに思っているところでありませ。

○議長　　6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　　今、大変いい答弁をいただきました。やはり今すぐ、やっぱり取り組んでもらわないと、90人の子どもたちに何か怪我があったら大変なことになりますよ。議会でこういうふうに2回も言っていたのに、やっぱりそうだったかなんていうことにならないようにしなければならぬと私は思います。

私がこういうふうに、まだ成立しない法案を提案したわけですが、西会津町の取り組みが見えてきました。これでやっぱりすばらしいものをつくっていけば最高だと思います。子どもは宝です。それで、ぜひものびのびと、自然と接して、いろんなことのできる子どもに育てて小学校におくと、こういうことは私は大事だともう思っておりますので、保育所の保母さんたちも一生懸命やっています。もう1人くらい余分にいればなというものをお考えてきました。規定どおりだとあれで間に合うわけですが、もう1人、誰か休んだときには、2人休んだときにはもう1人というようふうなことを考えたらいいかんというふうな感じて帰ってきました。

私の質問は以上です。まだ成立しない法案ですが、西会津町の心構えがわかったというだけで、大変成果がありましたので、今後とも保育所問題は続けていきたいと、こういうふうに思っています。私の質問を終ります。

○議長　　8番、青木照夫君。

○青木照夫　　皆さん、おはようございます。8番、青木照夫でございます。今次の定例議会においては、3項目について質問いたします。

一つ、放射線量の測定結果と処置について。

二つ、交流人口の現状と見直しについて。

三つ、緊急時の情報伝達手段、ネットワーク構築の必要性について。

以上の3点であります。順次質問要旨に従って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに線量の測定結果とその後の処置についてであります。昨年の12月議会の私の一般質問に対する担当課の答弁で、町道上原2号線側溝で1,802ベクレルが検出されたこと。また公共施設の汚泥などには、野沢保育所1,000ベクレル、芝草保育所1万4,900ベクレル、旧野沢小学校の汚泥は2万1,200ベクレルの測定結果が出たこと。汚染された廃土を処分したことなどの報告がありました。その後、町では継続的に調査測定を実施されていると思いますが、次の諸点についてお尋ねいたします。

一つ、町内の道路、側溝などの堆積土砂、住宅地などの歩道、排水溝の堆積土砂などの汚染状況はどうであり、どのような処置をされておりますか。

二つ、自治区などの要望により、線量計の貸し出しを行っているが、どのくらいの要望があり、自主測定の結果についてはどのような報告があり、どのような処置をされているのか。

三つ目として、放射能被害は国の原子力推進政策と利益を得た電力会社に過失責任があると思います。この観点から、放射能の測定や処理などの費用は補償されるべきと考えますが、町ではどのように考えておられますか。

次に質問事項の2であります。各種交流事業の現状と見直しについてお尋ねいたします。現在、町外各地や団体との交流が行われているところでありますが、交流人口の増加策自体は、町のPRや将来のまちづくりに有効な手段であることは否定しません。今後、さらなる交流を進展させ、町の活性化を図るためには、交流の目的を明確にする必要があると思います。

交流事業を推進する上で大切なことは、時間、距離、費用などの要素を十分に考慮し、検討し、事業の費用対効果を常に検証することが必要であります。その理由から、遠隔地などの交流事業は、今見直すべき時期であると思います。交流人口の事業を拡充するためには、次の質問と関連しますが、地域住民の命と財産を守るための防災対策が講じられたまちづくりを推進することが交流人口の増加につながり、ひいては町人口の増加にも期待できるものと信じます。

今日、自然災害に対する生活環境のとらえ方が大きく変化していることから、都会での住宅密集地などで居住しておられる人たちの中には、自然災害に対する不安と緊急時の避難地の情報を求めているかたがたがおられるようであります。当町の推進する交流事業の中で、今後、受け入れ環境を整えることによって、大きなチャンスが生まれると思います。今こそ交流人口の発想の転換が重要であります。当町は今後どのような取り組みをされるのかご所見をお伺いいたします。

最後の三つ目の質問事項は、緊急時の生活情報入手手段としてのネットワーク構築の必要性についてを再度強調し、次のことについて町のご所見を伺うものであります。

昨年の12月定例議会でFM放送による緊急時の生活情報のネットワークづくりの重要性について質問いたしましたが、担当課長の答弁では、必要性を否定しないものの、現状では難しい、できないという消極的なものでした。しかし、その後の町長の答弁では、情

報格差解消のための具体的な提案であれば、それを検討し、積極的に対処したいという内容でした。この姿勢を私は高く評価するものであります。そこで今回は、次に示す情報化社会の現状の一端を示し、再度検討されるよう願うものであります。

すでにテレビ放送の地デジ化が完了し、従来のアナログ放送が終了しました。つまり、VHF波が停波されたことに伴い、当該周波数をどう活用するかが注目されておりました。そこで総務省は、昨年11月22日、V-Lowマルチメディア放送の実証実験計画について報道、発表を行い、実証実験に参加希望する団体を募集しました。使用する電波帯は90メガヘルツから108メガヘルツです。つまりVHF、アナログテレビでの1チャンネルから3チャンネルに割り当てられていた周波数帯の部分であるわけです。

次に、全国各地で応募がありましたが、福島県では2団体が応募し、喜多方シティFMが実証実験に参加することになっております。今後、近隣の団体に呼びかけ、協議会を結成し、実証実験を行うこととしております。その実験目的の概要は、全市域、周辺地域、福島県を包括した災害情報提供の可否について検証、県下自治体と連携した情報のあり方の検証、そのほか観光ガイドなどとしております。今後、当町に呼びかけがあるものと思われれます。協議会の参加を含め、前向きに検討、研究されることを期待しますが、それについて当町はどのように対応されるのでしょうか。

以上が私の質問であります。以上の3項目の質問は共通した方向性を示しております。それは、安心・安全なまちづくりのためには、地域住民の生命と財産を守るための、もっとも重要視されるべき課題は、自然災害に強いまちづくりの実現であるということであり、

そのためには、当面なすべきことは、一つ、放射性物質の対処、処理対策に万全を期すこと。

二つ、自然災害時の防災、減災対策に万全を期すこと。ケーブルテレビによる情報伝達では、地震災害時に限界があるため、万全を期す手段として無線による情報ネットワークが必要であります。

3、交流人口の拡大策の中で、防災、減災に強いまちづくりをPRすること。このようなまちづくりの姿勢こそが今度のまちづくりのキーワードとなるのであります。

以上が私の質問内容であります。よろしく願いいたします。

○議長 8番、青木君に申し上げます。通告の解釈によって答弁がずれておりますが、とりあえず、この通告に従った答弁でよろしいでしょうか。解釈の違いが出ていますので、それから、一問一答で、その辺で詰めてもらってよろしいですか。

○青木照夫 はい。

○議長 調整のため、暫時休議します。(10時41分)

○議長 再開します。(10時45分)

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、線量の測定結果とその後の処置についてお答えいたします。

本町では、町民の皆さんの生活環境が安全・安心であることを確認するため、雪解け後の本年4月から、町内全自治区及び小中学校や保育所はじめとした公共施設111カ所、172

地点の空間線量調査を毎月実施しております。4月と5月の調査結果につきましては、172地点全てにおいて、国が示す安全基準の年間追加被曝線量1ミリシーベルトに相当する1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回る結果となりました。

本町の放射性物質に対する基本的な方針は、国が示す空間線量の安全基準である1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える場所については、町が責任を持って除染等の措置を講ずるとしており、また、0.23マイクロシーベルト以下については、小中学校や保育所などを除き、除染等の措置は講じないとしております。このことから、本年は現在のところ、道路側溝や住宅地等の歩道排水溝などの堆積土砂の放射能濃度は測定してございません。

次に、放射能対策に係る費用負担についてのご質問にお答えいたします。

町では、昨年原発事故発生以来、避難所開設に係る職員の人件費やその他の諸経費、放射能対策に係る水質検査手数料など、さまざまな経費を負担してまいりましたが、このうち、災害救助法の適用対象であります避難所開設に係る経費と下水道汚泥処理に係る経費につきましては、国及び東京電力から、入金されております。

町といたしましては、当然ながら、原発事故に伴う経費につきましては、国や東京電力が負担すべきものと認識をしているところであります。東京電力への損害賠償問題につきましては、6月14日に市町村を対象とした県の説明会が開催されますことから、この説明会後、対応してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、線量計関係についてお答えいたします。

町では、昨年12月より、PTA、自治区やボランティア団体などの希望する団体を対象に、放射線測定器、サーベイメーターの貸し出しを行っております。現在までの利用状況であります。17団体、内訳は、14自治区、漁業組合等3団体に貸し出しを行い測定されたところであり、それらの団体から提出されました測定結果であります。1時間あたり0.06から0.16マイクロシーベルトであり、国が国民の健康を守るための目安として示しております外部被ばく線量年間1ミリシーベルト、時間当たりの線量0.23マイクロシーベルトに達した箇所はありませんでした。

しかしながら、町としましても、町民の皆さまより放射線と健康に関する相談等があった場合には、専門的なことについては、県の県民健康管理調査事務局や専門家で構成する放射線と健康アドバイザーグループに照会して、回答したり、場合によっては直接電話していただくよう取り次ぐなどの対応を継続してまいります。今後も、町民の皆さまの健康相談や不安解消のため、関係機関と協議しながら、その対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、遠隔地との交流と費用対効果についてお答えいたします。

町では、現在、沖縄県宮古島市や大宜味村、また、東京都世田谷区、神奈川県横浜市、いわき市などと交流をしておりますが、健康づくりや食生活の改善で交流している沖縄県宮古島市を例に申し上げます。町では、平成9年より、当時の日本一の長寿県であった沖縄県の長寿食の文化に触れ、食生活改善推進員同士の交流を通し、食文化の違いを実際に

体験することで、意識の向上と地区活動の活性化、充実を図り、町民の健康づくりに寄与することを目的として、沖縄県平良市との交流を開始いたしました。郷土料理の調理実習や専門家による講演会などを体験することにより、参加した食生活改善推進員の皆さまを中心として、家庭での実践、食に対する意識の向上、食生活改善活動の活性化、町民健康カレンダー、ケーブルテレビ番組、関連イベントの開催など、食を通じた健康づくりの普及活動を展開していただいております。

具体的な成果としましては、1人当たりの食塩摂取量が交流開始時の平成5年度は13.5グラムであったものが、平成20年度は10.1グラムまで減少いたしました。また豚肉摂取量も増加しているなどの調査結果もあり、疾病予防などにも少なからず良い影響があったものと考えております。また、この交流が縁となり平成16年には平良市、現宮古島市と友好都市となり、現在でも地場産品等販売の物産交流なども展開しております。特に、道の駅にしあいづ内にあります交流物産館においては、県内でも珍しい沖縄物産を販売しており、集客の目玉の一つとなっております。遠隔地には近隣にはない、風土、食文化、生活習慣などの違いや良さがあり、これらを取り入れること、学ぶことは、日常生活の改善や健康管理にも繋がるものであり、健康のまちづくりには必要不可欠なものであると考えております。

いずれにいたしましても、交流についてはその目的や成果を明確にすることはもちろんですが、町の施策や方向性に良い影響を与え、本町から情報発信するなど、費用対効果等を十分に考慮しながら、時勢にあった交流を展開していくことが町の活性化に寄与するものと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、緊急時の情報ネットワークの構築に関するご質問にお答えいたします。

まず、V-Low マルチメディア放送についてであります。これはアナログテレビ放送が終了したあとの空いたVHF-Low帯、90メガヘルツ以上108メガヘルツ以下の周波数を使って検討されている携帯端末向けのマルチメディア放送サービスのことで、放送波などを利用し、画像、音声、データなどを送ることができるものであります。

ご質問のありました喜多方市の取り組みであります。問い合わせをいたしましたところ、総務省の公募事業であるV-Low マルチメディア放送の実証実験事業に応募し、昨年12月に採択決定された事業で、V-Low マルチメディア放送の電波を喜多方シティFMから発信し、市内の防災行政無線未整備地区への緊急情報等の提供が可能かについて、実証実験を行う計画で、実験期限は来年の3月となっているとのことであります。

本町には、緊急情報を即時に全町民に伝達できる手段としてケーブルテレビや防災行政無線が整備されています。一方、喜多方市にあっては、ケーブルテレビはもとより市内全域をカバーする防災行政無線も未だ整備がされておりません。その代替措置として導入を図ろうと考えているのが今回のV-Low マルチメディア放送であるとのことであります。

繰り返しになりますが、本町にはケーブルテレビや、防災行政無線などのインフラ整備がされています。こうした基盤をさらに充実するとともに、有効に活用し、本町にとって最善の防災システムの導入を図っていく考えでありまして、V-Low マルチメディア放送を

利用した防災対策の導入は、本町では検討しておりませんので、ご理解いただきたいと思
います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今回のV-Lowのお答えの中で再質問いたします。

結論を言えば、西会津町はケーブルテレビがあるから、それはやりませんということだ
と思います。ただそこで、今まで問題になっていたのは、防災に対する一番の問題という
ことは、無線の連絡ができない、携帯が繋がらないという問題はどこに一番あったのか
と思われませんか、課長その点、それについてどうですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

ただいま質問は、防災行政無線が聞こえないというようなことなんでしょうか。ちょっ
と質問の趣旨がよくわかりませんでした。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 災害時には、12月に私も質問いたしました。それで再度ということだったん
ですが、問題になったのは、携帯も1週間も繋がらないという問題があったわけですね。
それで、西会津町は今、自信をもって、ケーブルテレビもありますからというお答えなん
ですが、ケーブルテレビは有線であります。万が一切れた場合はどうなりますか、無線で
あれば、ということで私は再三申し上げているわけであります。喜多方が応募されて、全
国の確か6件、宮城県、福島県、群馬県、神奈川県、大阪府、福岡県の6件の中で、福島
県は二つ採用というか、募集の133FM局の中で採用されたということであります。その
点はすごく大きな意味があるわけですね。だから、もう一度言います。ケーブルテレビは
あくまでも有線でございます。私の言っているのは無線、FMに関する問いでございます。
その点もう一度。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 まず災害時に携帯が繋がらないというような話がありました。これ
は西会津町だけの問題ではなくて、全国的な問題だったと思います。

それから、西会津町は防災行政無線は無線でとばしております。そのほかに有線でケー
ブルテレビで情報伝達をしているということで、二つの情報伝達の手段があるというこ
とであります。先ほども申し上げましたように、喜多方市につきましては、喜多方市、旧喜
多方市内、それから塩川の旧塩川町、その部分につきましては、いまだに防災行政無線も
ないと、そういった状況にあるわけで、そういった手段を改善しようとして考えているの
が、今回のこの実験事業だということであります。西会津町は防災無線もある、ケーブル
テレビもあるというような状況であります。

それで、喜多方市と同じようにやろうとするならば、新たにまたそのFM電波を送れる
施設をまたさらにつくらなければならない、さらには西会津町のような地形のところ
で、隅々までその電波を届けようとしますと、中継塔を何十塔も建てないと皆さんに伝達で
きないということがあります。そういったことを考えたときに、新たにそういった施設整備
が西会津町として必要なのかというふうに考えたところでもありますので、ご理解いただ
きたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今、V-Low ということの意味のほか、話がそれますが、V-Hi というのが、もうそういう時代に入っております。Low の次は Hi があるんです。これは携帯電話、今ここで課長が答弁された中にありました映像、音声、データ、この時代に入っているわけです。V-Low の上には V-Hi が影にはあるわけですが、これからは。ですから、今そういう質問の内容にはない話になりましたが、私の申し上げているのは V-Low というのは、喜多方市が、12 月も申し上げましたが、なぜいろんな面でその 133 局の中で、福島県の中で小さな 5 万何がしの喜多方が募集に合格っていうか、総務省の中で補助が 1 億 5,000 万、補助率が当初は 10 分の 10 というのも聞いておりますが、それは別として、これからは今防災無線もあると言った、防災も臨時では、確か何時間、有線が切れれば、それは 3 時間か 5 時間ぐらいの臨時的なそういうつながるようなものではないかと思えます。私はケーブルテレビでも、防災無線でも、線が切れれば、それで終わりなんです。

だから、そういうことで FM というのは、また話戻りますが、喜多方が一瞬のうちに 6,000 台の携帯ラジオ、全国から集めた、それも 12 月にありました。これはインターネットで一瞬で全国にそれはつながったわけです。それで集められたわけです。だからそういうことの働きがあって、喜多方市は福島県の 3.11 の事故に対して活躍されたと、その実績があるのかなと私は思いますが、何べんも言いますが、都道府県 48 県の中でたったの七つに選ばれたということの中ではあろうかと思えます。課長が言われたように、確かにケーブルテレビがあるんだと、防災無線があるんだと言われますが、もう一度言います。私は FM 無線のことで申し上げて、今後、さっき移動しながら車でも、また携帯でもできるという、これからの時代が待っているわけです。そういうことでありますので、もう一度、課長の意見を聞きたいと思えます。

○議長 8番、質問要旨を明確に、ということは、取り組むつもりがあるかないかを確認したいということですね。明確にお願いします。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 繰り返しの答弁になりますが、新たに FM 波を送れるような施設整備を、新たに西会津町で取り組むというのは、また大変な費用がかかるのかなというふうに考えております。防災行政無線もアナログ波から今度はデジタル化しなければならないというようなこともございます。多額の費用が今後かかってくるというような見通しもございますので、新たな伝達手段を、さらにまた増強するというのは、ちょっと町としては考えられないのかなというふうに考えております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 その費用の面のことで質問しますが、12 月にも言いましたが、これは 20、30 万でできるという 12 月に申し上げました。費用は、今回も調べた中では、そういう中でできるという答えがあります。改めて何百万、何千万という話ではありません。その辺をもう一度検討していただきたいと思えます。

町長にご答弁をいただきたいと思えます。前回、読み上げの中で、町長は具体的な提案があれば、情報格差をなくしたいという積極的なご回答がありましたので、今の会話の中で、町長、ご答弁いただけますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回のV-Lowであれ、V-Hiであれ、これからの新たな情報伝達するための整備だというふうには思っております。このアナログからデジタルに移行するときに、これは経済産業省と相当町でもやり取りを行いました。すべてデジタル化の内容がケーブルテレビにふっかけてきたわけでありますから、これはやっぱりそうではなくて、デジタルもきちっと西会津町どこでも受けられるような整備に変えるべきだという趣旨の内容でもって、今それも継続中だということでもあります。ただ、これからは、そうしたどこでもデジタル的な電波を受信できるような、そういう対応については、これからも検討してまいりたいというふうには思っているところであります。

ただ、現在の何にどう必要とするのかということ、今のV-Lowの関係については、喜多方市の事例は重複しますので言いませんけれども、まさに必要にかられながら、住民全体にどう伝達をするかという方法の一つとして取り入れたということでありまして、西会津町に対しては、緊急的なものについては、今、この現在のインフラでカバーできるということでもありますので、この件については、もう少し検討の余地があるのかなというふうに思っているところであります。10万、20万の話ではありませんので、どうしてもこれが今後必要となるインフラの一つだということであるならば、十分これからも検討はしていきますけれども、もう少し勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 V-Lowの話にまた、何べんも言いますが、喜多方市は喜多方市でまかなう、それでいいんだという解釈のように聞こえますが、私はいざ緊急時の際には、横の連携、近隣市町村との、いざというときには助け合いが必要なわけです。そういう意味で、設立協議会というのが設定されてV-Lowというのが発足されるんだということであり、喜多方市だけの話ではないようであります。でありますので、私は必ず西会津町もそういう中で一緒に災害時に対してはやらなければいけないのではないかと、これは、申し上げますが、青木照夫が質問しようがしまいが、必ずそういうお互いの緊急時に対する災害の助け合いというのは起こりうるものだと私は思います。その点、町長もう一度。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず災害等に対する必要性からでありますれば、まずこの災害の関係では、喜多方広域、そして若松広域、これと連携を図って全体的な防災計画というものについて検討しているわけでありますので、一朝有事の際については、まさに現在共同による指令センターができましたので、これはいつでもどこでも、どういう緊急車両が出動するというのは、もうこれはすぐさま見ることができるわけになっております。実際ご覧になったと思いますけれども、この全体的な防災計画というのは、まさに広域的に行っているということでご理解をいただければいいんじゃないかというふうに思っているところです。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 線量の測定結果などについてご答弁いただきました。いろんなご答弁の中で、空中線量が標準で、その値を示されたものだと思います。私の質問の内容に対しては、堆積土砂、あるいは汚泥ということでありましたが、その質問の中では、現在、進んでいない、やっていないというような受け取り方をしたんですが、それでよろしいんですか。そ

れともこれからは、やはり堆積土砂とか、汚泥とか、各自治体に要請なり、そういうものがまた値的に高いところがあれば取り組まなければいけないと思いますが、これからの線量に対する取り組み方を伺います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、まず空間線量、年間追加被曝線量1ミリシーベルト以内に抑えるように努力すると、そういった国の基本方針が出てございます。つまり、年間被曝線量1ミリシーベルト、それを1時間当たり直しますと、0.23マイクロシーベルトという値でございます。先ほどお話ししましたとおり、町内すべての自治区、小中学校、保育所をはじめとした公共施設、4月から毎月測定をしてございます。4月、5月、6月も末にやる予定でございますが、その中で、0.23マイクロシーベルトを超える地点はございませんでした。仮に0.23マイクロシーベルトを超える地点があれば、その下の土壌の除染等、それにつきましては町が責任を持って対策を講じると、0.23マイクロシーベルトよりも下回るところであれば、土壌の除染等は町として行わないと、そういった基本方針でやってございますので、議員がご質問の中でありました道路側溝、歩道等の土壌の濃度測定までは現在してございませんということでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 昨日よりっせで線量に対する、また産廃に対する説明がありまして、私も参加させて、聞かせていただきました。現在にいたるまでは、当然現地の調査なり、全員協議会なり、また一般質問の中でも伺っております。そして昨日の中で感じましたのは、現在まで一生懸命やっていらっしゃるんだなということでございますが、ただその中で聞かせていただいたのは、協定書の話になりますが、協定書は私は絶対なんだなと思っていました。ところがその会話の中では、協定書だけでは不十分ではないかというような、ある住民のかたの質問があったようであります。それは、これからは条例なり、また上出し条例とか、横出し条例とか、細かいそういう内容のものはわかりませんが、聞いている範囲の中で、話が出たようであります。産廃に対する罰則規定はありますが、今の協定の内容には罰則がないというようなことも昨日聞かせていただいて、今後、安心・安全なまちづくりをするためには、昨日の話の中では、そういう条例なり、そういうものがきちんとなされたほうがいいのかということを感じましたが、町長その辺は昨日の答弁の中でもありましたが、どうですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 ただいまの青木議員のご質問にお答えいたします。

昨日、全町民のかたを対象といたしましたあいづダストセンターにかかる協定書の見直しの経過報告等もご説明させていただいたわけなんですけれども、その中におきまして、住民のかたがたから、やはりこの法整備、特措法が整備された、それを反映した協定書であっても、やはり今後住民のかたがたの安心・安全をさらに担保するためには、法令では規定していない以上の、協定にはなっているものの、やはり今議員がおっしゃったように、町独自の条例やら、そういった形でいろいろ罰則規定も設けるといような必要性というものではないかというご提案もいただいたところでございます。

ただし、現状では、やはり特措法によるこの放射性物質に対応するというような中身は、現状ではその特措法によらざるを得ないというのが現状でございまして、さまざまなダイオキシン規制法ですとか、そういったものにおける産廃の処理法にかかる罰則規定はあるんですけれども、これを一概に協定書の中に罰則規定をすぐさま設けるというわけにはなかなかいかないということは、ご理解いただいたところでございます。

町としての条例の中で、条例の必要性も含めて、そういったものが今後の放射性物質に対する国の方針やら、県の方針の中で、さまざまな今後動きが出てまいるかと思っておりますので、そういった場合におきましては、町としてもそういった罰則規定の必要性等も、十分これは検討していかなければならない項目かと認識はしております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今後の話の流れの中で、どういうことになるかわかりませんが、私はこれからは絶対にそういう放射能の関するものは入れないという、今までの話の中でありましたが、私は逆に入らないと思います。そういうものには。と申しますのは、やはり国の骨子案の中では、出たものは各市町村の中で中間処理をやってくださいというような話が出ているわけでありまして。それを実行しなければならぬわけですから。そういう中で、私は今言ったような罰則規定とか何かはどうかとしても、これからはそういうものが入る問題ではないというとしかれるかもわからないが、可能性は薄いのではないかと思います。

そんな中で、産業廃棄物の中で、一般廃棄物と混同したこともあり、私も混同して理解ができないところがありました。そんな中で、私も昨年、産業廃棄物というか、ボランティアで一昨年、2泊3日で汚泥処理、堆積土砂の処理にボランティアで参加しました。その中では、どれが産業廃棄物なのか、一般廃棄物なのかまったくわからないような状態でやらせてもらったこともありましたので、これからは西会津町は、絶対にそういう数値の高いものは、入らないんだということを私は判断したわけでありまして、それは私が言うべきではありませんが、今後、これからの町の安心・安全を図るためには、やはりそうしたきちんとしたものを町民に示していただきたいと思っております。もう一度その点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長 確認します。これは西会津町の汚泥とか何かに関してですか、ダストセンターに関してですか。どちらも。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この件については、何回も議員の皆さんにも町の方針、取り組みの姿勢というものについて全員協議会等でお示ししたとおりであります。今後も、安心・安全はやっぱりこの町だけが具体的な条文を出したからそれでいいというわけではありません。そのために、これまで住民説明会等を行ってきたわけでありまして、そうした中から出された意見等を十分に参考にしなければならないことでもあります。同時に、町民の声を代弁をするということは、これは議会の皆さんが代弁者でありますので、そうした議会の皆さんの心理や、あるいは声というものも十分に協定書の中に反映していかなければならないというふうに思っているところであります。そしてそれら相互において、それがまとまった次第で、この種の問題について、やはり解決していく必要があるだろうというふうに思っているところであります。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 次に交流事業の見直しについてお尋ねします。今、健康福祉課長のほうからご答弁いただきました。まさしくそのとおりだと思います。いろんな健康に対しての成果などは確かにあることは事実であります。よりっせで売られている中で、いろんな物品が売られているのも事実であります。しかしその中で、沖縄のお土産に対しての話であります。最初は沖縄のかたが現地で販売されておりました。今は物品だけの販売かと思えます。その売上げはどうかわかりませんが、私は一般質問の中で、幅広くその各担当課に分かれた内容であったということで、混同されたのかなと思えますが、付け加えて、私はそれ以外に、健康以外に、私は交流事業の見直しということについては、先ほど原稿の中でも申し上げましたように、これからはやはり時間と距離と費用を、これから考えていかなければいけないのかなと思えます。

そんな中で町長にご答弁をいただきたいと思えます。現状の中で見直しが必要であるのか、またこれからそれ以上のものが、発展につながるものがあるのかを伺います。

○議長 8番にお聞きします。今の質問は、沖縄に関してのことですか、それともこれから交流、だから、基本となっているものは、沖縄に今やっているわけでしょう。あれを見直せと言っているのか、全体の、これからの交流全体の。今後の交流という。

町長、伊藤勝君。

○町長 議員の質問の中での理解、少ししにくい部分があるわけですが、私はこれまでの交流というものは、すべてこれは未来永劫に続くものではないと思えます、これまでの部分。例えば、沖縄交流であったり、いろいろ交流、例えば今の子どもたちの交流も実はあるわけですよ、いわきの交流。まさにいわきの交流は、この情勢の変化によって丸っきり変わっちゃった。それはあの震災で、夏はいわきのほうに行く、そして冬はいわきから子どもがこっちのほうにくるというものも、丸っきり変わってしまったということも、やはりその時代に合った、あるいは状況に合った臨機応変な対応を取っていくことが必要であり、それはやはり見直しの一つであろうというふうに思います。

それともう一つは、やっぱり沖縄に関して言えば、今、これまで老人の皆さんが行って、将来、冬期間は沖縄に行って、老人のいこいの場として対応したいという、今までのつくり、流れが実はあったわけでありましたが、しかしこれも、情勢の変化によって、そういう事業というものは見直しの中で、これは取り組むことはやめようというふうになってきたわけです。ですから、いろんな交流の場においても、その内容によっては見直しを進めなければならないし、また相手があることでありますので、そうしたことについては臨機応変に対応しなければならない。

これからの交流については、まさに今継続中でありますので、見直しというよりも、もっともっと積極的に働きかけをする、あるいは都会から西会津に来ていただく、相互の交流が私が目指す、いわゆる交流人口の促進でありますので、そうした取り組みというのはこれからも進めていきたいという基本的な考えでございます。

○議長 最後の質問となります。

8番、青木照夫君。

○青木照夫 町長にもう一度お尋ねします。そういう交流事業の中で、これから大切だと

いうことは私も原稿の中で読み上げましたように、横浜鶴見区、これは締結の内容はまだ決めていないという昨日の、中身については、そういう答弁の中身だったと理解しております。私はそういう中で、これからは空いている小学校や、いろんな施設がいっぱいあるわけです。そういう文化的なこと、それから教育的なこと、それからいろんな芸術的なこと、観光的なこと、交流があると思います。今、町で活かすには、やはりこれから空き教室を都会の人に宣伝して、そして交流事業を図り、そして行く末は、もちろん5番議員が昨日言いましたように、アンテナショップもそれは大切でありましょうが、定住になるような、これからつながるようなことを町長、積極的に進めて、利活用していただきたいと思います。その点、もう一度ご答弁いただけますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさに青木議員が質問されている内容のとおりでありまして、そうした課題について十分、この交流人口の促進の中で、活かすものについては活かしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時31分)

○議長 再開します。(13時00分)

11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 皆さん、こんにちは。それでは質問に入ります。

11番、五十嵐忠比古でございます。今定例会におきまして、通告をしておりますので一般質問をさせていただきます。まず2点ほど質問をさせていただきます。なお、同僚議員と重複するところがありますので、明解な答弁をよろしく願います。それでは質問に入ります。

デマンドバスの運行について質問をいたします。今年4月より、予約により乗車できるデマンドバスが運行開始となりました。このことにより高齢者をはじめとする町民の利用しやすいバス体系が確立され、利便性が図られたと考えます。運行開始から2カ月が経過しましたが、次の点についてお伺いします。

(1) 2カ月が経過したが、予約状況は。また、1日の利用人数はどのくらいかお伺いいたします。

(2) でありますが、利用者の待ち時間(希望時間または乗車予約時間とのズレ)は最大でどのくらいかお伺いいたします。

(3) 運行開始から苦情等があったか。あれば件数等、詳細を併せてお伺いいたします。

2点目でございますが、児童生徒の通学時における安全対策についてであります。町内小学校5校が本年3月をもって長い歴史に幕を閉じ、閉校し、4月から新生西会津小学校が開校したことから、小中学校ともに西会津全町から児童生徒が野沢の中心部に通学する現状となりました。この現状を踏まえ、児童生徒の通学時における安全対策について、次の点をお伺いいたします。

(1) 西会津小学校が開校し2カ月が経過するが、当初計画していた通学時の安全対策は確実に実行されているか。また、問題点等あれば併せてお伺いいたします。

(2) 西会津中学校の生徒の通学時の安全対策に対する取り組みと、現在ある送迎面も含めた問題点について併せてお伺いいたします。

以上で私の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、デマンドバスの運行についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、予約状況についてのご質問であります。4番、伊藤一男議員、7番、多賀剛議員にお答えいたしましたとおり、4月は2,124人と昨年と比較して591人の減となりましたが、5月は2,342人とほぼ昨年並みの利用状況となりました。1日の利用人数は、平日運行が平均101人、休日運行が平均17人となっております。

次に、利用者の待ち時間は最大でどのくらいかのご質問であります。利用される前日の夕方に、予約の確認と、当日停留所に出ていただく時間を連絡しておりますので、連絡した時間に出ていただければ利用者の待ち時間は、最大でも5分以内となっております。

次に、運行開始から苦情等があったかのご質問であります。運行開始当初は、受付や配車計画に手間取り、予約確認の連絡が遅れたことや、停留所の確認もれによる行き違いなど、数件の苦情の電話がありました。現在は順調に業務を行っているところであります。また、運行時間を変更してほしいという要望もありますが、開始してまだ2カ月足らずであることから、今後の状況を見極めながら町バス交通体系整備検討会議などで検討してまいる考えでありますのでご理解をお願いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、児童生徒の通学時における安全対策についてのご質問にお答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を第一に考え、自宅近くからの乗降については家庭、地域の皆さんの協力をいただきながら、学校近くでの乗降については教職員等の指導のもと、児童生徒が安全に登下校できるよう万全を期しており、車中の過ごし方においても、上級生が下級生の面倒をよく見るよう指導をしております。委託運転手にも、教育の重要な一翼を担っていることを自覚していただき、安全運転に努めながら児童生徒の安全な乗降、車中での過ごし方について指導していただいております。

また、朝の学校到着後、下校の出発前には、委託運転手と教育委員会職員が連日ミーティングを行い、よりスムーズに運行できるよう努めており、当初の計画どおりおおむね順調に運行できておりますので、ご理解をお願いします。

次に、徒歩等による生徒の通学時の安全対策についてであります。中学生においては、集団ではなくそれぞれが徒歩、自転車により登下校しております。登下校時等における不審者対策や安全な自転車通学、歩行の仕方については、学校が中心となり関係団体と連携しながら指導しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ答弁いただきました。なお重複するところもございまして、その辺は明解な答弁をよろしく申し上げます。

まず、デマンドバスでございまして、利用状況についてお伺いします。利用人数は昨年

の4月の同月と比較しますと591人の減と今答弁もらいましたが、その要因としては、利用者が新しい予約システムでございしますが、慣れないせいか、利用者が新しい予約体制に慣れるまでどのように指導したかお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

なかなか新しいシステムということで、利用されるかた、特にその予約方法がなかなか難しいという声も多々聞かれるところでもあります。まず始まる前に、町民の皆さまに予約方法ということで、各戸配布のチラシを配布してございます。それから4月1日から始まりまして、すぐにやっぱりなかなかわからないというようなお話がありまして、再度わかりやすい予約の方法ということで、チラシを全戸配布で配布してございます。まだまだ、なかなか難しいというかたにつきましては、町としましても、もしどうしてもチラシではわかりにくいということでしたら、町のほう、もしくは予約センターのほうに連絡いただければ、職員が出向きまして、直接わかりやすくご説明しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁でだいたいわかりました。なお、今現在そういう苦情等、スムーズに運行しているんですね、予約体制については。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

開始当初はなかなか慣れないせいもあり、予約の手続きに手間取りましたり、そういったトラブルといいますか、ありましたが、現在、開始してから2カ月ということで、予約センターの作業的にも現在はスムーズに流れているということでもあります。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 この予約制度、マニュアル作成と今答弁の中でありましたけれども、これは早急にやる予定ですか。早く、スムーズに運行する。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 マニュアルは現在もございます。ただ、改善すべき点がございましたら、随時委託先であります会津乗合、それから町と協議しながら、よりよい方法を改善していくということでもあります。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 デマンドバスの予約時間を設定して、だいたい今、待ち時間5分と答弁の中でお聞きしたんですけれども、今後の対応について、これまた5分待つてはどうか、ロス、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 最大でも5分お待ちいただいているということではありますが、一応基本的に予約を受けまして、夕方5時半まで予約受付時間とございまして、その受けた予約の確認ということで、5時半以降に予約センターから申し込まれたかたにご連絡をいたします。明日、どここの停留所で何時にバスが行きますよという確認の連絡でありますけれども、途中、そのかただけでなく、ほかのかたも同じ経路でお迎えするようなこともあり

ますので、私最大で5分と言いましたけれども、実際会津乗合に確認したところ、5分までは通常お待ちいただくようなことはないというお話ですので、待っても今は2、3分くらいの待ち時間ですんでいるということでございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その1台のバス、15人乗りだと思いますけれども、なお何人くらい乗車しますか、1台のバスで。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

15人乗りのバスで、今デマンドを運行してございますけれども、多いときで10人を超えるような乗車利用もございますが、1系統で15人を超えたというケースは、4月から今まではございません。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今まで乗車した中で、身障者とか、その乗り降りに不自由しているとかありますか、それをお伺いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 昨日のご質問の中でも、足の不自由な方の乗り降りの際のステップがちょっと高く大変だというお話がございました。昨日、一般質問終わったあとに、ちょっと会津バスのほうに確認いたしましたら、デマンドバス全車両、そういったかたに対応するように、踏み台を常備してバスの中に入れていているということでもあります。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁でわかりました。なお、安全には十分気を付けてお願いします。

質問を変えます。児童生徒の通学における安全対策であります。これも重複するところがございますので、よろしく申し上げます。通学の安全対策は実行されてきたと思うんですけれども、どういうふうに行ってきたか、詳しく、具体的にお伺いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 再質問にお答えをいたします。

3月の議会におきましてもご説明を申し上げましたところでありますが、教育の原点は家庭にある、これは当然のことです。学校と家庭と地域が一体になって連携を強化して、子育てに当たっていかなければいけないわけですが、それぞれの持分の役割を十分に果たしていただくということが何よりも不可欠なことです。

したがって、自宅を出て、スクールバスに乗車するまでの間については、不審者対応等も考えて、ご家庭、あるいは地域の皆さまで役割を果たしていただいて、責任を持っていただきたいことですよということをお願いをいたしました。

それから、車中の過ごし方については、小学生だけの直通で考えていた時点では、添乗員さんをお願いしなければいけないかなど、安全を期すためにですね。そんなふうを考えていたところでありますが、中学生も同乗させていただきたいというご要望を賜りましたので、ならば心の教育の場にしようということで、中学生のお兄さん、お姉さんが、小学校の低学年の子どもをよく面倒をみてあげる。ということで、各小中学校に対しまして、

車中での過ごし方、到着するまでの過ごし方について、よく上級生に指導していただきたいということでお願いをしたところです。

あと、学校近くで降りて、また帰りは乗るわけではありますが、それにつきましては、学校の教職員を中心にいたしまして、私ども教育委員会の職員も出ておりますけれども、万全を期していくということで、スタートする前にそういう文書を全家庭にお渡ししまして、ご協力を願ったところでもあります。おかげさまで、皆さんの深いご理解をいただいて、そのとおり実行していただいております。車中での過ごし方についても、中学校のお兄さん、お姉さんが小学校の1、2年生に対して、学校慣れたかとか、今日は学校でどんなことをやってきたんだというふうな会話も聞かれたというふうな報告も、委託運転手さんからいただいております。ほぼ順調にきているんだなというふうに思っているところがあります。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの教育長の答弁で理解できました。なお、父兄と先生がた、あと運転手さん、連携を取りながら事故のないようによろしくをお願いします。

質問を変えます。安全・安心に通学できる対策についてであります。これは役場前に交差点の設置という話、この答弁の中でもあるんですけども、小学校5校、統合になって、生徒も多くなりまして、徒歩で学校までいく時間もありますので、そこで信号機の設置というのは考えているのか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 五十嵐議員ご心配のとおり、役場の入り口につきましては、統合をむかえ、新生西会津小学校のスタートとともに、通行する車両の量、数、それから歩行者の数も大変増えております。これは警察署さんの実態調査の結果からも、大変明らかでありまして、これもまた3月の議会の全員協議会等でご報告申し上げさせていただいたかと思いますが、信号機の設置、これはもう不可欠だと、安全第一に考えた場合にどうしても必要だということで、昨年度末以来、ご要望申し上げているところでもあります。

警察署のほうから、おわかりのように、町内にある別の場所に今設置されている既設の押しボタン式信号機を、役場入り口に移すことを考えたほうが、はじめから要望するよりも少し早く実現できるのではないかというご助言をいただいたわけです。それで、地元の皆様のご了解をいただく必要がございますので、関係する区長さまのお宅におじゃまさせていただいて、率直にご相談を申し上げたわけでもあります。区長さんは町の方針について十分理解できると、しかし、町民の皆さん、行政区の区民の皆さんですね、全員が快く納得するかといえば、決してそうではないよと、お年寄り、だんだん増えてきていて、この信号機があるために大変役立っているんだと、これがなくなったらどうしようという不安も届いていると、そんなお話をいただいたものですから、やがて新校舎をお建ていただいたときには、さらに野沢町内の小学生、中学生、小学生は全員徒歩で、中学生は一部自転車ということで、通行量が増えることはもう目に見えているわけですので、むしろ押しボタン式ではなくて、正規の信号機を強くご要望申し上げていこうということで、今、強く警察署さんをはじめ、関係当局にご要望を申し上げているところでもありますので、どうかお力添えを賜りたいと思います。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁でわかりました。

質問を変えます。不審者であります、今年はないと思いますが、なお昨年の件数は何件くらいか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 昨年度でございますが、まったく実被害はございませんでしたけれども、下校時、あるいは夕方等で、直接子どもがいたわけでもないんですけれども、こういう例があったよというふうな心配のお知らせを教育委員会でいただいたのが2、3件ございましたが、それ以降は、今年になりましては、まったく1件もご報告をいただいている状況でありまして、少し安心しているところでありますが、これはいつ出没するかわかりませんので、また町民の皆さんのご協力をいただきながら、安全・安心のために取り組んでいきたいと思っております。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの件に対しては、あってからでは遅いですので、事故、不審者対策は十分に対策を練って、ないようによろしくお願いします。

それでは質問を考えます。西会津中学校の児童生徒であります、遠距離の生徒は当然スクールバスに、小学生と混乗しておりますけれども、自転車に乗っている生徒はだいたい何人、人数わかれば教えてください。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 中学生で徒歩通学をしている生徒さんは、全校生195名のうち121名であります。パーセンテージで言いますと62%の生徒が徒歩または自転車で通学しております。徒歩と自転車の比率については、大変申し訳ないんですが詳しく把握しておりませんが、約4対6くらいの割合かなと、こんなふうに思っているところであります。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 最後になりますが、今後は児童生徒が安心して通学できる、交通事故、また不審者には十分配慮していただきまして、事故のないようによろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。10 番、清野佐一でございます。私は今定例議会に3点ほど通告しておりますので、順次質問をいたします。

その前に、このたび県より新たに藤城副町長をお迎えし、4月1日より平成24年度がスタートいたしました。副町長におかれましては、西会津町の水と空気に一日も早く慣れていただいて、さらに健康には十分留意されまして、町発展のためご尽力をいただきますよう切にお願い申し上げる次第であります。

さて、この春、さらに新しくスタートしたものといえば、デマンドバスと新生西会津小学校があります。130 有余年の伝統ある町内五つの小学校が統合となり、町立西会津小学校として開校となりました。4月より2カ月余りが経過し、先月5月26日に行われました大運動会では、児童たちの元気いっぱい、そして最後まで諦めない一生懸命の競技や、心を一つにして演奏した鼓笛隊に大きな感動をおぼえたところであります。そして、聞くと

ころによりますと、学校生活においては児童たちも毎日、明るく元気に通学し、勉強しているとのことで、大変喜ばしい限りであります。今後、すばらしい新たな伝統が築かれることを期待したいと思います。

それでは、通告に従いまして順次質問をいたします。

まず町政への取り組みについてお伺いいたします。ただいま申し上げましたように、新しい学校では児童たちの元気な声が響きわたっていますが、反面、閉校となった4地区の小学校には、人影もなくひっそりと静まりかえっている状況です。今後はそれぞれの地区において、今日まで地域活性化の中心拠点として、さまざまな役割を果たし、また数多くの思い出を残してくれた小学校を有効に利活用することが望まれます。

そこでまず最初に、現在この小学校がどのように管理されているのか、管理状況をお伺いいたします。

次に、以前それぞれの地区住民から、閉校となる学校の利活用について町への希望、要望、意見等を聞く催しが実施されましたが、その結果はどうであったか、また今後どのように活かされるのかをお伺いいたします。

そして、校舎、体育館、講堂、校庭については、具体的な利活用の計画があればお伺いをいたします。

次に、福祉政策についてお伺いいたします。依然として少子化が進む中、これらの対応策一つとして、子どもを産み育てやすい環境の整備が求められております。また、三つ子の魂百までといわれていますが、保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場となっております。そのため、保育所の果たす役割が大変大きなものとなっております。本町にある認可保育所やへき地保育所においても、保育料の負担軽減を図り、延長保育の実施や野沢保育所や0歳児保育の実施をするなど、子育て支援の充実を図ってきたところですが、今後の保育所の運営について、基本的な考えをお伺いするものであります。

次に、近年まで7カ所に保育所が設置されていましたが、現在では野沢保育所のほか、3カ所になってしまいました。保育所のあるべき姿として、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成することが保育の基本だといわれています。そして、十分に養護の行き届いた環境のもと、くつろいだ雰囲気の中で、子どものさまざまな欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ることとされています。

将来を担う子どもたちに、広々とした環境、また伸び伸びとした環境で育ててほしいと願うものですが、本町のこの現状を踏まえ、近い将来、野沢保育所の改築やへき地保育所の統合などについて、どのように考えておられるかお伺いいたします。

次に健康づくりの推進についてお伺いいたします。健康がいちばんをキャッチフレーズに進められるこの新規事業は、食育計画に基づいて行われるとのことですが、実施計画には今年度は約770万円、来年度は160万円、平成26年度には約260万円が計上されております。事業の具体的な内容についてお伺いをいたします。

以上で私の一般質問とさせていただきますが、明解な答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、私からは健康がいちばん推進事業について

の基本的な姿勢についてお答えをいたします。

私の言う、健康がいちばんとは、町民みんなが健康で健やかに暮らせることでもあります。そのためには、将来的に町民の健康を守っていくことが、町に課せられた重要課題であると認識しているところであります。人間は健康で稔り豊かで満足できる人生をまっとうすることが一番であり、それが究極の幸せであります。

そこで、食と運動と検診を相互に連携しながら健康づくりを推進することにより、子どもから働き盛りの若者、そして高齢者までの町民全ての健康増進を図ってまいりたいと考えております。

そのためには、まず一つは食の健康であります。食においては、自然環境に恵まれた本町の農林産物、郷土食を使った栄養バランスのとれた食生活が各家庭に浸透し、実践できるよう推進してまいりたいと考えております。

二つ目は、運動での健康であります。日本人の新3大疾患は、ガンと心臓病、脳卒中であります。日常的に体を動かしている人ほど、これらの病気にかかるリスクが下がると、国内外の研究データが示しているところであります。適度な運動の必要性についての知識と自分に合った運動から、身近で手軽なウォーキングや散歩まで具体的方法を普及しながら図ってまいりたいと考えております。

三つ目は、検診率の向上であります。疾病の早期発見・早期治療をするためには検診が重要であり、検診を強化・拡充することにより、検診率 100%を目指して、健康で豊かな日常生活が送られるよう、町民の皆さまに勧奨してまいりたいと考えているところであります。

これらのことを踏まえて、平成 23 年度に策定しました介護保険事業計画、また、食育推進計画などの事業計画推進の初年度として、食と運動による健康管理や検診受診率向上による疾病予防、介護予防の重要性をアピールして、その方策等について普及啓発を図るとともに、町民みんなが参加できる、仮称ではありますが、町民参加型健康まつりを開催してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、この時期などについて、そして具体的な内容などについては担当課長より、その他のご質問等につきましても、担当課長から答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 10 番、清野佐一議員の健康がいちばん推進事業のご質問のうち、具体的な内容については、現在、検討中ではありますが、現時点で想定しております内容を申し上げます。

実施時期は、9 月から 10 月の休日 1 日で、場所は西会津中学校または、さゆり公園を予定し、健康に関する講演会、食、運動、検診などの部門別体験発表や、地元の食材を使用し栄養バランスを考慮した郷土料理的な昼食の提供、町民一人一運動を目標にさまざまなスポーツの体験や、ウォーキング、太極拳など気軽に取り組める運動の体験コーナーを設けて、食と運動に親しんでいただき、毎日継続していただけるような仕組みづくりや環境の整備を行ってまいりたいと考えております。また、口腔、身体計測、血圧測定などの検診コーナーを設け、体験していただくことで、日常生活の中でも自分の健康管理に努めていただきたいと考えております。

健康がいちばんの基礎をなす、食と運動と検診の各分野を気軽に体験していただきながら、町民一人ひとりが健康に対する関心を高めていただくことにより、町全体の健康増進の一助となるような内容にしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、子育ての充実、少子化が進行する中での今後の保育所運営の基本的な考え方についてお答えいたします。

保育所体制といたしましては、平成 19 年度に奥川保育所と新郷保育所を統合し、平成 20 年度にはすわ保育所と尾野本保育所を、そして、平成 22 年度には群岡保育所と新郷保育所を統合して、現在の四つの保育所体制としております。

町では、保護者が安心して就業するための子育て支援策として、延長保育や乳児保育の拡充を図り、保育所入所児童 2 人目以降の保育料無料化、里帰り出産や急な入院等により一時的に保育ができなくなった児童を対象に一時保育事業を平成 22 年度から実施してまいりました。

平成 22 年度と今年度当初の保育所利用児童数を比較いたしますと、平成 22 年度当初の保育所利用児童数 146 名に対し、今年度当初の保育所利用児童数は 153 名で、7 名の増となっております。このことは、本町の保育行政や子育て支援策が充実しているものであり、安心して保育所に預け、子育てできる環境であるためと考えております。

次に、2 点目のおたがしであります、近い将来の野沢保育所の改築や、へき地保育所の統合などについてお答えいたします。

昨年、野沢保育所で乳児数名の待機児童が発生しましたことから、今年度当初に合わせて仮設のプレハブを設置するなど、児童の保育スペースの確保を図り、待機児童の解消に取り組んでまいりました。今年度は、児童の生活スペースでありますホール、床の全面改装に向け予算を確保したところであります。

へき地保育所につきましては、群岡保育所や芝草保育所の児童数が減少傾向にあることから、町全体の今後の児童数の動向や保護者の意見などを参考にしながら、既存の公共施設の利活用や新設なども視野に入れ、保育所統合について、今後検討していく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 清野佐一議員の廃校小学校の利活用計画に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、現在の小学校施設の管理状況についてであります、廃校となりました 4 小学校につきましては、社会体育施設として今後も活用がされる新郷小学校体育館を除く全施設が本年 4 月 1 日に教育財産から普通財産に移行されたところであります、現在は総務課が施設管理を行っております。

現時点での活用状況であります、尾野本小学校の校舎 1 階部分を町公民館に埋蔵文化財発掘作業・整理作業場として本年度末まで貸与しているところであり、そのほかの施設については、公共的な用途に限って、単発的な貸与を行っているところであります。

これら施設の今後の利活用についてであります、小学校は地域に住む多くの皆さんが学んだ母校であり、地域のシンボリックな施設であったことから、町では地域の皆さんの意

見を十分に反映し、地域の活性化につながる利活用が図られればと考えているところでありまして、昨年8月には5地区全部で、11月には野沢地区を除く4地区において、小学校施設利活用に関する座談会を開催しまして、地域の皆さんのご意見を伺ってきたところがあります。

座談会では、町公共施設としての活用、民俗資料館・農林産物加工施設・福祉施設・宿泊施設の設置、農業施設としての利用などさまざまなご意見やご提言をいただいたところでもあります。その中であって、野沢小学校については、その立地条件から町の公共施設として有効活用を図るべきだとの意見が大勢を占めたところであり、また、奥川小学校につきましては、町座談会に加え、地区の各種団体による自発的な意見交換会の中でも、奥川支所の機能を移転するとともに、地区のコミュニティ施設としても活用すべきだとの意見集約が図られたところでもあります。なお、尾野本・群岡・新郷の3小学校につきましては、本座談会において地区としての利活用案の集約にはいたりませんでした。

町では、こうした座談会の意見を十分踏まえるとともに、活用可能な施設は活用し、活用できない施設は解体も視野に入れながら、本年度中には5校全ての活用方針を決定し、お示していくことにしています。現在、鋭意これら作業を進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、健康がいちばんについて町長にお伺いをいたします。最近、国が健康寿命について話をするようになったと。いろいろな長寿県というのは、今まででも多く公表されてきたところですが、そういう中で、今度は健康寿命の長い県はどこだというようなことで発表されています。

本町においては、かつてトータルケアのまちづくりをして、その延長で健康寿命延伸事業という事業をやってきたわけです。ところが、その大学のご指導を受けながらやってきたのが、いつの間にか途絶えてしまったということと、今ここになって、町長が提唱される健康がいちばんという、ここにいたったそれらの流れといいますか、経緯などをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のおっしゃるとおり、これまで延伸事業を東北大学、その先生にご指導いただきながら進めてきた経緯がありました。そこで、これまでの事業の経過と新たな取り組みということで、事業の見直しなどについていろいろ意見を担当課としてきたわけでありまして。その中では、一定程度の資料なり、あるいは健康寿命という基礎的な部分については、十分とはいえないまでも、一定程度のご指導をいただいたというようなことで、ある意味ではその一区切りという問題で整理をしてきたということでございます。

そこで、これまで西会津町の大きな取り組みの一つでトータルケア、これは健康福祉医療ですか、これの取り組みをしてきたわけでありましてけれども、これらを私はすべて、この延伸事業も含めて、否定するなんていうことでは決してありませんし、それを土台にしながら、これからの新しい健康運動というものについてどうあるべきかということをお考えの中で、今ほど基本的な姿勢を申しましたが、まず食と運動と検診、このことをしっかり、やはり子どもうちから、そして高齢者まで、みんなが参画できるような、気軽に参画でき

るような、そういう取り組みというものは日常的に行っていくことが必要ではないかというところで、これまでのいろんなデータや、あるいは貯筋運動なんていうこともございましたし、いろいろなすべての段階で、それぞれ取り組む場所が統一的に、計画的に図られる、そうした組織対応も、この健康がいちばんという枠の中で進めていったらどうかというところで現在進めているところでございます。

したがって、これまで行ってきたものについて、やっぱりそれを踏襲していると、継続していると、こういうことのご理解でいいのではないのかなというふうに思います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 この食育という話なんです、ここ近年、耳新しい言葉で私は聞いてきたんです。ところがちょっと調べてみますと、これを提唱したかたというのは、明治のかたが提唱されているんです。それで、やはり普通の白いごはんは、ただの普通のかすだとか、本当に栄養のあるものをちゃんと正しくとりなさいと。その中において、特にそのミネラル分が大切だということも言われております。幸いにして本町においては、ミネラルでいろいろお米なり野菜なり、栽培しておりますので、それらも加えて、さらに健康づくり、またそれを大きな西会津のブランドに間違いなくできるのではないかと、今までもブランドめざしてやって、相当数の好評ををくしているわけですが、さらに力を入れてやるべきだと思うんですが、町長のご見解をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさに食育推進計画というのは、そうしたところをしっかりと網羅しながら取り組んでいこうということで、この計画は今年から、そういうことで新たな推進計画ということで、食育推進委員を委嘱しまして、取り組んでいるところであります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 あとは、先ほど町長の答弁の中にも、検診、健康で長生きというのには検診が大事、100%を目指すといわれております。それらの方策についてお伺いするのを一つとして、あとは、やはり今、大変若いかたが新生物による疾病で、本当に亡くなられるという、大変痛ましいことなんです、それらをやはり町の重点施策、健康推進の柱にして、まずやはり健康推進、検診率を上げる。やはり食に対して専門家の話をみんなが聞いて、本当に町民こそってこの事業に取り組めるというような体制づくりが必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おっしゃるとおりでありまして、これまでは単発的に食だ、あるいは運動が大事だ、こういうことはいわれてまいりました。しかしこの健康がいちばんというのは、健康に対する取り組みというのは、ただ単発的ではなくて、やはりそうした総合的に自分の健康管理というのは、自分の健康は自分で守ろうという意識付けを、やっぱり食であり、そして運動であり、それから大事なのは若いうちから検診を受けるという、その癖を付けていこうと、そのために、今ほど質問がありましたように、若い人の中で、本当にもっと早めに治療を受けていけば最悪の状態にならなくて済んだというかたも見受けられるわけですので、そういったことのないように、やっぱり日常的な健康管理の中での検診というものも含めて、そうした総合的に自分の健康というものを、そういう中からしっか

り守っていこうとする意識を高めていくために、この健康がいちばんというキャッチフレーズのもとにあるということでご理解をいただければいいのではないかというふうに思います。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 それらの普及啓発といいますか、していくためにも、今まで食生活改善推進員というかたがたがおられまして、今日にいたるまで大きな役割を果たしてこられた。これらのかたがたの力をお借りすることが、またさらに近道かなという部分もあったり、やはり料理をつくる立場にあるかたが本当に野菜なり、食事のバランスなり重要性なりというか、そういうのを勉強した中で、今までも勉強されていると思います、それは。でも、新たな取り組みの中で、そういうかたがたの力を大いにお借りしてやるべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさに食は食で、いろいろと自ら研究をされ、これまでその推進役となってこられた食生活改善推進員の皆さんが、今度は今まで以上に地域の中に入っていただいて、そして塩分とか、あるいはバランスのいい食事のあり方というものについて、これまでの実績をもとにいろいろな指導をしていただけるような場の提供を、やっぱり町としても進めていく、推進していくということが必要であり、その食育のための何ととっても推進役は、食生活改善推進員の皆さんに、ぜひ力になっていただきたいなど、こんなふうに思っているところであります。

それから運動については、それぞれウォーキングでやっているかたも、また指導的な立場にあるかたもございますし、そして保健婦さんの中には、やっぱり日常的な健康運動というものについても、これ指導できるかたもおります。そして、町としても毎朝今度は8時、週1回、朝8時半前にラジオ体操を行おうということで、だんだんなっておりますし、あるいはノーマイカーデーをとおして、がらんと空いていた駐車場はお昼休みにきて、みんなで健康運動をやろうということで、まず率先垂範も、職員も、われわれもそうでありますけれども、そうした取り組みを徐々に行っていこうということでもあります。

それから、確かに検診率 100%だと、こういっても、なかなか当初はそこまで到達しないのではないかと、しかし、目標はやっぱり 100%ですよということで、それぞれの中間的な、働き盛りのかたに多くそのことを認識していただきたいという意味から、大きな目標を持って取り組んでいきたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 今の 100%については目標値でもありますし、そうじゃなくても、ここ近隣町村から比べれば、受診率、検診の受診率が 70 何%ということで、高い受診率を誇っているというようなことは承知はしているんですが、やはり若いかたがたが、もうちょっと発見が早ければというようなことがあった場合に、本当に残念な結果になってしまうということもありますので、やはり 100%達成できるように、それぞれ努力をしていただきたいと思います。

それから、かつて町長が議員当時、私の印象として申し上げます。いろいろ町がいろん

なことに取り組んだ場合に、常にこのコンサルタントを頼むということについて、ちょっとそのアレルギーがあったのではないかと思うんですが、そんなことはなかったですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 具体的な大きな目標を立てて、そして外部から有識者としてそういうかたがたの意見を求めるということについては、私は何も否定するものではないというふうに思っております。しかし、こういう健康づくりと、またまちづくりの政策すべてにわたって、丸投げでコンサルタントにお願いをして、そっくりいただいて、見栄えはいいけれども西会津町全体にそぐわないというようなこともあるわけですよ。これは西会津町ということではなくて、その町としてそぐわないと。しかし見栄えはいいと。こういうことへのコンサルタントのお願いなんていうのは、私はないほうがいいというふうに思っているところがあります。

したがって、まず町の頭脳の中で、できる範囲内についてはどこまでか、そしてこれから将来的にどういう計画や、あるいはそれに沿ったまちづくりが必要だということであれば、5年、10年先のいろんな夢や希望というものについて、いろんな有識者から意見を聞くということについては、私は何も否定するものでもございませんし、むしろそういったことへの対応も、時と場合によっては必要なことであろうというふうに思っているところがあります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 それなら安心したところです。私の勘違いか何かあったのかもわかりませんが、そのような取り組みでお願いをしたいと思えます。まして健康、いろいろな体の面についての専門的なかたの意見も必要であろうというふうに思えますので、それらを前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それから、保育所のことで、先ほど6番議員の保育所の問題のときに、今後近い将来の保育所の改築なり、新築なりも考えているということではありますが、それは今、今日明日どうのうこうのではありませんが、規模としてはどのくらいの規模、例えば運動場なり、いろんな、今学校がかなり空いたわけですよ。ですから、それらを耐震補強しながらでもつくるおつもりなのか、また新しくつくっていききたいというような、あくまでも構想ですから、伺っておきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、今中学校、そして小学校、これが整備をされてきたわけです。今度はいよいよ皆さんからもいろいろとご質問あるように、現在の保育行政、あるいはその施設があれで妥当かどうかということ判断、聞かれた場合、私は率直に言って、これは喫緊の課題だと、改築するなり、あるいは移転をするなりというのは喫緊の課題だというふうに認識しております。

具体的には、今ほど議員から話ありましたように、じゃあ場所をどうするんだと、それから移転する場合に、じゃあ今の枠組みをどうするか、地域的な枠組みはどうするんだと、それから何といっても運営内容は、具体的にどうすべきか、ただ広ければいいというわけではありませんで、ただ学校の空いているところだけを利活用すればそれでいいというわけにはなかなかいかないということでもありますし、何よりも財政計画の中において、しっ

かり将来的な方法を、これは検討していかなければなりません。今言った四つの具体的な課題について煮詰めていかなければならないわけでありますので、このことについては、来年度以降ぐらいについて具体的にお示しできるような努力をしてみたいなというふうに思っているところでございます。

したがって、今、学校の空いている所をどうこう、あるいは場所はどうかということとは決まっているところではありませんけれども、まさに学校の利活用もその一つの中に、やはり考えていく課題の一つではないかなということでもございます。今、そういうところしか答弁できないんでありますけれども、前向きに検討していきたいということでもあります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは次に質問を変えまして、町政の取り組みの中で、閉校となった校舎なり、体育館、あるいは校庭等の利活用でございしますが、まず校舎、今の答弁ですと、公共的なもので使用したい人がいればお貸しするというようなことですが、これについても、耐震性といいますか、それらがどの、耐震診断をやったわけですが、B、C、Dとあるわけですね。どの程度までならお貸しをすると、ラインを引いて、それ以上地震に耐えられないという場合には解体するんだというような、その辺の線引きといいますか、その辺はどのようにふうに考えていますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ランク付けについては、一度お示しした内容であるというふうに思います。その中で、今耐震補強をちゃんとしているのは野沢小学校しかないわけですね。具体的に今、ランクはどこに格付けされているかというのは別問題にして、例えば具体的にあげてきた町民の皆さん、あるいは住民の皆さん上がってきて、例えばの話ですが、奥川の場合については、現在の支所機能よりも、むしろ学校のほうがいいのではないかとということで意見が集約を实はされておるわけです。そうした場合に、機能を移転して人を移せばいいということだけでいいのか、それと同時に内部の改築はどうするのか、会議室はどう設けなければならないのか、あるいは、それよりもまず耐震補強ということについては、どの程度の予算が必要なのか、こういうことを目標に沿って具体的な利用価値に沿って今後町として検討しなければならないということでもありますので、まずそうしたところから、すべて四つの小学校全部一斉にやるというのではなくて、そういうところから、やれるところから整備をして進めていきたいというふうに思っております。

ただ、こう言うのはなんですけれども、あの中で一番危険度の高いというのは、尾野本小学校でしたでしょうか。これは耐震補強すれば別に使えないというわけではないというふうには思いますけれども、全体的な計画の中で、あるいは建てた年度とか、将来何に使うのかと、目標によってはまったくない場合については取り壊すというようなことでもあります。

具体的に地域の皆さんから、まとまった話ではありませんけれども、尾野本の場合は校舎はなんともしょうがないけれども、体育館だけはものすごい価値のあるものだという話は、これは聞いておるわけでありますので、それらについても、利用価値としてどうなんだろうかということでも検討する必要があるのかなというふうに思っているところです。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 今回のこの座談会の中で、聞くところによりますと、ある事業所がそこを借りて入りたいというようなことがあったようでございます。そういう場合に、やはり貸し出すにも安全な状態で貸し出すというようなことになろうかと思うんですが、相当、今の話ではないですが、耐震工事等に金がかかるわけですが、その辺については危険だからやむを得ない、貸し出しはできないというような考えでおられるのか、また、そういうたつてのお願いであれば、町が整備をして貸しましょうというようなことになるのか、お考えは。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 座談会の中での質問でございました。座談会で確かにそういった話が出てまいりました。町としてお答えしたのは、町が公共的な施設で使う場合、不特定多数の人が活用する施設として活用する場合は、耐震補強も当然しなければならないというようなことにはなってくるのかなというふうに思っておりますが、民間に貸与する場合、耐震補強までしながらお貸しするという事は、ちょっと町としてはできないというようなことでお話をさせていただきました。

耐震補強を前提にしてこの施設を使ってみたいというようなことであれば、民間業者にあってもいろいろ積極的に貸与というような方法も含めまして、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 やっぱ民間が入って危険というか、一般的に、今まで使用していたわけですから、今日明日どうのこうのという問題ではないと思いますが、やはり改めて貸し出しをするという場合には無理な話かなというふうに思うところであります。

あと、いろいろ答弁いただきましたが、とにかく健康づくりにしても、保育所関係にしても、一日も早い成果の出るように、町長の言われるスピード感を持って、ひとつやっただけならばというふうに思います。

私はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(14時13分)

○議長 再開します。(14時30分)

日程第2、報告第1号、平成23年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。本件の報告説明を求めます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第1号、平成23年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定によりまして、本年3月の議会定例会においてご議決をいただいたところでありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。会計は、一般会計であります。

まず、2款総務費、1項総務管理費であります。ケーブルテレビ高度化事業第2期工

事で、繰越額は1億4,606万3千円、5月31日に完了したところであります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費であります。町道改良舗装事業で、繰越額は9,068万3千円、完了予定は12月28日であります。4項住宅費であります。生活環境づくり支援事業で、繰越額は1,639万4千円、完了予定は来年3月29日であります。

次に、10款教育費、1項教育総務費であります。学校給食検査体制整備事業で、繰越額は485万6千円、完了予定は来年3月29日であります。4項社会教育費であります。橋屋遺跡発掘事業で、繰越額は955万3千円、完了予定は12月28日であります。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費であります。農地農業用施設災害復旧事業で、繰越額は1億8,126万5千円、林業施設災害復旧事業で、繰越額は1,512万1千円、完了予定はそれぞれ12月20日であります。次に、2項公共土木施設災害復旧費であります。道路橋りょう河川災害復旧事業で、繰越額は1,375万9千円、完了予定は8月6日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、繰越明許費繰越計算書の報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ただいま報告をいただきました。私の考えであります。前年度で執行しなければならぬのを繰り越して事業を行うわけですから、速やかにその事業は執行してしかるべきではないのかなと思っております。ところが今の説明ですと、3月29日で完了予定ということですが、なぜ3月29日になるのかというあたりがわかりませんので説明をしていただきたいと思っております。

かつて、確か22年度だと思っておりますが、合併浄化槽を埋設するのに、3月の末日で完成という実態がありました。これは大きな合併浄化槽を埋めると最初からわかっている、理由は特殊な工事だから遅れたという返事をもっていたわけですが、そこで、この繰り越しをした事業を誰が監督をするのか、計画どおりに進んでいるのか進んでいないのか、これはやっぱりチェックする必要があるなどと思っておりますが、そういう点ではどのような対応をしておられますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 繰越明許費事業の工期の関係について、まずお答えをしたいと思います。

この件につきましては、かつて議員からもご指摘いただきまして、繰り越した事業については早期に完了すべきであるということでございます。その趣旨につきましてはごもつともでございます。われわれといたしましても、繰り越した事業でございますので、早期に完了するよう、その作業を進めていきたいというふうに考えております。

今回、3月29日の件が2件ございます。1件は生活環境づくり支援事業ということでございます。この件につきましては、補助を受けて実施する町民の皆さんが、行うものでありますけれども、これも実際に事業が早く実施されるように、これは町民の皆さんに対してお願いをしていきたいというふうに考えております。

それから、学校給食の検査体制整備事業につきましては、これは学校給食で提供する食材の放射能検査に対する事務経費でございます。したがって、平成24年度分の検査に

要する経費についての事業でございますので、これは年度末ということになりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それから、繰越事業の実施状況について、どこがチェックするのかということですが、まず基本的には各課の主管する課がそのチェックをしていくものでございますけれども、当然、財政サイドでございます総務課のほうで、全体の繰越事業についてチェックをいたしまして、その進捗状況が遅いものについては、速やかに実施するように平成 23 年度も指導してまいりましたし、24 年度についてもその趣旨で進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回の 3 月 29 日ということは理解できました。ただ一般的といいますか、特に建設の工事、この前はケーブルテレビがそうでしたが、3 月の本当に末日になって終わったと、私はまだよく理解できない部分があるわけですが、完了と工事が終わったと、終わって検査を受けて、引き渡されてはじめてとと思っているんですが、それが 3 月の末日となるならば、もう検査そのものがおろそかになるのではないかと、もっと早めに完了して、工事が終わって、検査も受けて、はじめて町が受け取ると、確か監査の研修会のとときに、そこら辺は気を付けて監査しろよといわれたの記憶もあるわけでありまして。そういうふうにならないように、当然、今回は当然の理由ですから、それは良としますが、今私が言ったようなことが二度と起こらないように、改めて注意をしながらやっていただくことをお願いをしておきます。

○議長 これで報告第 1 号、平成 23 年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終ります。日程第 3、報告第 2 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 報告第 2 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本報告書につきましては、平成 23 年度水道事業会計の中で東北地方太平洋地震により、大久保浄水場における配水池が被災を受け、復旧工事を実施いたしましたが、年度内完成が見込まれなかったことから、平成 24 年度に予算繰越を行ったことにより報告するものであります。

それでは報告書をご覧ください。

報告書、平成 23 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調整したので報告する。詳細につきましては、次ページの平成 23 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書にて説明させていただきます。

次ページをご覧ください。

平成 23 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書、1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名大久保配水池災害復旧工事、予算計上額 6,468 万 5 千円、支払義務発生額 2,457 万円、翌年度繰越額 3,538 万 800 円、これの財源内訳につきましては、災害復旧工事の採択を受けたことにより国庫補助金 2,180 万 2 千円、企業債借入金 940 万円、当年度損益勘定

留保資金 417 万 8,800 円であります。不用額につきましては配水池基礎部分の旧配水管が工事実施により支障とならなくなったことから、473 万 4,200 円となりました。

翌年度繰越額に係る繰り越しを要するたな卸資産の購入限度額はありません。繰越理由につきましては、災害の査定が 9 月に実施され、その後速やかに工事を発注いたしました。平成 23 年度は豪雪対策本部が設置されるほどの豪雪によりまして、年度内完成が見込めないことによるものであります。完了予定は、6 月 29 日でございます。

これで説明を終わりますが、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、本議会に繰越額の使用に関する計画を報告するものであります。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで、報告第 2 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。報告第 3 号、第 4 号につきましては、報告のありました書類の内容については質疑することはできますが、公社自体にかかる問題、経営方針、人事の問題については質疑できないこととなっておりますので、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

日程第 4、報告第 3 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

○議長 　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 　報告第 3 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況についてご説明をさせていただきます。お手元に配付いたしました、平成 23 年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧くださいと思います。

まず、1 ページの土地開発公社事業報告書の 1 総括事項であります。平成 23 年度中に喜多方地方土地開発公社が公有用地取得事業として受託した事業は、記載のとおり喜多方市の綾金地区運動施設用地取得事業の 1 事業でございました。本事業の明細につきましては、8 ページの公有用地明細表のとおりとなっておりますが、全体で期首残高が 4 億 1,613 万 5,075 円、当期増加高が 83 万 4,550 円、当期減少高が 1,376 万 625 円となり、当期末の当公社の所有用地は、面積が 9 万 8,792 平方メートルで、4 億 320 万 9 千円となりました。

平成 23 年度の損益計算は、収益合計が 1,376 万 6,351 円、費用合計が 1,378 万 3,925 円で、1 万 7,574 円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、984 万 5,491 円となっております。なお、これらの明細につきましては、3 ページに貸借対照表、4 ページに財産目録、5 ページに損益計算書、6 ページにキャッシュ・フロー計算書、7 ページに現金及び預金明細表を添付しておりますので、ご覧くださいと思います。

次に、理事会の議決事項であります。1 ページ後段に記載のとおり、理事会は 4 回開催されております。議決事項は平成 22 年度の事業報告及び決算の認定、平成 23 年度及び平成 24 年度の事業計画と予算の調整を行っております。なお、ただ今説明しております平成 23 年度の事業報告及び決算の認定につきましては、去る 5 月 14 日に認定を受けている

ところでございます。

次に、平成24年度の事業計画でございますが、資料の最後のページに綴られておりますのでご覧いただきたいと思っております。ご覧のとおり、公有地取得事業として喜多方市の2事業、事業費といたしまして981万円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し報告といたします。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　昨年も聞いたような記憶をしていますが、24年度で新しく1件だけの事業ということでありまして、ここ数年、西会津、北塩原ともに利用もしていませんので、これの一定の役割は終わったのではないのかというような気もしますが、そういう点では、理事会等で、役員会ですか、理事会ですか、どのようにお話し合いをされた認識をしておられますか。

それと、喜多方市で1件載っているわけですが、これは計画どおりに返還されておるのかどうかを教えてくださいたいと思っております。

あともう1点であります、いわゆる預入金融機関と借入金融機関が一致していません。一致しなくてもそれはいいわけですが、本来ならば借りている金融機関にもそれ相応のお金を預けるとというのが、私、一般的な考えではないかなというような気がしておりますが、そこら辺はどう理解をしておられるか、見解があればお示しをしていただきたいと思っております。

○議長 　町長、伊藤勝君。

○町長 　理事ということで、役員ということで、お答えをしたいと思っておりますが、実はこの内容等について喜多方土地開発公社の事業の報告及び決算については、私もこの西会津町に直接関係するものもありませんでしたので、発言は控えておりましたらば、喜多方市、あるいは北塩原村どこでも異議ないというようなことでありましたので、特段、それ以上の発言ということについてはございませんでした。そういうことで、現在、喜多方市に關係する事業のみでございます。

ただ、これのほぼ役割を終えたかどうかという議論も、実はこうまだ土地開発公社を利用しているということからすれば、これは他のところでもありますので、これはこちらから口火を切って言うことも、なかなかこれできないわけでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、確かに長谷沼議員言うように、預け入れとの件については若干報告ありました。それは、今はすべて借りるところ、積むところは、いわば各金融機関によって利率が違ふということでありまして、ですから、入札ではないわけでもありますけれども、見積りを取って、その対応をしているということでありましたので、その点は事務方で対応しているということでご理解をいただきたいと思っております。

喜多方は計画どおり、これは滞りなく事業は返済も含めて行っているという内容でございます。

○議長 　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最初に聞くのを忘れてしまいましたが、喜多方で取り組むふれあいパーク喜多の郷用地取得事業というのは、前こういう事業で出てきたような記憶があったような気もしますが、まったくこれ新しい事業か、それとも前の事業をまた継続するようになったのか、そこだけお尋ねしておきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは、そこまでちょっと確認するものがありませんでしたので、答弁なかなかできない問題でありますから、その点については承知していないということでご理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいまの質問についてお答えします。

これは、以前行った事業で、元利償還分が計上されているということでございます。

○議長 これで報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終ります。

日程第5、報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

内容につきましては、お配りしてあります書類のとおりであります。その概要について申し上げます。1ページをお開き願います。

はじめに、事業報告から申し上げます。

平成23年度は、3月に発生した東日本大震災に伴う、原発事故による風評被害等の影響を受け、厳しい経営、事業展開を求められた中、さゆり公園、ロータスインなどの五つの町有施設の管理運営業務をはじめ、グリーンツーリズム関連事業や農林業普及実践事業など、振興公社設立の趣旨である地域の活性化を図るための事業展開を推進してきたところがあります。

部門別の事業概要であります。まず、ロータスインについては、原発事故による風評被害の影響を受けたものの、相双地区避難者の受入れや子供、女性向けの企画商品の開発など誘客に努めたことにより増益となりました。

道の駅よりっせでは、原発事故の風評被害や高速道路無料化による交通量減少の影響を受け、対前年11%の利用者減となったものの、売上げでは対前年8%の減少でありました。

施設管理におきましては、指定管理者制度の趣旨に沿いながら安全安心を第一に快適な利用環境の提供のため、温泉施設では衛生管理の徹底を図るとともに、さゆり公園では施設等の日常点検を徹底いたしたところがあります。

本年度は避難者の受入れなどによる利用料の増により、売上は前年比で約870万円の増となり、経常収支は161万8千円の黒字となりました。これで経常収支は7年連続の黒字となり、累積欠損金は1,559万7千円であります。

次に、(2)事業の内容、(3)会社の概要、(4)役員及び従業員の構成、(5)資本金

の増減につきましては、1ページから3ページに記載されているとおりであります。

続いて、4ページの平成23年度の決算について申し上げます。

まず、(1)の貸借対照表であります。表、左の資産の部から申し上げます。流動資産の内訳は、記載のとおりであり、合計で4,748万6,290円の計上であります。また固定資産の内訳につきましても記載のとおりであり、合計で483万5,472円の計上となり、資産の部の合計は、5,232万1,762円であります。

次に、表、右の負債及び資本の部についてであります。買掛金は、3月中仕入れた商品や食材などの未払い分でございます。また未払い費用は3月分の光熱水費及び社会保険料や一般管理費等の未払い分であり、これら流動負債の計は、3,241万8,773円となりました。

以下、資本金3,550万円、前期繰越損失金1,721万5,209円及び当期末処分利益161万8,198円を計上し、資本計1,990万2,989円となったところでございます。したがって、負債及び資本の部の合計は5,232万1,726円となりました。なお、ただいま申し上げました、資産の部の未収入金、負債及び資本の部の未払い費用等につきましては、5月末までにすべて処理されております。

次に、5ページの(2)損益計算書でございます。まず、右の欄の収益の部でございますが、売上高の営業収益に雑収入などの営業外収益をあわせた収益の部の合計額は4億3,524万9,043円でございます。事業報告でも申し上げましたように、東日本大震災の影響を受けたものの、避難者の受け入れによる、ロータスイン宿泊部門、キャンプ場収入の増により、前年度と比較して858万6,235円、率にして2%の増となったところでございます。

次に左の欄の費用の部でございます。仕入れや一般管理費それに人件費などの営業費用の計、4億3,280万8,345円、それに、法人税の82万2,500円までの合計額が4億3,363万845円となり、したがって、収益の部の合計額4億3,524万9,043円から、ただいま申し上げました営業費用などの4億3,363万845円を差し引きました161万8,198円が当期利益であり、一昨年に引き続き平成23年度も黒字決算となったところでございます。費用の部の合計は記載のとおり、4億3,524万9,043円でございます。

次に、(3)の利益金処分計算書につきましては、記載のとおりでございます。当期末処分利益161万8,198円を前期からの繰越損失金1,721万5,209円に繰り入れますので、次期繰越損失金は1,559万7,011円となりました。

次に、平成24年度の事業計画については、7ページから9ページに記載されているとおりでございます。平成23年度は黒字決算となったものの、長引く景気の低迷や、東日本大震災、さらには東京電力福島第1原子力発電所の放射能放出事故による商工業や農業、観光等の風評被害など、振興公社を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。こうしたことから、町といたしましては、振興公社との連携を強化し、より一層の経営改善が図られるよう支援してまいりたいと考えてございます。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　ただいまの報告で、おおまかなところはわかりましたけれども、この震災の影響、風評被害等で、今まで稼ぎ頭だったよりっせの分の売上げは随分減少したけれども、代わりと申しませうか、代わってロータスイン、あるいは温泉保養施設には避難者が入っていただいたために、そこは増収になったと、結果としてかろうじて160万円程度の黒字になったということで報告がありました。

これはこれで十分理解できるんですが、よりっせがこれだけ売上げが落ちているということであれば、当然、原子力損害賠償請求というのは請求していると思うんですが、これは実際いつ、何月分まで、どれほどの金額を請求して、まだ結果は出ていないんでしょうけれども、その後の進捗状況等がわかれば、金額等も併せてお知らせいただきたいと。

それと、この振興公社の中の部門別の収益を調査してみますと、よりっせは今ほど言いましたけれども、今まではずっと稼ぎ頭で、ずっとリードしてきたけれども、23年度は震災の影響でちょっと足踏みをしたと。旅行部門なんかは儲かる年もあれば、多少マイナスになる年もあったと、これ増減があるようです。私、調査して思ったのは、ずっと右肩下がり足を引っ張っている部門があると、これは十分皆さんも承知していると思いますが、料飲部門であります。この料飲部門に関しては、町として、町長、どのような改善の指示を出しているのか、対策がなされているのか、まずその点を2点お尋ねします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず第1点目の原発のからみで、賠償の件についてであります。全体的な、例えば、今回はたまたまといいますか、温泉施設のロータスインのほうについては、実際に葛尾村の職員の皆さんとか、そして避難者の皆さんが入っていただいたおかげといいますか、そのための一つの優位性があったわけでありませうけれども、それは、いわゆるカウントをしないと、いわゆる通常ベースでいったならば、そうしたことはまさに今回の場合は、まったく正常な部門ではないということで、通常ベースのこれまでの入り込み客との関係をして、詳しい数字、ここでちょっと間違ったら、いい加減な数字は言えませうけれども、約300万は、これは賠償としても決定をされました。したがって、これはこれで終わりではなくて、一定程度の期間の中での、一つの区切りとして、この部分はせいちょうし、そして賠償しますという回答をいただいたという話でありますので、それはある程度、そこはしっかり対応していきたいというふうに思います。

これも当然、よりっせのほうもたぶんこういうことでありますので、現在これは具体的に今対応しておりますので、この部分についても、やはり賠償請求になるだろうということで取り組みを進めているところでございます。

そういうことで、結果的に、今回はある意味では正常ベースで、例えば人件費を削ったとか、あるいは出すべき賞与を省いたとかというのではなくて、通常ベースで今回やっております。結果は先ほど言いましたように、161万8千円の黒字で終わったということでございました。これは今まで税は引かれておらなかった部分でありまして、今年からやっぱり税が引く、80万ちょっと、82万ほど税が引かれてまいりましたので、それで結果的に160何万という黒字になったということでございます。

そこで、確かに言われておりますように、料理の部門については、非常にやはり来るかたの中において一番大事なところであります。そういうことで、具体的に役員の中からも、

現在この具体的に運営している責任者に対して、もっとこの辺については工夫をもって、創意と工夫でしっかり対応していただくようにということで、現在、若干なりとも、少しその辺については変化がきているのかなというふうに思っているところでございます。

なお、どういうメニューにして、あるいはこういうことであればということであれば、これは多くの皆さんからいろんなご意見やご提案をいただいた中でやっぱりやるべきことも必要なのかなというふうに思いますので、もしご提言や気付いた点がありましたならば、ご意見をいただければありがたいというふうに思います。その辺につきましては、十分に意を持って対応しているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、7番のご質問の中の、東電からの賠償金についてのおただしでありますけれども、公社自体におきまして、先ほども話がありまたように、よりっせにおきましても風評被害等受けまして、相当な売上額の減少があったというようなこと、またロータスインにおきましても、一般客のキャンセルとか、合宿等のキャンセルというようなことで、そういった営業部門で減収があったというようなことで、そういったことで東電等に賠償を上期分というようなことで、4月から10月までというようなことで、そういった請求をしたというようなことでございます。金額的にも、この5月だと思っておりますけれども、請求どおり決まったというようなことで、350万ほどというような話を聞いております。

以上でございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると上期分で350万ほどの損害賠償請求をして、それが認められたと、単純に下期も認められれば倍額程度補償金として入るのかなというようなことで理解してよろしいでしょうか。

それと、この私も振興公社、特にロータスイン、さゆり公園周辺、私も大変大好きな施設でありますし、町の交流人口の増加、あるいは定住人口の増加促進を図るためには、大変な重要な施設であります。またさっき町長がご答弁申し上げていたとおり、健康がいちばんというような観点からも、私はこれを最大限に活かしたまちづくりをしていかなければいけないなど、つくづく感じております。

そんな中で、ロータスイン周辺の施設を、もっと効率的に、もっと私としては稼げる施設といったら語弊ありますけれども、なるような要素が十分ありますので、その辺もご検討いただいて、十分施策として施していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 賠償金の下期についてですけれども、詳細についてはまだこちらも把握しておりませんので、単純に上期分の2倍になるかというのはちょっと不明でございます。

また、ロータスの周辺環境の整備につきましては、今年も24年度でアスレチック施設のリニューアルというようなことで、今年予算的には、現在のアスレチック施設が平成5年からというようなことで、大変古く老朽化しているということで、危険だというようなことで、リニューアルする予定でありますけれども、だいたい予算で600万くらいをかけて、

今回施設改修をするというようなことで、またこういった施設のリニューアルによりまして、多くのお子さんたちに遊んでいただけるような、そういった施設にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 23年度の事業であります、農業振興のための事業の中で、ア、イ、ウ、エ、オとありますが、これらの事業の具体的な実践された効果ですか、結果ですか、それをお示ししていただきたいのと、24年度の計画の中に農業部門の事業が何ら見当たりませんので、これはなぜこのような事業計画になり、公社設立の趣旨でもありまた農業の振興、地域の活性化、それが無いということは何かちょっとおかしいのではないかとというような気もしますので、その辺の事情をお知らせいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 方針の一つでありますから、24年度にかかわる中での内容でありますので申し上げたいと思いますが、これまで農業にかかわる部門については、いわゆる加工とか、あるいは農業部門の中で堆肥、具体的にいえば堆肥を買って、そしてそれを販売をするというところで行ってまいりました。現在、こうしたことが本来的に、確かに当初、目的の中においては農業部門も含めた地域産業の先端的なものを研究テーマとしながら、この振興公社の果たす役割というものもございましたけれども、しかし、最近の農業情勢をみたときに、はたしてこの振興公社が、例えば堆肥を買ってきて、切り替えて、そしてそれを販売をするということについては、むしろこれは民間ではありますけれども、本来のものは、今度は別な専門的なところをお願いしたらどうかということで、このところについても、相当営業の中で、1名か2名取られてしまうというようなこともございましたし、今後の経営状況の中において、本当に今後必要なのかどうかということの検討の中から、実際そういう切り替えて売だけの農業資材の内容は、別な意味で今度は新しいところで行っていただいたほうがいいのではないかと町の方針で行ってきたと。

ですから、24年度からについては、本来的に、本当にこの専門的にかかるということではなくて、本来、振興公社の役割というのは年代とともにいろいろ果たす役割も変わってきておりますので、その部分は、今後は別組織で行うというふうにしたいと、いうふうになりましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それではご質問のうち、振興公社における事業計画等については、町長のほうから説明がありまたので、23年度の農業振興のための事業の結果についてご報告をさせていただきます。農林振興課のほうと一緒に取り組んでまいりましたので、農林振興課のほうから説明をさせていただきます。

アのミネラル野菜の市場流通システムの構築ということで、これはミネラル栽培野菜を埼玉県のスーパー、埼玉県に90店舗ほどありますヤオコーに出荷するというので、新しい販売ルートを継続して試験的に行ってきております。これにつきましては、7月から10月末までの間で、約700万ほどの売上げ実績が上がっております。この事業につきましては、首都圏の市場でのミネラル野菜の強化を含めて、町内農家の所得向上につながる大切な販路であるということで、17年から7年間、ずっと取り組んでおりますので、ある程度

流通のシステムができあがりましてので、今年度については、これを利用されている農家の皆さんで、新たな組織をつくって、町としてはこちらの団体のほうに補助を出して継続していきたいということで考えています。

それから、イの堆肥供給システムの構築ですが、先ほど町長のほうからお話がありましたように、喜多方市の畜産農家から堆肥を購入して、町内農家の皆さんに販売を行っていた事業であります。昨年については、放射能の影響で一時その堆肥の販売も自粛されまして、その期間がありましたことによって、売上げ自体、22年と比べて減少しております。これについては、具体的に農協さんを通して、堆肥を供給するシステムは、畜産農家と西会津町の間において確立されたので、それを大規模な農家の皆さんは直接購入していただく、あとは農協さんがその点、入っていただいて、新しい流れを現在検討しているところであります。

それから、ウのミネラル野菜を利用した加工品の開発検討につきましては、米粉を使った菓子作りの事業を進めておりましたが、クッキー等の製品、商品開発までにはつなげられませんでした。今年度につきましては、町で加工研修事業ということで、具体的にもう組織ができあがって、それぞれの皆さんが加工研修に取り組んでおりますので、加工研修事業の中でアドバイザー事業という形で、それぞれの団体に支援をしていくということで、形を変えております。

最後の新規農産物等の実証栽培であります。これは21年から、マコモの栽培に取り組んできました。水稻の転換作物として、水稻と同程度の収益が見込まれるということで、3年間取り組んできたわけですが、昨年の原発事故の影響によりまして、マコモ自体から検査の結果、多少放射性セシウムが検出されたので、もともとこれは健康食品として販売するために乾燥したものを販売するというで取り組んできた事業でありますので、購入先のほうで、購入できないということで断られてしまいましたので、これも風評被害ではあります。今後継続しても、販路としては新しい道は開けないということで、この事業については23年度をもって中止ということで判断をしております。

以上です。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 もう1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。⑤その他の業務処理受託なんです。アとして西会津町ケーブルテレビの一部業務とありますが、これは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 ただいまのご質問は、西会津町ケーブルテレビの一部業務ということで、振興公社の業務の受託業務になっているわけですが、現在、ケーブルテレビの職員ということで、アナウンサー、それからいわゆる取材関係の業務を担当している職員6名分を、職員ということで、公社職員ということで採用しているところがございます。それで、その職員にかかる人件費ということで公社のほうに委託しているということでございます。

○議長 ケーブルテレビの職員という。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　それでは少し訂正させていただきたいと思います。

いわゆる町のケーブルテレビの、いわゆる製作担当業務、そういったことで公社職員がそれを担当しているわけですが、その職員にかかる人件費ということを公社のほうに委託しているというのが内容でございます。

人数ですけれども、6人でございます。

○議長　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　こういう人事のことに對しては配慮するというのは、先ほどの議長の言葉がありました、これも一部、6名のかたが振興公社の職員としてケーブルテレビから受託していると、受託業務しているということなんですけれども、特にそのアナウンサーさんとかが6名ということなんです、なぜ振興公社の職員が、職員としてケーブルテレビの業務を受託しなければならないのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　これは、今はじまっのことでないんですね。ケーブルテレビが開設されたときから、ここに働く人たちの身分をどうするかということで、ご承知のとおりケーブルテレビ運営事業については、一般会計の中に組み込まれてやっているわけです。本来であれば、その一般会計に組み込まれたケーブルテレビ事業に対して、人件費がいくらということが出てきて当然なんです。しかし、この人件費が出てくるということは、やはり職員として、正式な職員として対応するというにもなるわけです。その身分を安定するために、いわゆるその置場に当時困りながら、最終的にみつけたところが振興公社であったということでありました。本来であれば、やはりきちっとした対応を取るということは、当然町の事業としてあるならば、継続していくならば、それは町職員としてはりつけるといふのは当然のことであろうというふうに思っているところでございます。ただ、いきさつ、流れからすればそういう結果で、現在までいたっているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　設立当初からそういうやり方でやってきたんだから、仕方がないんだというようにありますが、それでも今回黒字だというようなことでありますが、その一方で、先ほど多賀議員からお話ありましたが、稼ぎ頭のよりっせ、そこが風評被害等で売上げが落ちている、それでも黒字だったと、ところが、よりっせの従業員、若い人たちが、あそこに居つかないというんですか、辞めなければならない、生活できないんだというような話を聞いておりますので、なぜ、それだけ儲かっているのに、それだけ従業員が辞めていくのか、これはどこに問題があるのかということです。その辺のことは町長として。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　これはお辞めになっていくかた、退職するかたというのは、やっぱり私は、いわば自己都合で辞めていくということにしか理解はしてございません。それは個人個人のいろんな都合もございまして、確かにもっと賃金ベースがいいところを見つけたということで、やはり変わっていくかたもおられるかと思っております。

しかし一方で、今新たに入りたいと、あるいはこういう業務をしてみたいというかたも出てきているわけでありまして、そういうことのバランスは、やはりこういう業界と

ますか、こういうようなところでは、やっぱりそれはある程度やむを得ないのではないのかなというふうに思っているところでもありますし、あるいはこのいろんな入れ替えをするということも大切であります。ですから、本人がこういったところでやってみたい、あるいはもっと別なところに行ってみたいということは、これは選択の自由というほかはないのかなと、内部的にやはり、それは賃金ベースはどうですよ、あるいは休みはこうですよとちゃんと入る時点で、それは了解をいただいて、入ったら、いや本当に違ったということではないように、ちゃんとしているということは、していかなければならないということは当然のことでもありますので、労働条件、その他については、この場で控えさせていただきたいと思えますけれども、そんなに生活できないというようなことでは、私は決してないというふうに思っています。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 確かに、そこに働く人の自由であるわけなんですけど、その選択肢、一販売員としてそこに糧を求めて入ってきたということでもありますけど、その人が別ないい職場を見つけて辞めていくんだから、それは仕方がないのではないかと町長のお話もわからないわけではありませんが、その一方、稼ぎ頭であるところのよりっせが、今までの黒字、7年連続ですか、黒字をしてきたと、その一番貢献してきたところのよりっせが、よりっせの従業員が、なかなか日の目が当たらないんじゃないかと、そういうところを私は懸念をしております。

前にも一般質問のときに申し上げたことがあるんですが、数字よりも、やっぱり内容的ことをもう少し還元していかなければならないのではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 二つほど質問いたします。

ミネラル野菜のことなんですけれども、これ本当に費用対効果を考えますと、本当にミネラル野菜をつくってやっているかたは、道楽でやっているわけではないんでしょうけれども、本当に自分の利益になっているんでしょうか。ただ飼料会社のためにやっているんじゃないかと、本当に自分たちのためにになっているんでしょうか。

あともう一つは、ロータスインの問題なんですけれども、今後とも温泉はやっていけると思いますか。温泉自噴しているわけではないんですよ、ですからポンプだってなんだって、修理するのに何千万と金がかかっていると思うんですよ。ただ将来的には、宿泊設備はやめて、ただの温泉の施設だけにするとか、そういうことにもならないのか。それとも半永久的にお湯がどんどん出るなんていうことは考えられないんですから、これからも掘り直すとかありますからね。

○議長 今の質問だと、ポンプがだめになるんだから、温泉がだめだというのはわかるんですが、宿泊施設をやめて温泉を続けるというのは話が。

○渡部憲 将来そういうことも考えなければならぬと思うということなんです。将来的に、全体壊れないということはないんだから、そんな広くではないけれども、簡単に説明してください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずミネラル普及会の皆さんの活動からすれば、私はミネラル普及会の皆さんで一番お年をとっているかたは80ぐらいのかたです。しかしそのかたも、結構野菜をつくってお出しになって、いい小遣いにはなるという話をしておりますし、総会の中でもそういうお話をいただいております。したがって、私も当初、ミネラル野菜ばかりではなくて、一般野菜も出してくださいよということで門戸を開いて、実際やりました。その結果どういいう結果であったかという、一般野菜のかたは、ほとんど出すことはなくなりました。結果的にやっぱりいい野菜とか、あるいはミネラル野菜とかという、その野菜にこだわりを持ち、そしていいパックでもなんでもきちっとしたもので出せば、お客さまはやはり多少高くても、それは買っていくということが実証付けられたということでありまして、そのことをやはり一般野菜を出した皆さんとの関係をわかっていただいたのかなというふうに思っているところです。

しかしそれは一般野菜はだめだというのではなくて、一般野菜とか、そうではない、今の山菜なんていうのは別に一般もミネラルもないわけですから、山菜はよく売れるということでもありますし、西会津ならではの野菜というものについて、やはりこれからもっと幅広く、幅広くというよりも、品種を多くしてやっていく、そして量産化していくというのが大事だなと、がんばっていただきたいというふうに思っている。

そして、温泉施設うんぬんも、これは今、従業員を抱えている以上、やはり何をやるかというようなことではなくて、現在ある設備をフルに稼働しながら、そして従業員の皆さんが生活基盤となしうる、そうした設備にある、また営業するというものを目標にしながら、経営者としては一生懸命がんばらなければならないというふうに思っているところです。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それではいくつかお尋ねを申し上げます。

今回、黒字決算で赤字が減少したということでありますので、まずもってよかったなこう思っております。ただ、本当に経営努力で黒字になったのかという、なかなか原発絡みがありますので、経営の分析というものは難しいのかなと思います。ですから、私、今、長く議員やっていてこんなこと言うのちょっとおかしいような気もしますが、もっと経営実態がわかるような報告書、報告はこれでもいいから、添付書類として、これは今要求しても仕方ありませんし、われわれも議会の改革、取り組んでいますから、その中で議会としての意向をまとめて、町側に申し入れして、来年からはせめて部門別の経営状況がわかるような報告書とか添付書類をしていただければいいなと思いました。

それはそれとして、黒字決算であります。3ページを見ますと、従業員が前年比よりも3月31日現在で増えております。一般社員が4人増えておられます。この中身は私わかりませんが、準社員、委託社員からは一般社員とほぼ同じような勤務時間だと思います。パートタイムは時間制限ですから、そういう点からいきますと、準社員、委託社員が一般社員にあがって、パートタイマーが準社員にあがったのかどうかわかりませんが、パートタイマーからいきなり一般社員としますと、18人のうちから4人となると、その仕事に取り組むパートの人たちの、そこら辺に支障がなかったのかなと、あの人だけが正社員にな

って、俺はまだパートだと、これから経営が改善すれば、年次計画でパートの人が一般社員になっていくのか、そこら辺の見通しを町としてどのようにつかんで、どのように指導しておるか、これも、いわゆるどの部分で正社員が何人、例えばよりっせで正社員が何人、準社員が何人、パートが何人とか、こういうのがわかれば、なお私ら分析といいますか、わかりやすいので、やはりそのようにするように、これから議会としても要求していきまうので、最大限応えていきたいと思ひます。この従業員の管理といいますか、その点についてことをお尋ねをいたします。

それから今、農業問題でわかりました。24年度にないのは別組織でやるからということ、これも前向きにとらえれば、振興公社はしなくていいわけですから、よかつたなど。ならば、次、やっぱり農業分野でも、振興公社が取り組んだおかげで別な組織ができるんだから、じゃあ今度は別な農業部門を、先導的な役割の農業部門をひとつ取り組もうと、そういうふうな積極的な町の姿勢があれば取り組めるのではないかと、ハウスもあるし、農機具も所有しているはずでありますから、そこら辺はなぜ新たに取り組むというところまで、24年は潜伏期間で、25年から取り組むとするならば、それはそれでいいわけですが、そこら辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、大変失礼ですが7ページの事業計画の5行目ですか、平成24年度は町公の施設の指定管理、町公と短く切っていますが、私この、何と読んでいいのか、どういう意味だかという。町公とだけ。そこら辺を説明をしていただきたいと思ひます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず一つは、資料について、これは出す分については何ら問題はないというふうに思っています。ただ、これをもって一つ一つこれ、なんでキャンプ場が去年より少なくなつたんだと、これ部門別ごとにやられちゃうと、本当に担当者を呼んでこないと答弁できようもありませんので、それはあくまでも全体の運営の中で、参考に見ていただくということであれば、別にこれは出せない資料でもなんでもございませぬので、それは今度からそういうふうにしてみたいというふうに思ひます。

それから、パートタイマーと準社員との関係であります、パートタイマーでいいんですというかたもおられるわけ、時間を切つて。そしてまたその一方、パートでお願いしているというかたもございませぬので、ある意味ではケースバイケースで、このパートで、ある程度パートで抱えておくということでない、常に忙しいときについては、やっぱりお願いできる部分と、そして時間についても、その部分は延長していただくという、こういう客商売の場合については、ある意味では臨機応変が必要なのかなというふうに思ひしております。

それから、一般社員と準社員との区分けの区別であります、本当に、どうしても技術的なもの、そしてこういう人でなければならぬという場合については、これは正社員として即、正社員の公募をするということもありません、ある意味では、優秀なかたも実は若い人が入ってきているというのも事実です。そのかたについては、やっぱり現在の定員数の範囲の中で、空きがあつた場合については準社員として採用、一時的に採用しながら、そして優秀なかたについては、また全体的にこの試験でもって、いわゆる面接も含めて、そして一般社員に格上げしていくというような制度を取りながら、なるべく西会津町の中

で生活していただけるような若い人の確保という意味から、こういう対応も実は取っております。

今、私が全体的な社員の数字的なものについては、担当者わかるかな、わかれば。

あと農業問題については、十分これは検討していかなければならない課題だと思いますし、今、これは農協青年部との語り合いもしなければならぬと思いますが、今回、相当数のサツマイモ、黄金千貫を農協青年部で植えました。今後、販路などについても、新しい農業分野の中で、振興公社など、またこういったところで、これからの西会津町の特産の一つとして、そういうことも多めにPRしていくような、そんな取り組みもしていくのもいいのかなというふうに思っているところでございます。

新たな農業部門については、これから十分町と検討していく必要があるだろうというふうに思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、部門別の職員の配置についてというおただしでありますけれども、現在、従業員数が49名でございますが、そのうちロータスインが26名、それからさゆり公園が6名、よりっせが8名、ケーブルテレビが6名、それから旅行業が3名というようなことで、合わせまして49名というようなことでございます。

なお、オートキャンプ場とふれあい交流施設、これはロータスインに入っているというような、先ほど26名の中に入っております。

なお、先ほど社員が増えた人数ですけれども、やはりパートタイマーであった従業員、そのかたがたが社員というようなことで採用されております。ロータスインの中の社員採用規定の中で、1年間パートタイマーというような形でいまして、それからロータスインの社内の試験等を通りまして社員に昇格するというような、そういった制度で社員を採用しているというようなことでございます。

それからあと、事業計画の中で、先ほど7ページで町公と書いてあったわけですがけれども、これは町、公の施設というようなことで、いわゆる24年度から振興公社が指定管理者として指定されたわけでありまして、そういった指定管理者として選定された初年度だというようなことで、ここに西会津町と入れればもっとわかりやすかったのかもしれないけれども、西会津町、公の施設というようなことでございます。ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 荒海議員もよりっせのことを取り上げておられましたが、結果的に8%の減少であるが、それでは利益はどうなんだ、対前年度の比較として。そして荒海議員は、よりっせが稼ぎ頭だと、こうおっしゃっておられましたが、それに間違いがあるのかなのか。

それと、従業員です。身分が安定するということはいいことです。できればパートなどといわないで、やっていければやるべきでしょうが、しかし、経営は決して安泰ではないわけですから、やはり安泰でないときの一番は、人件費の削減ということが要求されるのではないかなと、ただいまの東京電力とかみておられますれば、給与カット、人員削減するというものですから、そういうことともう一つは、やはり、がんばれば正社員になれるん

だと、俺もじゃあ来年がんばるか、そういうふうな管理だといいますが、いやいやあれがなって、俺がなれないなんていうことがおおいにあるそうでもありますので、そこら辺は気を付けていただきたいなと思います。

あと農業問題ですが、わかりました。それは今回、計画ではなくても、24年度でそういう新たに取り組むべきものがみつければ取り組むというような理解をしますので、そのようにがんばってほしいと思います。

では、よりっせのこと。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、よりっせの収支関係のおただしであるわけですがけれども、先ほども申しましたように、東日本大震災の影響を受けまして、風評被害、さらに昨年、高速の無料化、そういったことで、よりっせ自体の利用人数というのが、対前年に比較しまして11%の削減だったわけですがけれども、売上高におきましてもだいたい8%ということで、約1,200万ほどの減少となっております。

ただし、当然売上高が減少していますので、仕入れる売上げ原価、そういったものも減少していますし、また物件費等、そういったものも減少しているというようなことで、収支的には460万ほどの黒字だったというような状況でございます。

以上であります。

よりっせの売上高としましては、22年度が1億5,400万だったわけですがけれども、23年度は1億4,100万というようなことで、こういった中で1,200万ほど減少したというような状況でございます。そうした中で、仕入れの減少、さらに物件費の減少、そういったことによりまして、売上高は減りましたけれども、収支的には460万ほどの黒字だったというようなことでございます。

去年の黒字額は、だいたい1,000万でございます。ですから対前年400万ほどの減だったというような状況でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私にある人から振興公社とよりっせが一緒になって、新しく出発したということに関して、その今までの振興公社とよりっせの働く職員たちの、関係でもないんですけど、うまくいっているかと、どうなっているんだと聞かれたことがありましたので、私はそう心配しなくてもいいのではないのかなとこう言ったような記憶もありますが、そういう点、人事交流も含め、一体感となって取り組んでもらうことによって、振興公社の活力が出るわけですから、そこら辺はどのような配慮で臨んできているのか、また、どのような努力をしてきたのか、おわかりであるならばお聞かせをいただければありがたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 実は去年ですか、これからの振興公社の命題は何かということで、私から申し上げた一つに、これから3年、あるいは4年間の、3年間、私の思いであれば3年間で累積赤字を解消したいという思いを持って訓辞をいたしました。そこで、具体的にみんなが生活の基盤となるこのよりっせをみんなで支え、そしてみんなが努力すれば、それはちゃんと自分たちの給料に跳ね返ってくるというようなことで話をしたわけがあります。

具体的には、これからそれぞれの持ち場、そして、それぞれの目標というものをこれから持っていき、そういうことで今、進んでいるわけですが、そこまでいく段階で、昨年和田副町長が先頭に立って、これからのよりっせの運営はどうあるべきかということで、確か県の自治研修で、そこから指導者を呼んで、そして従業員研修を実は行いました。その中で、やはり自分たちがどういう役割を担っていかなければならないのかということと、また人事交流、お互い職員間交流はちゃんとやりながら、風通しのいい、仕事は楽しくやろうということで、いろいろその成果というものがあるのが実はあがってきております。そして今、それぞれの班ごとに来年度の目標設定をして、そして今取り組んで、この24年度はこうしようということで取り組みを現在進行中でございますので、今、非常に、それぞれの従業員の皆さんの意気込みが非常に違っているということで、これまでの営業成績からいうと、若干、ものすごく上がっているというのが実態でございます。

ですから、よりっせだからよりっせだけではなくて、やっぱりいろんな角度で自分の思う場所なりについても働けるという、そういう交流も必要になってくるだろうというふうに思っているところでありますので、いずれ24年度結果に、そのことが表れてくるのではないのかなというふうに思っているところでありますので、そうした職員教育ということについても、しっかりやっているというのが現状であります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私のお尋ねの仕方が悪かったのかどうか、私はそのよりっせと今までの振興公社の職員間の関係で心配をされる人がいたから、どうだということを聞いた。さっきの荒海議員に言わせれば、よりっせが稼ぎ頭だと、片方は赤字の部門もあるわけでありまから、そういう関係で、うまくいくような人事配置だとか、交流だとか、管理だとか、そういうものによって一体感を醸成をしていくとか、そのことによってよりっせも伸びる、今までの振興公社も伸びるというような、そうじゃないと荒海議員が言ったみたいに、片方のケーブルテレビのほうは本当に身分は安定しているが、ほかの部門ではそうではないというようなこともあるわけですから、そういった一体感を持って臨むために、どんな点を気を付けなされたか、あるいはこれからどうしようと、それがあればお聞かせをいただきたいということでもあります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、週に何回か、それぞれの事業場ごとに、いろんなチーフをつくってお話し合いをしているということでもあります。それと同時に、職員間の交流というものが一番大事なことでありまして、年に2回、全部のこれはケーブルテレビの職員もすべてでありますけれども、開館が休業日というときには、全体が集まって、そして交流の場を実は設けておりますし、そうした中で、みんないろんなそういう交流というか、そういう中でいろいろお話し合いをされているということでもありますので、現在そういうこと、お互いの交流の場のあるべき姿をきちっともって、取り組みを進めていっているということでもあります。

○議長 これで報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第6、報告第5号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第5号、委任専決処分事項の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は2件で、交通事故に係るものであります。

それでは、報告第5号をご覧いただきたいと思えます。

まず1件目の事件であります。発生年月日は、平成24年1月16日であります。その内容であります。河沼郡会津坂下町字福原前地内の駐車場において、町公用車が駐車場に進入したところ、相手方車両が後進してきたため接触し、双方に損傷を受けたものであります。事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成24年4月3日、賠償額9,286円で和解したところであります。過失割合は、当方20%、相手方80%であります。

次に、2件目の事件であります。発生年月日は、平成24年1月27日であります。その内容であります。西会津町野沢字上條道東地内の町道芝草西林線において、町公用車が町道を横断しようとしたところ、右から直進してきた相手方車両に接触し、損傷を与えたものであります。事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成24年4月16日、賠償額18万7,094円で和解したところであります。過失割合は、当方80%、相手方20%であります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき委任専決処分事項の報告とさせていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1月の事故であります。23年度は2月、3月もあったわけですが、2月、3月でのこういう事故があったのかなのかということと、23年度では全体で事故の件数がどのくらいかと、23年度で、公用車の絡む、それは22年度と比較して多いのか少ないのかをお尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回、委任専決処分事項で報告させていただきました2件でございますけれども、このほかに今、まだ示談になっていない件数は1件ございます。これは昨年10月に発生したものであります。まだ相手方と賠償額についての折り合いがついていないということで、今、協議中でございます。

それから、今回報告申し上げたのは、1月に発生した分でございますが、賠償が必要な交通事故については、その後、発生はしてございません。

それから、事故の件数でございますが、自損事故を含めると、結構な件数になりますけれども、賠償の件数としましては、平成23年度は5件ほど、先ほど申し上げましたまだ示談していない分を含めまして5件ということでございます。22年度の資料が今手元でございますが、22年度よりは賠償件数は確か少ないのではないかなというふうに考えてお

ります。

○議長　これで報告第5号、委任専決処分事項の報告を終ります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(16時05分)

平成24年第5回西会津町議会定例会会議録

平成24年6月13日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第6号）

平成24年6月13日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第2次）
- 日程第5 議案第5号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第6号 西会津小学校敷地造成工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第7号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第8号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第9号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第10 請願第2号 福島県内すべての原発の廃炉の決議を求める請願書
- 日程第11 陳情第2号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書提出の陳情書
- 日程第12 陳情第3号 福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書
- 日程第13 議会案第1号 福島県内全ての原発の廃炉に関する決議
- 日程第14 意見書案第1号 福島県内全ての原発の廃炉を求める意見書
- 日程第15 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第16 総務常任委員会の継続審査申出について

日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第18 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第19 議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(全員協議会)

(議会基本条例制定特別委員会)

(議会広報特別委員会)

○議長 平成 24 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第 1 号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、本条例案の概要についてご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたが、平成 21 年 7 月 15 日に住民基本台帳法や、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布され、その大半が、本年 7 月 9 日から施行されることになりました。

この改正によりまして、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となり、さまざまな制度改正とともに、外国人登録法が廃止となることから、関係する 4 本の条例を一括して改正するものであります。

従来の外国人登録制度は、日本人の住民基本台帳制度とは別の管理とされていることから、その居住実態や生活情報が十分に把握されず、行政サービスも行き届きにくいなどの課題が指摘されておりました。住民基本台帳法の改正では、このような課題に対応するとともに、外国人住民の利便性の向上や市町村の行政事務の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとしたものであります。

なお、現在、本町において外国人登録をされているかたは、23 名であります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。議案書と併せて、条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正であります。

第 2 条第 1 項の改正は、外国人登録法の廃止に伴う文言の整理であります。

第 4 条の改正は、外国人登録法の廃止に伴う文言の整理と、非漢字圏の外国人住民について、住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので印鑑の登録ができることから、第 4 項として新たに追加するものであります。

第 5 条の改正は、外国人登録法の廃止に伴う文言の整理と、外国人住民の通称を用いた印鑑登録ができることになったことによる改正であります。

第 6 条の改正は、外国人住民の通称または氏名のカタカナ表記を印鑑登録原票に登録することとするものであります。

第 11 条の改正は、印鑑登録証明書の記載事項に外国人住民の通称を追加するものであります。

第 15 条の改正は、外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名のカタカナ表記の変更並びに外国人でなくなったことを町長が知った場合には、職権により印鑑登録を抹消することができるものとするものであります。

次に、第2条、西会津町手数料徴収条例の一部改正であります。外国人登録法が廃止となることから、関連する第2条第1項第20号の「ス」を削除するものであります。

次に、第3条、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部改正であります。外国人登録法が廃止となることから、関連する第4条第1項第1号の一部を削除するものであります。

次に、第4条、西会津町国民健康保険条例の一部改正であります。外国人登録法が廃止となることから、関連する目次第3章と、本則第3章及び第4条を削除するものであります。

次に附則であります。この条例は平成24年7月9日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　ただいまの議案説明の中でおおかたは理解できましたが、要は外国人住民に関わる関係法律が変わったので、条例も整備しなければいけないということでありましょうけれども、今ご説明の中では、行政サービスが外国人のかたにはなかなか行き届かなかったと、行政事務の効率化などが効果として認められるというようなことでありましたけれども、この法律が変わった背景というのはどういうことが考えられるのでしょうか。例えば外国人参政権の問題だとか、そういうことが今後影響されてくるのでしょうか、その1点をお尋ねいたします。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　法律改正の背景というご質問でございますが、まず法律改正によりまして、どういったことが改善されるのかということにつきましては、今ほどご答弁で申し上げましたとおり、行政の手続きの簡素化ですとか、あとこの中には、改正前でありますと在留期間、上限が3年でございます。それが5年に延びたというような改正中にも入っております。町の条例とは直接関係はございませんが、そういった部分で外国人のかたに対するメリッ的なものはこの改正によって出てきております。ただ、多賀議員おっしゃった参政権の問題ですとか、そういった部分については、この法律の中では背景としては、いただいた情報の中には入ってございません。

○議長　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　この条例の中で、外国人に住民基本台帳ですか、それに入ることができるということですが、印鑑登録はもちろん、国保にも入れるようなことがあるんですか。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

国民健康保険につきましては、現在でも入ることが可能でございます。現在西会津町に、先ほど外国人登録されているかたが、合計で23名のかた、21世帯でありますけれども、そのうち国民健康保険の被保険者数につきましては、7世帯で8名のかたが加入されております。ですので、この法律改正によって国保に新たに加入できるということではなくて、従来から加入はできることになってございます。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第1号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたとおり、平成24年度分に係る税率の改正であります。国民健康保険税は、保険給付費などの1年間に必要な経費から国・県の負担金等を差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税される税であることから、毎年税率の改正が必要となります。

議案の説明に先立ちまして、税率改正の基礎となります平成23年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、医療費の動向についてご説明いたします。

関係資料として配付をしております平成24年度西会津町国民健康保険税の税率改正案、A3版の資料でございますけれども、この資料のまず1ページをご覧いただきたいと思っております。

1ページにつきましては、平成23年度国民健康保険特別会計事業勘定の決算見込額の前年度との比較表であります。平成23年度の歳入合計は10億4,930万1,066円、歳出合計は10億1,460万4,296円であり、歳入歳出差引は、3,469万6,770円の黒字となる見込みです。このうち、1,639万9,000円は、平成23年度の国庫支出金と社会保険診療報酬支払基金からの交付金が、保険給付費が見込みより減額となったことから、精算により国庫等へ返還しなければならないため、残りの1,829万7,770円が、平成24年度で減税財源として充当できる最高限度額となります。

次に、2ページをご覧願います。国保税算定の基本となる保険給付費、いわゆる医療費の見込みではありますが、前年4月から本年3月までの1年間の給付実績を基に必要額を算出しております。昨年度の月平均は4,398万8,408円ではありますが、1人当たりの保険給

付費が増加傾向にあることから、月額4,450万円、年額で5億3,400万円を1年間の医療費として見込んだところであります。なお、この額は昨年度と比較しますと、1カ月あたり50万円、1年間で600万円の減額となっております。

次に右側の基金最低保有額をご覧ください。

基金の最低保有額は、西会津町国民健康保険条例第13条に規定されており、保険給付に要した費用の前3カ年の平均年額の4分の1相当額以上に達するまで積み立てるとされておりますが、平成23年度末で1億4,361万7,092円となっております。平成24年度は、平成22年度を初年度とする第4期国保財政3カ年計画により、減税財源として当初予算で2,000万円の繰入を計上しておりますので、平成24年度末の基金残高は、1億2,361万7,092円となる見込であり、最低保有額より4,018万8,453円下回ることから、今年度中に第5期国保財政計画も含めて、基金最低保有額の考え方を検討してまいる考えであります。

次に、3ページをご覧ください。一般医療分に係る税率算定にかかる資料であります。

国民健康保険税の基礎となるものが一般被保険者の療養給付費であります。歳出の保険給付費の項目の中の療養給付費であります。2ページでご説明いたしましたとおり、平成24年度の療養給付費一般分として5億3,400万円を見込みました。

次に上の段の歳入であります。国県支出金はルールや実績等に基づき算定したもので、年間の歳出見込み額からこれらの額を差し引きまして、不足する額が、国民健康保険税として必要な額となります。

歳入の下から10段目にあります前期高齢者交付金の欄をご覧ください。

この前期高齢者交付金は、平成20年4月の医療制度改革・後期高齢者医療制度の創設に伴い保険者間の負担の不均衡を調整するためにつくられたもので、65歳から74歳の前期高齢者の割合に応じ、国が定めた一定の率で見込給付費が概算交付され、翌々年度に実績により確定した調整給付費を精算額として当該年度交付金と合算調整され交付されるものであります。

前年度は、平成21年度の精算による調整で約6,900万円の大幅な減額となったところですが、本年度は、大幅な返還がなかったことから、前年度より6,232万円の増額となりました。

次に、歳入の下から6番目の欄、国保支払準備基金繰入金は、計画に基づき2,000万円を繰り入れし、その下の欄、繰越金では1,000万円を減税分に充当し、合計3,000万円を減税財源としたところであります。

その結果、歳入の一番上の欄の国民健康保険税は、1億483万7,014円となりました。

次に4ページをご覧ください。後期高齢者支援分の税率の改正に係る資料であります。

平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、75歳以上のかたが加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているものであります。その負担額は、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の負担額は、1億1,967万1,273円であります。この額から国県支出金等を差し引きまして、不足する4,180万6,130円が国民健康保険税となります。

次に5ページをご覧ください。介護分の税率改正に係る資料であります。この介護分は、

65 歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために必要な介護納付金の財源として、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者から納付いただくもので、一定の割合、ルールにより国県等からの補助金や国保税によってまかなわれております。その額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の必要額は、5,877 万 9,951 円であります。この額から国県支出金等を差し引き、不足する 2,328 万 6,577 円を国民健康保険税として納めていただくこととなります。

次に、6 ページから 12 ページまでの資料につきましては、平成 24 年度の税率の概要であります。

まず 6 ページにつきましては、医療分の基本方針であります。①の今年度国民健康保険税として必要な額は、先ほど 3 ページでご説明いたしましたとおり、一般医療分で 1 億 483 万 7,014 円であり、昨年より約 1,077 万円減少しております。また、収納率につきましては平成 23 年度実績を勘案し、94%を見込んだところであります。

②の国保税算定の基礎数値であります。本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数、総所得金額等を確定するための基準日として、5 月 21 日を設定したところであります。

③の応能・応益の賦課割合であります。この割合は 50 対 50 が標準となっておりますが、過去 2 年間は景気の悪化に伴う所得の大幅な落込みなどから、所得割の賦課割合を下げ調整しており、応能割合を 47、応益割合を 53 として算定してまいりました。今年度は所得の状況が幾分回復しているため、応能割を若干引上げまして、応能割を 48%に、応益割を 52%となるように調整いたしました。

④の低所得者に対する軽減措置であります。引き続き 7 割・5 割・2 割の税負担を軽減することといたしました。

また、後期高齢者医療制度創設に伴う特定世帯の激変緩和措置による軽減につきましても引き続き行うことといたします。

以上のことを勘案し、税率を計算した結果が、2 医療費に係る税率、賦課割合、軽減額であります。税率であります。所得割が 5.54%、資産割が 25.18%、均等割が 21,400 円、平等割が 18,400 円と昨年の税率よりすべて低くなっております。賦課割合につきましては応能割が 48.00、応益割が 52.00 となり、所得割だけが 2.84 伸びておりますが、これは、農業所得の伸び等により課税所得が増えたことによるものであります。

次に、低所得者層への軽減であります。均等割額 2 万 1,400 円、平等割額 1 万 8,400 円に対しまして、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた数字であります。均等割・平等割が低くなったことから軽減額も低くなっております。また、軽減対象者数であります。平成 24 年度の該当人数は 1,258 人で、被保険者全体の 55.35%、軽減該当世帯は 738 世帯で、世帯全体の 57.16%の世帯が該当することになります。なお、この軽減される額の 2 分の 1 は国が、4 分の 1 は県が、残り 4 分の 1 は市町村が負担することになっております。

次に 7 ページをご覧ください。

一般医療分に係ります算定基礎表であります。まず、大きな表の 1 の欄の所得割課税標準額であります。前年度と比較しまして約 4,500 万円の増額となったところであります。この要因につきましては、戸別所得補償制度や米価が上昇したことによる農業所得の増加が主な要因であります。また、2 の資産割課税標準額が 418 万円ほど減少しておりますが、

固定資産税の評価替えによる影響であります。

次に右上をご覧ください。1人当たり及び1世帯あたりの税負担額であります。税率を下げたため、1人当たりの税負担額は、昨年度より2,347円減額の4万9,095円となり、1世帯あたりの税額も5,831円減額の8万6,440円となります。

次に8ページをご覧ください。

8ページは後期高齢者医療制度への支援分であります。①の税として必要な額は4ページで説明しましたとおり、4,180万6,130円で、昨年より約408万円の増となりました。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用については医療分と同様であります。

この結果、支援分にかかる税率は、所得割が2.01%、資産割が8.80%、均等割が7,700円、平等割が6,800円となり、必要額が増額となったことから、資産割以外は税率が上昇しました。なお、応能・応益の賦課割合は医療分と同じく48対52となっております。

次に軽減額であります。均等割額7,700円、平等割額6,800円に対して、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。平成24年度の軽減該当人数は1,369人で、被保険者全体の54.89%、軽減該当世帯は795世帯で、世帯全体の57.07%の世帯が該当することになります。

次に9ページをご覧ください。支援分にかかる算定基礎表であります。右上の1人当たり及び1世帯あたりの税負担額につきましては、税率が上がったことから、1人当たりの税負担額は昨年度より2,307円増額の1万7,783円、1世帯あたりの税額は3,597円増額の3万1,838円となります。

次に10ページをご覧ください。

10ページは介護分の税率改正案についてであります。①の税として必要な額は5ページで説明しましたとおり、2,328万6,577円で昨年より約76万円増えております。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同様であります。この結果、介護分にかかる税率につきましては、所得割を1.86%、資産割を11.10%、均等割を9,900円、平等割は5,700円とするものであります。

次に賦課割合であります。応能割合と応益割合の比率はおおよそ、48対52となったところであります。

次に軽減額であります。均等割額9,900円、平等割額5,700円に対して、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。軽減該当人数は543人で、被保険者全体の49.36%となります。また軽減該当世帯は443世帯で、全体の51.87%の世帯が軽減を受けることとなります。

次に11ページをご覧ください。

介護分にかかる算定基礎表であります。右上の1人当たり及び1世帯あたりの税負担額につきましては、1人当たりの税負担額が昨年度より1,136円増額の2万2,433円となり、1世帯あたりの税額は1,091円増額の2万8,894円となります。

次に12ページをご覧ください。

12ページ左上の表であります。平成23年度と平成24年度との被保険者数及び世帯数の比較であります。本算定時時点で、被保険者数は118名、世帯数は42世帯の減となりました。

次に左下の表であります。平成 23 年度と平成 24 年度との税額の比較であります。今まで説明したものをまとめたものであります。医療分は減税財源を投入したため減額となっており、支援分と介護分は必要額が増加したことから増額になりました。合計では 1 人当たりが 8 万 9,311 円で、平成 23 年度と比較しますと 1,096 円の増額。一方、1 世帯あたりでは 14 万 7,172 円で、1,161 円の減額となったところであります。

次に、13 ページをご覧ください。

国保税率の対前年度比較であります。一番左端が平成 23 年度の税率であり、左から 2 番目の表は基金も繰越金も減税財源として充当しない場合、3 番目の表は基金を 2,000 万円充当した場合の税率であり、一番右端の表が今まで説明いたしました基金 2,000 万円、繰越金 1,000 万円を減税財源として充当した場合の表であります。3,000 万円の充当により、減税財源をまったく投入しない場合と比較しますと、1 人当たりで 1 万 2,545 円、1 世帯当たりで 2 万 2,086 円の減税になっております。

次に、14 ページであります。今回の改正により四つのモデルケースで税額がどのように変わるかを比較したものであります。どのケースも減額となっており、前年度と所得等の状況が同じ世帯であれば国民健康保険税はすべて減額となります。なお実際の税額につきましては、各世帯の人員や所得の増減により大きく変わりますので、ご理解をお願いします。

それでは、条例の改正内容についてご説明を申し上げます。議案書と併せて条例改正案新旧対照表をご覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率の改正であります。

第 3 条は所得割の額を 100 分の 5.54 に、第 4 条は資産割の率を 100 分の 25.18 に、第 5 条は均等割額を 2 万 1,400 円に、第 5 条の 2 第 1 項は一般世帯の平等割額を 1 万 8,400 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 9,200 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率の改正であります。

第 6 条は所得割の額を 100 分の 2.01 に、第 7 条は資産割の額を 100 分の 8.80 に、第 7 条の 2 は均等割額を 7,700 円に、第 7 条の 3 第 1 項は一般世帯の平等割額を 6,800 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 3,400 円に改めるものであります。

第 8 条から第 9 条の 3 までは、介護分に係る税率の改正であります。

第 8 条は所得割の率を 100 分の 1.86 に、第 9 条は資産割の率を 100 分の 11.10 に、第 9 条の 2 は均等割額を 9,900 円に、第 9 条の 3 は平等割額を 5,700 円に改めるものであります。

第 23 条は、国民健康保険税の軽減についての規定であります。

第 1 号は 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号は 2 割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。

次に附則であります。第 1 項は施行期日、第 2 項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例の改正案につきましては、去る 6 月 1 日開催の西会津町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、適当と認めるとの答申をいただいております。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　私も国保の運営協議会に所属しています。適当という答申をいたしました。しかしこれは、24年度の税であります。ただ、24年度の単発だけでみていいのかということで審議会でも、運営協議会でも質問しましたが、期待するような明解な答弁がいただけませんでしたのでお尋ねをするわけであります。

これだけ減税になるということは喜ばしいことだから、私も賛成したわけですが、この要因はなんだかとみると、医療費の保険給付費が1,473万、対前年比より増えると、それから、加入者が118人減る、世帯数は42世帯減るとなるならば、これは国保税医療費分、相当上がっていいはずなんです。ところが上がらないというのはなんだかということ、前期高齢者の交付金、これ今課長、説明されましたが、20年度から始まりました。ところがこれ本当にどう見たらいいのか、20年度から比べまして21年度は4,200万も増えたと、次の年は4,450万も減っていると、さらに23年度は見込みで6,900万も減っている。今回は、6,232万増える、確定なんですか、予測なんですか。これがこなかったならば、完全に値上げせざるを得ない、何を言っても。

国保税も単年度の見込みではなくて、過去5カ年の減税計画、今は3カ年の減税計画、今年で終るわけですから、25年度からも国保税を考えた場合には、今回のようなマイナス、本当にいいことではありますが、25年度からもマイナスに減っていけるのか、やっぱりこれは24年度単発ではなくて、そういう見通しも立って減税に、この国保税になったのかと、運営協議会で聞いたら明解な答えが返ってこなかったわけです。ずっと支援分、介護分は年々上がってきています。医療費も前、トータルケアのまちづくりで医療費、年々下がってきましたが、そろそろ下げ止まりで、逆に今度は上がりつつある。1人当たりの医療費が説明あったとおり増加傾向だと、そういう中であって基金も条例で定めた額をもう今年度の末では4,000万も割ると、そういうことを考えた場合、今年度はいいが、24年度はいいが、じゃあ25年度以降の見通し、そういうことも念頭において、これを出したと思っておりますが、はたして25年度以降も、いわゆる国保税が減税傾向に、年々マイナスの方向に行くのか、また来年になったら極端に上がる可能性もないわけではないわけですから。どういうそれに対して、お考えをお聞かせいただきたいということと、もう1点は、基金保有の検討をすところおっしゃいましたが、これは条例の改正でありますから議会の議決を必要とします。議会ともよくよく相談をして検討すべきだと私は思います。資料を見ますと、合併しない自治体はほとんど25%、4分の1を守っています。そういうこともありますので、これはあなたがただけではなくて、関係機関や議会ともよく相談をして、基金の保有のことは検討すべきだと思いますが、その点についてお答えをさせていただきます。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず私から、国保の基本的な今回の考え方について述べてみたいと思います。

今ほど詳しく担当課長から今回の税率の内容については説明のあったところであります。そこで今回、これまでにない国保の税率が、いわゆる全体的にみると低くなってマイナスになったということでもあります。その要因としては、これまで国保、22年度とから24年

度まで、国保財政3カ年計画をつくって行ってまいりました。ですから、単発的という言葉がありましたけれども、決してこれは単発的なものではなくて、この22年度から24年度までの間の減税財源として基金を2,000万円、毎年繰り入れようということで、この減税に対する取り組みが一つであります。

もう一つは、繰り越しになった部分があるわけですが、これは1,800何がしのお金でありますけれども、今回、この部分についてそっくり基金に積み替えると、基金に入れば、これはマイナスという数字は出てこなかったわけでありまして。しかし、この部分の一部を、やはり今回の減税財源に充てようということについては、まさにこれは政策的な課題の、いわゆる町民全体の国保に対する、いわゆる税負担というものの軽減というものについて、少しはわれわれも考えなければならないだろうと、それは当然昨年から今年にかけてもそうでありましてけれども、国保の加入者というのは、いわば低所得者もありますし、そして多くの皆さんが農業所得なり、あるいは農家や、あるいは一般的な経営者のかたがたであります。そうした中において、風評被害や、あるいはこれまでのいろんな経済環境の中で、少しでも経済的な状況を勘案した中で、こうした取り組みというのも、やはり考えなければならない、まさに政策的なものとして打ち出した一つの結果であります。結果的に今回はマイナス要因と、税が若干低くなったということでありまして、来年以降については、これを保障するというところについては、われわれは決してそういうことは言うてはおりませんし、保障するというところについては、なかなか厳しいものがあるかと思っております。

しかし、今回この下げた分をまた上乘せをして、税負担が今回よりも来年倍になるというようなことだけは、やはりこれは避けていかなければならないし、避けたものから若干どの程度上がるか、あるいはどの程度に抑えることができるかということについては、まさに来年度以降、さらにこの財政計画というものを立てながら、その状況変化をみなければならないというふうに思っているところでありますので、今回の場合については、そうした全体的な町民生活の中における国保の負担というものについて、少しなりとも軽減を図っていくことも必要な年ではないのかというようなことから、政策的な問題として打ち出したということでありまして、来年以降は、またさらに財政計画を長期にわたってつくことは非常に難しい面もありますから、また来年度以降、3カ年計画という中において、財政をどういうふうにしていくべきか、あるいはこれからの医療費の伸び、動向、さらに税率というものについてのあり方、近隣市町村の関係、こういう全般的な流れを想定した中で、さらに財政計画を、新たな財政計画を立てていきたいという考え方があります。

そこで問題になるのは、いわゆるこれまでの基金であります。特に基金最低保有額というのは、今ほど長谷沼議員からご質問、あるいはご意見があったわけでありまして、本来でありますと、条例で定めるところ基金の残高というのは、繰り返すようでありましてけれども、1億6,300万余のお金が、本来ならば条例で定めている金であります。

しかし、これはすでに23年度の基金の繰り入れの中で、すでに割ってしまいました。さらに今回、この2,000万の繰り入れでありますから、全体的で4,000万の本来の基金から、その分少なくなっているということでございます。このことが、条例で定められている中において、こういうあり方がいいのかどうかというものについては、十分これは議会の皆

さんとも検討を要する、いわゆる検討というよりも議論をいただくものであろうというふうに考えているところでございます。

そこで、今回この割った時点で、すでにこの条例との整合性を図るためには、やはりその時点で図るということは筋だろうというふうには思っておりますけれども、この部分についても、これは議会の皆さんに図る前に、国保運営審議会の中において、こういう財源状況になっていますと、ですから町としても、このことについては将来見通しや、あるいはこの考え方について、具体的に町から提案をするなり、あるいはお話の過程の中で、方針を出すなりして、議論をしていただきたいということが、今回、国保財政運営協議会の中で私からお願いをしたところであります。

そこで、国保としては、まずこの実態に合わせて、近隣市町村の状況、それから、これからの財政のあり方、そして本来基金がこういう状態になった状況についても、十分国保の審議会の中で検討しましょうということに、お願いになったわけでございますので、その中でこうした基金のあり方と、それから健全財政の今後の見通しなどについても、十分にご議論をいただく内容だというふうに思っているところであります。

ただ、これが基金が割ってしまって、将来とも全部使い果たすなんていうことは、これは当然あってはならないことでありますし、その最低限度の保有というものに対して、これが現状と本当に合っているのかどうなのか、1億6,000万余の中で、これだけ確保しなければ、西会津町全体の医療計画というのは、これから危機的状況にあるのかどうなのかと、もっていればもっていた中で安心はできるわけでありましてけれども、しかし、そうした内容も減税財源に充てるという趣旨の中から、今日このようになってきたわけでありまして、今後、具体的な国保の中で審議した過程の中、あるいはそれと同等にはありませんけれども、議会の皆さんにも新たな課題としてご提起を申し上げたいというふうに思っているところであります。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それではお答えいたします。

前期高齢者交付金の動向ということでご質問をいただきました。今年度の収入見込み額は4月末に確定通知がきております。この前期高齢者交付金につきましては、先ほど町民税務課長からもご説明がございましたが、平成20年4月に医療制度改革が行われまして、75歳以上の後期高齢者医療制度が創設されたわけでございます。それに伴いまして、65歳から74歳までの前期高齢者という、その割合に応じて交付金が交付されております。平成20年から前期高齢者交付金も交付されておまして、今年はちょうど4年目に当たるわけですが、昨年まで3年間は、概算交付ということでございましたが、今年は4年目ということで、前々年度の精算にあたっては、ある程度正確なものであるということで、今後そう大きな動向はないものということで考えております。

また、現段階でございますが、社会保障と税の一体改革の中で、後期高齢者医療制度、また医療制度全般が国政レベルで議論されておるところでございますが、これらも踏まえつつ、今後、国保の財政を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私、単発という言葉をつかいましたが、これは昨日、町長が清野議員の質疑の中で健康寿命等の話の中で、町長の答弁は、トータルケアのまちづくりは単発だと、決して私は単発ではない、これはきちっとした計画のもとで、伊藤町長だって単発なんて、事業計画していないはずですよ。やはりきちっとした計画の中でやってきていると、そのトータルケアの件に関しては、私も議長を4年やらせてもらいましたが、年に10回前後、全国の議会関係者のかたがたが研修においででしたよ。今はどの程度あるんだかわかりませんが、そういうことがあって、あえて単発という言葉を使ってみました。単発であってはならない、国保税が今年下がったならば、来年も下げ気味でいかなければならないのではないのかと、それがいわゆる継続した考え方であろうと。国保税が税の中で一番重税感を皆さんもっております。私も重税感を持っております。そういう中での税が減るわけですから、これはさっきも言ったとおり、私は歓迎していると。

ただ、もう一つ触れられませんでした、これケーブルテレビで放送されておりますし、再放送もありますから言いますが、もう一つ、二つ、この国保税の動向で大きいのは、後期高齢者の関係ですね、支援分。これは3年後に廃止と、今の民主党政権、言いましたが、昨日あたりの新聞ですと、今国会への提出は見送る方向だと、後期高齢者の見直しとなれば高齢者の部分も当然、そういう点では変わる要素が、国の動向が一つ、大きな国保税の要素があります。

もう一つは、今それぞれの自治体で国保税を取り扱いといったらおかしいですが、国保税を運営しておりますが、県一つにしようということで、知事会、市長会、町村長会等が決議をして、今その方向で行っていると、そうすると、この国保というのはがらっと変わってしまう要素もあるわけです。そんな中で、基金をかたくなに考えて、なんでかんで25%、4分1持たなければならぬということではあってはいけないであろうと。ですから今回、基金の持つべき額が割ったわけですから、やはりそこはこの機会に大いに議論をして、町としての適正なる基金の額、どの程度必要だかというのはやはり、それは運営協議会でも検討しますと、約束しましたが、議会でもわれわれに町からいろんなデータを出していただいて、われわれ議員だってこの件に関しては、それぞれの勉強をして、発言をしていくということが、何を言ったって議会が町民を代表しているわけですから、やはり議会とよく相談をしていくべきだと思います。

来年度以降の見通しは難しいでしょう。というのは、このくせものなんだ、町も困っていると思うの、この前期高齢者の交付金、いきなり4,000万増えたり6,000万減ったり、また増えたりなんだから、これが本当に安定的に2億なら2億、2億3,000万見込めるならいいでしょうが、なかなか今、5年間の動向をみていると、本当に苦労したのと、4,280万増えたと、次の年は4,453万減った、ところがまたその23年度見込みで6,900万減ってしまっているわけだから、今回ようやく6,200万が確定したので、2億2,000万になったから、2億2,000万が、2億3,000万くらいが町にくる交付金かなという気がしますが、まだこれも、まだまだ動向をみないとわからないわけでありまして。

そういう点で、なかなか難しいでしょうが、来年度以降も今の国保税が下がったと、それが継続できるようなものがあればいいですが、今、町長の答弁ですと確たるものはないということでもありますので、これ以上議論をしてもしょうがないでしょうが、やはり国保

税をめぐる国、県との動きも、やはり適切に議会に知らせてほしいし、町民の皆さまがたにも、こういう動向だというのは折を見て説明をしていったほうが理解が早まるのではないのかなど。

以上、申し上げましたが、聞きたいのはそれ一つだけにします。議会に対しても、この基金の保有高を検討するときにも、議会と一緒に検討するお考えがあるかないかだけ聞いておきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 一般会計の予算をつくるとは本当に別ですね、この予算を組み立てる段階は、まさにどれだけのお金が歳出で出てくるかということをまず検討するわけですよ。そうしてその中で大きいのはもちろん医療費の動向、それから本当に不透明な介護分と支援分等々でございまして、その年によっては返還しなければならない金までも何千万も出てくるわけですよ。ですから、そこで相当歳出も狂ってしまうと、今回は、若干そういう一昨年ほどのものではありませんでしたので、歳出がだいたい決まっていますので、だいたいこれでやっていけるのではないかと。

さてそこで、具体的に多く取るなんてことは決してしたくありませんで、それにだいたい見合う、これは足りなくなってしまうなんていうことは絶対あってはなりませんから、それでいわゆる税率を決定をしてくるわけでございます。そうしたいろいろな要素を持って、今回、非常に税負担の大きい国保税も、一時的ではありますが、こうした形で税率を若干下げて、そして負担を若干なりとも軽減をしていただく。そしてまた来年以降になってくると、経済情勢が変わったり、あるいはその動向というのは非常に不透明なことはございますので、そうしたことも踏まえて来年以降新たな財政計画、3年計画を立てて、そして町民の皆さんにご理解を願うような形を取ってまいりたいというふうに思います。

何回も言うようでありますけれども、基金の最低保有額については、もうすでに本来条例で定めるところを割っておりますので、これについても非常にわれわれは申し訳ないという気持ちはございます。

したがって、このあり方などについても、十分に議会の皆さんとご相談をしながら、本来、条例改正が伴うという場合については、皆さんのご了解を得なければなりませんので、その経過等についてはご報告申し上げ、ご助言をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 もう1点だけ課長に聞いておきます。1人当たりの医療費が増加傾向だということの説明があつたんですが、それをどう分析をされておられるか、確か高額療養費が、医療費の中で占める位置というのが大きいはずですよ。そのこの際ですから、高額医療の実態と、その高額医療費を減らすために、町としてどのような対策と申しますか、処置をしてきているか、これが安くなれば高額医療も含めて医療費が安くなれば、国保税が安くなるわけですから、その高額医療を含めた増加傾向について、どういう分析対策を取っておられるか、これから24年度どう取っていかうとしているか、それを聞いておきます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは1人当たりの医療費の増加傾向の内容につきましてご説明を申し上げます。

1人当たりの医療費につきましては、一番簡便にご説明できますのが、月額100万円を超える手術、入院をされるかたというのが近年多くなっております。ちなみに昨年度、23年度で申し上げますと、一番大きい額でございましたのが、24年の1月診療分でございます。100万円を超える医療費のかたが10名おられました。その10名のかたで合計で1,879万ほどかかっております。これらにつきましては、人工関節の置き換えでありましたり、また脳外科、また心臓外科ということで、高度な先進医療を受けられ、またその後、手術後の処置をされたかたにつきましては、やはり高度医療、先進医療の中で手術処置をされたかたは、やはり100万円を超えるということがございます。

現在、入院手術でございますも、限度額証明ということで、入院する際に町の国保のほうから限度額証明を病院のほうに提示すれば、その限度額、通常ですと4万4千円何がしですか、その分だけしか医療機関に窓口で払うことはないわけでございますが、実際には大きな医療費がかかっているのが現状でございます。

また、その対策、1人当たりの医療費、または医療費を少なくしていくための対策ということでございますが、これにつきましては、昨日町長が一般質問の答弁の中でも申し上げましたとおりでございますが、現在、日本の死因の3大疾患でございますガンと心臓病と脳血管疾患でございます。これらにつきましては、栄養バランスの取れた食事、そして適度な運動をすることである程度予防することができるということで、研究データ、そういう臨床結果、通常学説だけではなくて、実証されているエビデンスというものもあるやに聞いております。また、さらに未然に防ぐということで町長が目標としております検診受診率100%、それを受けていただくことで早く病気を発見し、早期発見し、早期治療につなげていただくということで医療費は抑えられるのかなと、そういう意味で今年度健康がいちばんの講演会なり、健康まつりなりということで計画しておりますので、それらを町民の皆さまにご理解いただきまして、健康に関する関心を持っていただくことで医療費の削減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 大変難しい、この税率の算定なので、私もまだまだ勉強しなければならないというようなことに感じたわけなんです。このたび診療所の医師が3人体制になったということに対して、このことで国保会計にどのような影響があったんでしょうか、その点、1点をお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

西会津診療所の医師1名増員と国保税の関係でございますが、西会津診療所はご承知とおり国民健康保険直営診療所ということでございますが、実際には国保税につきましては、医療費全体でとらえるものでございまして、診療所の施設勘定とはまったく別なものでございますので、直接的な関係はございませんのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 このたび健康保険が安くなったということは、町民にとっては大変これありがたいことでございますので、これはいいと思っております。本当に、ただ喜多方のほうはまだ高いらしいんですけれどもね。それで私も町の高額医療のお世話になりました。ですから本

当に町長言われるように、まめに検診を受けていただいて、なるべく高額医療は使わない医療になればなおさらいいんですけれども、なかなか大変だと思います。ですからなるべく検診は、私も含めて全部そうです。まめに検診を受けていただいて、高額医療は使わないようにしようと、そういう考えを持ってやりたいと思います。

それから、私も一応退職しましたんですよ、勤めをね。その場合に退職者は窓口に行きますよね、そうすると町としては退職者健康保険に入ってください、そう言われます。これは町とか国の方針で、あとから自動的に変わるといいますか、普通の健康保険に変わるんですけれども、最初はやっぱり町とか国の方針なんでしょうか、退職者のほうに入ってくださいよといわれるのは、それ一つお願いします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、退職者医療制度のことでご質問でございますので、お答えをしたいと思います。

退職者医療制度につきましては、60歳で会社等を退職いたしまして、そのかたは65歳まで退職者医療制度ということになるわけですが、この退職者医療制度につきましては、財源が国、県からくる財源がございますが、それについては、それまで努めていた会社が出しております社会保険診療報酬支払基金というところから国県に変わって財源がまいります。その点、税として納めていただくものは一般のかたと同じでございますが、財源負担が社会保険診療報酬支払基金からいただけるということで、町としてもその分は軽減されるものでございます。

なお、65歳になりましたらば、また国民健康保険の一般被保険者ということで、その際には医療費の分は一定のルールで国県、またその他の財源がくるという、そういう制度でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第3号、西会津町給水条例の一部を改正する条例についてご説明申

申し上げます。はじめに条例改正の概要について申し上げます。

今回の条例改正の主な内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、水道法の改正に伴ない布設工事監督者と水道技術管理者の基準の一部について、条例で定めることとされたため、改正するものであります。布設工事監督者は水道施設の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行うものであります。水道技術管理者は水道事業を行う上での技術面の責任者であり、水道法で設置について規定されているものであります。それでは、条例の説明をさせていただきます。併せて議案と一緒に、条例改正案新旧対照表の14ページをご覧くださいと思います。

西会津町給水条例の一部を改正する条例。西会津町給水条例の一部を次のように改正する。布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を新たに追加することにより、目次の第7章雑則第39条を、第7章布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準第39条から41条、第8章雑則第42条に改めるものであります。

第1条は、給水条例の目的を規定したものであり、第1条中、定めることを、定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることに改め、本則中第7章中第39条を42条とし、第7章を第8章とし、第6章の次に、第7章布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準と第39条から第41条を加えるものであります。

第39条は、布設工事監督者を配置する工事についての規定でありまして、水道施設の新設または増設もしくは改造の工事であります。

第40条は布設工事監督者の資格についての規定であり、第1項は経験年数の規定で第2項は簡易水道における経験年数の規定であります。

第41条は水道技術管理者の資格についての規定であり、第1項の第1号から第5号までは、経験年数の規定、第6号は講習による資格取得による規定であります。第2項は簡易水道における経験年数の規定であります。

次に附則であります。施行期日の規定です。本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　1点だけお尋ねします。この条例によって資格基準等が決まった場合、現在の町の業者にはどういう影響があるのか、この資格基準等は、今行っている業者はみな当てはまるものなのか、それとも新たに資格取得等の必要があるのか、その辺を1点お尋ねしたいと思います。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今回、資格基準を定めましたものにつきましては、これは水道事業をやるもの、要するに役場職員の資格でございまして、請負業者の資格ではございません。町役場においては、今この資格を持っている者については、今のところ水道法で定まってお

ります資格を持っている者は1人でございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると今、役場の職員が1人だけというようなことであれば、今後やっぱり何人かはこういう資格を取って、資格者を増やしていくというようなことは考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今の役場の中で今後資格に該当するものにつきましては、経験10年を経験している者がございますので、その者についてこれから増になるというようなことでございます。

今のところ10年経験している者が1人、あと前に講習を受けて資格を持っている者が1人ということで、合計2名になる予定でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、西会津町給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第2次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の復興枠の追加、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業、原子力発電所事故に伴います被害回復に向けた給付金事業及び放射性物質に係る各種対策事業など、当面早急に必要とする事業費につきまして計上し、不足する財源につきましては財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成24年度西会津町の一般会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,294万1千円を増額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 8,461 万 4 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。5 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。13 款国庫支出金、2 項 3 目土木費国庫補助金 1,300 万円は、社会資本整備総合交付金について、新たに復興枠を追加で計上するものであります。

次に、14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 11 万 2 千円は、行旅死亡人取扱負担金であります。2 項 1 目総務費県補助金 1 億円は、防災拠点となる公共施設に太陽光発電施設等を整備する再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業であります。2 目民生費県補助金 5 億 868 万 5 千円は、原子力発電所事故による被害回復に向けた県南・会津・南会津地域給付金給付事業などであります。3 目衛生費県補助金 270 万円は、町内における放射線量の低減を図るための線量低減活動支援事業であります。5 目農林水産業費県補助金 450 万円は、福島県産の農林産物に係る安全安心を PR するための、放射性物質検査用機器を購入するふくしまの恵み安全・安心推進事業であります。8 目教育費県補助金 128 万 9 千円は、放課後子どもプラン推進事業、学校支援地域本部事業及び地域支援事業について、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生の支援を図るため、本年度に限定して補助率の増嵩を行うものであります。

次に、17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 1,265 万 5 千円は、歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰入れするものであります。補正後の財政調整基金残高見込みでございますが、8 億 7,579 万 2 千円となる見込みであります。

次に、7 ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。2 款総務費、1 項 8 目自治振興費 31 万 8 千円は、集会所改修にかかるコミュニティ育成事業補助金であります。11 目ケーブルテレビ運営事業費 4,040 万円は、ケーブルテレビの放送局舎への太陽光発電施設等設置に係る設計監理委託料と工事請負費であります。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 6,071 万 3 千円は、行旅死亡人取扱事業費と西会津診療所に設置をいたします太陽光発電施設等設置に係る国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰入金であります。6 目県南・会津・南会津地域給付金給付事業費 5 億 854 万 1 千円は、当該給付事業に係る事務費及び給付金であります。2 項 2 目児童措置費 61 万 9 千円は、児童送迎に係る自動車運転業務の委託料と、保育料システム改修費の予算組替えであります。

次に、4 款衛生費、1 項 3 目環境衛生費 300 万円は、モニタリングポスト移設に係る機械器具設置経費と放射線量の線量低減活動支援事業であります。

次に、6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 660 万円は、ふくしまの恵み安全・安心推進事業で購入をいたします放射性物質検査機器購入費と西会津産米の放射性セシウム吸収を防ぐための放射性物質吸収抑制対策事業補助金であります。

次に、8 款土木費、1 項 3 目道路新設改良費 2,100 万円は、社会資本整備総合交付金事業の復興枠を活用して行います町道改良等の測量設計委託料であります。

次に、9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費 30 万 9 千円は、消防業務に使用する放送用備品購入費であります。

次に、10 款教育費、1 項 2 目事務局費 73 万円は、これまで学校医等として勤めていただきまして 3 名のかたが退職されましたので、慰労金を計上するものであります。4 項 1 目社会教育総務費 71 万 1 千円は、放課後子どもプラン推進事業及び地域支援事業等に係る講師謝礼などの調製であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　24 年度予算が成立して間もないから、今次の補正は最低限度ということであります。そこで、歳入で一つお尋ねしますが、行き倒れでお亡くなりになった負担金ということで 11 万 2 千円、これこういうときのルールがあって、県が負担する部分、町が負担する部分があるのかなと、このルールと、この 11 万 2 千円が歳出ではどこに出てくるのかちょっとわかりませんでした。民生費を見ると斎場使用料で 2 万 3 千円だから、これは当然そうだなと思いましたが、そのほかの支出はどういう形で支出されるのか。この行き倒れの人に関わる費用といいますか、それはどの程度かかっているのか。

それと、新しく県南・会津・南会津のこれが取り組まなければならないわけですが、臨時職員賃金で 93 万 5 千円ということですから、だいたいこれは半年くらいの雇用で整理をするのかなと思いましたが、それに間違いがあるかないか。

それと、その臨時職員で仕事をやっても、この件に関してはこの課にいる職員にもお手伝いをしてもらわなければならないから、時間外勤務手当とこうみているわけですが、何時間程度でこのような 273 万という金額になるのか。

それから、8 ページで自動車運転業務の委託料ですが、これは新たに雇用なのか、それとも時間的な延長があってこういう計画になったのかということでもあります。

それと、町道の 2,100 万を使ってやるということは、どこの路線と考えておられるのかと。

それとあと最後になりますが、社会教育費で謝礼関係が何点ですか、何点かあがっています。謝礼の増えるの減るの、なぜこの時点でこういう予算を計上しなければならないのか理解しがたいので説明をしてほしいと思います。

以上です。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それでは、行旅死亡人に関してのご質問にお答えをしたいと思います。

行旅死亡人でございますが、これにつきましては、身元不明の死体等が発見された場合に、それについては法律によりまして所在地の市町村がすることになってございます。このたび、4 月下旬でございますが、喜多方警察署のほうから尾登地内で身元不明の白骨死体が発見されたということで、数カ月調査にかかるということでしたが、6 月 8 日の日に喜多方警察署から電話がございまして、身元が特定できるものはなかったということで、行旅死亡人として対応をお願いしたいという連絡が入ってございます。行旅死亡

人の財源的なルールということでございますが、行旅死亡人については、先ほど申し上げましたが、法律でございますが、明治32年に制定されました行旅病人及び行旅死亡人取扱法というのがございます。その2条に行旅病人はその所在市町村、これを救護すべしということで、行旅死亡人は所在市町村で取り扱うことになってございます。実際に埋葬を終えまして、その後、官報に2カ月ほど載せまして、身元引受人を探すという作業がございます。その間、身元引受人が判明しました場合には、かかった経費についてはお支払いいただくというのが原則でございます。

なお、身元引受人がない場合、見つからなかった場合におきましては、行旅死亡人にかかった経費については県が負担するというところで、法律でなっております。県の規則でございますが、福島県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取り扱い費用の弁償に関する規則というのがございまして、これによりましてかかった費用を身元引受人がない場合、県が負担するということになってございます。

歳出でございますが、歳出につきましては、7ページでございますが、7ページの3款の1項1目社会福祉総務費の中に、需用費7万6千円、役務費1万4千円、斎場使用料2万3千円、この合計が11万2千円でございます。斎場使用料は火葬の経費、広告料は官報に掲載するための経費でございます。消耗品等につきましては、棺、それから骨壺等の経費でございます。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 県南・会津・南会津地域給付金給付事業の臨時職員の雇用期間というご質問であります。予算では2名で、それぞれ3カ月を予定してございます。

それから、時間外手当の時間はどのくらいかというご質問でございますが、これは職員の時間外手当でございまして、当初、申請事務が相当混雑するというようなことから、時間外をみてございます。それからあと、夜間の受付業務、その分も時間外としてみてございまして、延べ1,000時間、ここまではいかないと思っておりますけれども、一応1,000時間を延べで取らせていただきました。

以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 8款土木費の委託料についてのご質問にお答えいたします。

箇所につきましては、明神橋でございます。内容につきましては、明神橋の耐震及び修繕の調査設計でございます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 教育費の社会教育総務費の講師謝礼についてお答えを申し上げたいと思います。

この講師謝礼につきましては、歳入のほうにもございましたように、放課後子どもプラン推進事業、学校支援地域本部事業、地域支援事業、これにかかる講師の謝礼でございます。

まずはじめの講師謝礼というふうに出ておりますのが、学者連携でございます。学校支援コーディネーターの講師謝礼でございまして、こちらについては、半日でみていたもの

を1日ということ増やしたことで増えたものでございます。

次の委員謝礼が減りましたのは、放課後子どもプランの関係でございまして、人数が変わったことによる減額でございます。

次の、青少年、高齢者等につきましては、おのこの精査でございます。

その次の安全管理員と、活動指導員、これも放課後子どもプランの関係でございまして、おのこの管理員の人数が変動したことによるものでございます。

以上でございます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 大変失礼いたしました。

答弁漏れがございました。3款の児童福祉費の中の、委託料で自動車運転業務委託料61万9千円でございますが、この内容について申し上げたいと思います。これにつきましては、群岡保育所に通所いたします児童の送迎にかかるシルバー人材センターの委託でございます。当初、予定では想定していなかったわけでございますが、奥川地区に3月末に転入してこられたかたがおられまして、そのかたのお子さん、4歳の児童でございますが、群岡保育所に通所するための経費でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 申し訳ないですが、教育課長の答弁で、青少年教育講師謝礼から高齢者教育講師謝礼の説明、聞き逃したので、もう一回説明してください。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 青少年教育講師、あと成人教育講師、あと高齢化教育ということで、これ歳入で申し上げますと、地域支援事業ということで一括で包括されておりますが、今回、歳入のほうでございましたように、これらの事業、本来は補助事業ではなかったわけですが、被災地におけます被災地の地域コミュニティ再生支援事業という県の事業に該当いたしますので、10分の10になったということから、この事業の実施に伴いました増でございます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいまご質問に対して、補足をさせていただきます。

先ほど総務課長の説明にもございましたけれども、震災復興ということで、年度当初の予算を組む段階では、市町村3分の1負担とかという縛りがございました。それが復興支援という意味を込めまして、10分の10、100%補助ということで、年度当初にいただいたものでありますから、それを受けまして事業を拡大させていただきました。そのために講師の謝金だとかが増えているということでご理解を賜りたいと思います。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 9ページのところにあります負担金補助及び交付金と、線量低減活動支援事業補助金ですか、あと放射性物質の抑制補助金と、これはどういう仕事なんでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まずご質問のうち、4款衛生費、1項3目環境衛生費の節の19負担金補助金及び交付金に載っています線量低減活動支援事業補助金、これについてまずご説明をいたします。この事業につきましては、県の補助事業でございまして、福島県内で除染に取り組まれる自治区ですとか、団体、それからPTAとか、そういった団体に対する除染

にかかる経費の補助事業であります。それで、本町においては、空間線量、調査してございまして、一応国の基準でいわれている1ミリシーベルトを超えた地域はないと、0.23、1時間当たりの線量でございますけれども、仮に0.23マイクロシーベルト以下であっても、どうしてもその地域、団体に除染をしたいというような団体に対して、県は補助しますよと、そういった事業であります。

それで、以前、ある自治区から町に申出がありまして、ぜひその自治区で除染をしたいと、空間線量は0.23ないんですけれども、したいというお話がありまして、別に空間線量が高くても低くてもこの事業は実施できるということで、県にお話をしまして、結局、県の補助金は町に交付れます。町が受けてその各団体に補助金という形で交付するわけでございますけれども、そういったことで申出がございまして、今回5件分、1カ所50万掛ける5件分、5団体分を予算に計上したところでありまして、なおその申出のあった自治区につきましても、その後ちょっと事情がありまして、取り下げたというようなことでありますが、今後いろんな団体等から除染をしたいというお話がありましたら、対応できるように今次補正予算に計上させていただいたところでありまして。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 渡部議員のご質問のうち、6-1-3の補助金、放射性物質吸収抑制対策事業補助金についてご説明いたします。

この事業内容につきましては、今年度から食品の基準値が500ベクレルから100ベクレルに下がったこと、それから県内全域で米の全袋検査をすることになりましたので、町内産のすべての米から放射性セシウムが検出されないような、今後できる対策をさらに強化しようということで、それぞれ農家の皆さんに塩化カリの追肥をお願いするというので、その経費の2分の1を町が支援する事業であります。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 税務課長、これは、実際はこの金は使っていないんだと、まだ。除染したところは。

こっちは全袋の検査のための費用に充てるんだと、半分くらい、全部ではないでしょうけれどもね。

わかりました。上のほうは予算はあるけれども、まだ除染した場所はないということですね。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 私も1点ほどお聞きしますが、9ページの4-1-3の金額的には10万ですが、モニタリングポストの設置ということでありまして、これ今何箇所ぐらいで、どのような管理運営をされているのかお聞きします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 モニタリングポストのご質問にお答えいたします。

まずモニタリングポストは18カ所、町内に設置されてございます。今回、予算計上させていただきました分は、修繕料20万、それから機械器具の設置手数料10万、合わせて30万であります。この30万円で、18箇所のうち、4月統合小学校開校によりまして、その8カ所の中にはすべての小学校に設置されている分がございまして、今回、予算にあげさ

せていただいた分につきましては、尾野本小学校にあるモニタリングポストを、道の駅よりっせに移設するという事で、県に確認しましたところ、統合小学校になって、尾野本小学校は児童がいなくなったと、そのすぐ脇には、尾野本保育所にもポストが設置されてございまして、そういった理由で、何とかその他の場所に、よりっせでありますけれども、移設できないかというお話をしまして、県、それから文部科学省、一応大丈夫でしょうというような話をいただきましたことから、今回、移設経費として合わせて30万を予算計上させていただいたところであります。

(「管理とか記録は」の声あり)

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 記録につきましては、通信でつながれておりまして、リアルタイムに文部科学省のホームページですとか、町のホームページからもアクセスできまして、例えば本日6月13日、12時現在の各18カ所の環境放射線は0.1マイクロシーベルトというようなリアルタイムに公表されてございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 1点ほどお伺いいたします。10ページの10款の教育費でございますが、学校医でございますけれども、3人退職したと、先ほどのお話でありますけれども、それに代わる学校医というのは、診療所の先生か、ちょっと説明をお願いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 統合によりまして、五つの小学校が一つになりました。したがって、学校医さんとしてお願いを申し上げなければいけないのは小学校と中学校、2校と、こういうことになります。それから薬剤師さんも同じでございまして、学校薬剤師さんにおきましても2名とこういうことになるわけでございます。それにつきまして、お医者さん個々人と、教育委員会がやり取りをするのではなくて、喜多方医師会をお通し申し上げまして、ご依頼を申し上げるということになっておりまして、西会津の小中学校の校医さんにいたしましたは、坂田先生、それから岡崎先生、お二方をお願いをしております。学校薬剤師さんにつきましては、町内におられなくなりましたので、お引き受けいただけなかったのも、薬剤師会さんをお願いをいたしまして、お決めいただいて、喜多方のかたにお願いをしていると、こういうことでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点だけお尋ねしますが、歳出の総務費の中のケーブルテレビ、この太陽光発電の設置工事、出されておりますけれども、これから小学校の、新築される小学校とか、診療所とか、太陽パネル、ソーラーパネルをつくると思うんですが、これは10分の10の補助事業で付けるのは付けるというようなことですが、この能力というのはだいたいどのくらいあるものだろうか、本町のように雪が降るところは、冬場はあまり期待できないと、それで故障なんかもあるような話も聞いておりますが、10分の10で付けたらいいけれども、年間のメンテナンス等のコストはどのくらいかかるのか、想定しているのか、あと能力、何キロワットいってもちょっとわかりづらいんですが、例えばケーブルテレビの庁舎であれば、最大出力にした場合、どのくらいの発電をするようなものが付くのか、わかればお示しいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 公共施設への太陽光発電の設置事業についてのご質問にお答えします。

今次予算に計上しましたのは、この一般会計ではケーブルテレビの放送センターの太陽光発電が20キロワット、さらには蓄電池につきましても20キロワットの蓄電池が付くということを想定しておりまして、工事費で3,821万6千円、それから委託費で218万4千円というような形で計上させていただいたところでございます。

この20キロワットの太陽光を付けることによって、どれだけその発電されるのかということでもあります。現在、だいたいわ電価格は42円とかというような形で設定されておるわけですが、今回の10分の10の公共施設の事業につきましては、売電は想定していないと、結局は緊急時に停電とかあった際にも応急対策ができるということ想定してやっているということでありまして、それを付けまして、普段はケーブルテレビの局舎で使っている電気料の削減と申しますか、そういったこと、それから応急時にはこういったことがある程度、夜なんかは電気が点けられるというような形で蓄電池を付けるというようなことでもあります。

ちょっと今、ケーブルテレビ局舎に太陽光を付けた場合、どのくらい削減になるのかなということ計算をしてみましたら、だいたい電気料にしますと約20万くらい、年間ですね。そのくらいの削減、売電しますとかなり大きな金額になるんですが、購入している電気料の削減という意味合いでいきますと、その程度だということでもあります。

メンテナンス料は、話を聞きますと10年くらいはほとんど費用を要さないだろうというようなことでございます。

○議長 以上で質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時59分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第5、議案第5号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第5号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について、ご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

診療施設勘定の補正予算であります。町長が提案理由説明の中で申し上げましたとおり、このたび、福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業の内定を受け、西会津診療所に太陽光発電施設等を設置し、災害時の医療拠点施設として機能強化を図るため、施設整備費の所要額を計上したものであります。

現段階での計画内容は、最大出力 30 キロワットのソーラーパネルを屋根上に設置し、発電した電力を 30 キロワットのリチウム蓄電池に貯めておくための設備で、併せて単独の高圧受電施設いわゆるキュービクル、電気室を設置し、また自家発電装置 30 キロワットの非常用ディーゼル自家発電機も設置する予定で、その所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 24 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,175 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,497 万 6 千円とする。第 2 項、診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

4 ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入であります。4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6,060 万円の増額は、西会津診療所の太陽光発電施設設置費に係る一般会計からの繰入金であります。一般会計で福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金を受け、国民健康保険特別会計、診療施設勘定に繰出すもので、補助率は 10 分の 10 であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 2,115 万円の増額は、平成 23 年度からの繰越金で、西会津診療所に設置する太陽光発電施設設置工事に伴い西会津診療所単独の高圧受電設備の設置や非常用自家発電装置等を設置するための財源であります。現在、この単独事業につきましては、過疎対策事業債の適債事業として過疎債を借り受けられるよう県に追加要望しているところであり、過疎対策事業債として認められれば、財源を組み替える予定であります。

歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 8,175 万円の増額は、補助事業である西会津診療所太陽光発電施設等設置工事、30 キロワットのソーラーパネル設置や蓄電設備設置に係る設計監理委託料や工事請負費及び単独事業の西会津診療所受電設備設置工事、非常用自家発電装置設置費などに係る設計監理委託料や工事請負費、付帯関連工事費等を計上したものであります。

この受電設備の設置につきましては、施設建設当時、電力会社の規制により、敷地及び建物の所有者が同一の場合、受電施設 1 カ所に電源の引き込みが許可されていたことから、現在、西会津診療所や介護老人保健施設、周辺施設も含め 1 カ所の受電施設から電源が供給されております。そのため、電気使用量のピーク時には一時的に電圧が不安定になり、西会津診療所の医療機器に設置しております無停電装置が一時作動するケースが多く発生し、

医療機器に悪影響を与えております。

また、太陽光発電装置、ソーラーパネルで発電した電気は、一旦、受電設備に接続する必要があることなどから、電力会社と協議した結果、規制緩和によりまして同一敷地内でも建物が分離されていれば単独での受電設備の設置が可能であるとのことであります。

これらのことから、西会津診療所単独での高圧受電設備を設置し、併せて30キロワットの非常用ディーゼル自家発電装置も設置して、災害時の医療拠点施設としての機能強化を図るとともに、地域医療施設として、町民の生命を守り、町民の安全・安心を確保できる医療環境を整備したいとの考えから今次補正予算に所要額を計上したものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきますが、このたびの予算の調製につきましては、去る6月1日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　ただいまの説明ですと、太陽光発電も30キロワット、それから自家発電も30キロワットとこうおっしゃられました。この30キロワットというのは、これがあればあそこの施設は滞りなく停電をしても診察等には支障がないというふうな理解をしましたが、それでいいのかどうか。

それで、太陽光発電では蓄電できるのかできないのか。できるならば、それは何時間くらい使用に耐えられるのか、まずそこから聞いておきたいと思っております。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

1点目の30キロワットの太陽光発電で、西会津診療所すべての電力がまかなえるのかというご質問でございますが、太陽光発電の場合、天気の日もあれば雨の日もございますので、雨の日などについては30キロワット、最大出力30キロワットは発電しない可能性がございます。これまでも、昨年の夏から30キロワットのディーゼル発電機をレンタルで借りておりましたが、30キロワットでは、例えば動力、電灯があるわけですが、CTスキャン、それからレントゲン装置は動力でございます。それらCT、レントゲン、ほかの電灯やいろんな医療機器、すべてを使うには30キロワットでは足りないというのが現状でございます。

また、2点目、蓄電できるのかということでございましたが、今回の太陽光発電の設置工事につきましては、30キロワットのソーラーパネルを屋根の上に設置いたしまして、そこで発電したものを30キロワットの蓄電池で貯めておくということで考えております。そういう装置になってございます。

どのくらいもつのかということでございますが、実際のレントゲン、CT、それらどれくらいの稼働時間があるのかは明確ではありませんが、大きいCTやレントゲンを使わなければ30キロワットの蓄電で、ほぼ1日近く保てるのかなど、電灯、それから医療機器であればということで考えてございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 太陽光発電で発電をして、蓄電できるとなれば、非常用ディーゼルの発電機が本当に必要かどうかと疑問に思ったのでお尋ねしたわけですが、1日弱となれば、停電、今はよっぽどじゃない限り何日間も停電とか、何時間も停電というのは考えにくいわけですが、でも、やはり命を預かるところとすれば、太陽光発電だけでは心配なところがあるから、ディーゼルでも発電、今までリースとおっしゃっていましたが、これからも今の説明ですと発電機買うようなことにもとられましたので、そこら辺をお尋ねしておきます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

30キロワットの蓄電池があれば、ディーゼル自家発電機は必要ないのではないかというご質問でございますが、先ほども申し上げました、当町におきましては、冬期間、降雪時でございますが、太陽があたらなければソーラーパネルは発電しないというものでございますので、雨の日、または冬期間の降雪時も考慮いたしまして、ディーゼル自家発電機を併用して使うということで考えたものでございます。なお、昨年、今年につきましては、30キロワットのディーゼル自家発電機はレンタルで使用していきませんが、この事業によりまして30キロワットのディーゼル発電機を購入して常に設置しておくという考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 もう1点だけお尋ねしておきます。その30キロワットまで蓄電できるということですが、例えば曇、雪の日が何日も続いたとした場合、蓄電した30キロワットというのは、常に維持されているのか、使わないと、発電しないとそれが徐々に低下をして、25キロとか20キロというようなことにはならないのか、そこだけ聞いておきます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

仮に雨の日が長く続いた場合、30キロワットの蓄電池が減っていくのかというようなご質問でございますが、蓄電池であっても若干放電するというところでございますので、減っていくということを想定してございます。また、現在検討中ではございますが、この蓄電池、冬期間でございますが、太陽光発電、ソーラーパネルが発電しない際に、夜間電力で蓄電ができるということも聞いておりますので、夜間電力、安い電力を蓄電池にソーラーパネルで発電しない場合、そういうことが可能ということも聞いておりますので、技術的に可能であればそのような方法も取ってまいりたいと考えております。

○議長 これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津小学校敷地造成工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第6号、西会津小学校敷地造成工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。お手元に入札結果並びに議案説明資料を配付してございますので、ご覧ください。

本工事は平成24年4月1日に小学校5校が統合され西会津小学校となり、新校舎を建築するための敷地造成工事を実施するものであります。議案説明資料の敷地中央に太線で表示されておる部分が校舎であります。工事内容であります。全体の面積が2.72ヘクタールで切土が1万3,649立方メートル、盛土が1万5,455.6立米となっております。小学校と中学校の校舎を渡り廊下で連結することにより、中学校と小学校の境界にあります町道森野川浦線が通り抜けできなくなることから、代替の路線として赤色で着色された道路工が延長324.29メートル、幅員で5メートル、黄色で着色された歩道工延長282.1メートル、幅員2メートル、緑色で着色された収容台数33台の駐車場、水色で着色された排水路工延長638.2メートルが主なものであります。

本工事につきましては、一般土木工事であり予定価格が5,000万円を超えることから町に指名参加願いを提出している該当する町内業者A及びBランク業者を指名し、去る5月28日に入札会を執行いたしました。入札の結果、最低の価格で入札した業者は、株式会社長谷川建材であり、その価格は7,300万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額7,665万円を契約金として、5月29日、同社代表取締役長谷川孝氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成24年12月25日であります。

これをもちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第5項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいませ、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、西会津小学校敷地造成工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津小学校敷地造成工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第7号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、ご説明申し上げます。

町長が提案理由説明の中で、また、議案第1号の説明の中で申し上げましたとおり、本議案は、住民基本台帳法等の改正によるものであります。

はじめに、法改正の概要・経緯について申し上げます。住民基本台帳法の一部を改正する法律が第171回国会において平成21年7月15日に成立いたしました。その内容は、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、観光目的など短期滞在者等を除き、適法に3カ月を超えて在留する外国人で、住所を有するかたは、住民基本台帳法の適用対象に加えるというもので、出入国管理法等改正法の施行日である平成24年7月9日に施行されるものであります。

これまでの外国人登録法が廃止され、外国人登録原票はなくなり、外国人住民のかたについても、日本人と同様に住民票が世帯ごとに作成されることとなります。また、新たな在留管理制度は、これまで市町村において外国人登録原票の作成・管理により市町村から交付されていた外国人登録証明書に変わり、入国管理局が交付する在留カードに変更となります。

これら法改正の経緯から福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでありますので、ご理解いただきたいと思えます。なお、本規約改正に伴う本町の後期高齢者医療制度の対象者は1名であります。

それでは議案書をご覧いただきたいと思えます。併せて条例改正案新旧対照表19ページもご覧いただきたいと思えます。

福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。地方自治法第291条の3第3項の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約であります。別表第3、第17条関係広域連合の経費の支弁の方法の1共通経費の表中、及び外国人登録原票を削除するものであります。

次に附則であります。施行期日等を定めたもので、改正住民基本台帳法及び改正出入国管理法等の施行日であります平成24年7月9日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成25年度以降に算定する構成市町村の負担金について適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のと

おりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

資料配付のため暫時休議にします。（13時27分）

○議長　再開します。（13時30分）

日程第8、議案第8号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　議案第8号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年9月30日で任期満了となります人権擁護委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にありますが伊藤政憲さんを適格者として認め、引き続き委員として推せんしたいので、ここにご提案申し上げる次第であります。任期につきましては、3年であります。

以上、ご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、伊藤政憲さんを人権擁護委員として推せんしたいので、議会の意見を求めるものであります。

以上であります。

○議長　お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第8号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第9、議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年9月30日で任期満了となります人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢下小屋在住の長谷川孝志さんを適格者として認め、推せんしたいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

長谷川さんについてご紹介申し上げますと、昭和25年6月、野沢下小屋の生まれで、県立喜多方高等学校を卒業後、昭和47年1月に喜多方地方広域市町村圏振興整備組合消防士として採用され、以来、西会津消防署副署長、山都分署長、消防司令長、西会津署長、喜多方署長などを歴任され、平成23年3月、消防監消防長を最後に退職されました。温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られているかたであります。任期につきましては、3年であります。

以上、略歴等につきましてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長谷川孝志さんを入権擁護委員として推せんしたいので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第10、請願第2号、福島県内すべての原発の廃炉の決議を求める請願書から、日程第12、陳情第3号、福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書までを一括議題とします。なお、審議の方法は、各委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

- 青木照夫 本会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第2号、付託年月、平成24年6月8日、件名、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書提出の陳情書。

審査の結果、継続審査を要するものとして報告いたします。

以上であります。

- 議長 経済常任委員長、五十嵐忠比古君。

- 五十嵐忠比古 それでは、請願・陳情の報告を申し上げます。本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項及び第93条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第2号、付託年月日は平成24年6月8日、件名、福島県内すべての原発の廃炉の決議を求める請願書について。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第3号、付託年月日は同じでございます。件名、福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書について、これも採択すべきと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長 これから請願第2号、福島県内すべての原発の廃炉の決議を求める請願書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから請願第2号、福島県内すべての原発の廃炉の決議を求める請願書を採択します。お諮りします。

請願第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、福島県内すべての原発の廃炉の決議を求める請願書は、委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第2号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書提出の陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから陳情第2号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書提出の陳情書を採

択します。

お諮りします。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書提出の陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第3号、福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第3号、福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書を採択します。

お諮りします。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第1号、福島県内全ての原発の廃炉に関する決議を議題とします。

本案についての説明を求めます。

11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 議案第1号、提出者、記載のとおりでございます。福島県内全ての原発の廃炉に関する決議。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

それでは案を朗読いたします。

福島県内すべての原発の廃炉に関する決議。東日本大震災・福島原発事故から1年余りが経過した。野田首相は昨年12月に収束宣言をしたが、しかし、多くの県民は納得していない。政府、東京電力の取り組みや情報公開、賠償問題、次々に出てくる放射能汚染問題など県民の不安や不信は募るばかりである。

福島県民は放射能という目に見えない恐ろしいものと日々たかひながら生活している。原発事故による県内避難者は9万人、県外への避難者は6万人を超え、特に子育て中の母親たちは、放射能によって子どもの健康や将来にどう影響するのか心配しており、県外へ自主避難している親子もいる。福島県が昨年8月に策定した福島県復興ビジョンの中で、基本理念の一つとして、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりが掲げられ、その後、第1、第2原発の全炉廃炉の決議が県議会で全会派一致をみた。私たち県民の意志として県内各自治体の意思表示が求められている。

このような趣旨から、福島第1原発・第2原発は廃炉にすることを決議する。平成24

年6月13日、福島県西会津町議会。

以上で朗読を終わります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会議案第1号、福島県内全ての原発の廃炉に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会議案第1号、福島県内全ての原発の廃炉に関する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第1号、福島県内全ての原発の廃炉を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 意見書案第1号、提出者は記載のとおりでございます。福島県内全ての原発の廃炉を求める意見書。標記の意見案を議会規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をします。提出先は内閣総理大臣、野田佳彦様。経済産業大臣、枝野幸男様。

それでは案を朗読します。

福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書。東日本大震災・福島原発事故から1年余りが経過した。野田首相は昨年12月に収束宣言をした。しかし、多くの県民は納得していない。政府・東京電力はこの原発事故を人災と認め、すべての情報を公開し、住民一人ひとりが日常生活を取り戻すまでの長期間の賠償と未来を担う子どもたちの持続的な健康調査と対策が必要である。

福島県民は放射能という目に見えない恐ろしいものと日々たたかいながら生活をしている。原発事故による県内避難者は9万人、県外への避難者は6万人を超えた。特に子育て中の母親たちは、放射能によって子どもの健康や将来にどう影響するのか心配をしており、今もって県外へ自主避難している親子もいる。福島県が昨年8月に策定した福島県復興ビジョンの中で、基本理念の一つとして、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりが掲げられ、その後10月に、第1、第2原発の全基廃炉の決議が福島県議会全会派一致で採択された。これは、私たち町民のほとんどの意志でもある。

以上の趣旨から下記事項についてその現実を図られるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。1、福島第1原発・第2原発は廃炉にすること。

以上、朗読を終わります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、福島県内全ての原発の廃炉を求める意見書を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、福島県内全ての原発の廃炉を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第15、常任委員会の所管事務調査(管内)実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中、3日以内において管内行政調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申し出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第16、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第17、議会運営委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議会広報特別委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会基本条例制定特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 6月議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、本議会において熱心にご審議を賜り、すべての議案につきまして原案どおりご議決をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

議案審議の中でいただいたご提言やご意見等につきましては、町政執行にあたって十分誠意をもって対応してまいります。

昨年3月11日の大震災、原発事故から1年3カ月が経ちました。今もって被災地の復旧、復興は進まず、多くの避難者にとっては悲痛な思いで過ごしていることと思います。国の責任において、一日も早い復興を願うものであります。また、放射能汚染は県内すべてにおいてその影響は甚大であり、本町においてもいまだ風評被害は払拭されず、地区ごとのモニタリングの継続をはじめ、米の全袋検査といった新たな課題も出てまいりました。さらに今議会で議論となりましたあいづダストセンターへの放射性物質を含む廃棄物処理については、環境問題を含め、町民、議会、関係機関と充分協議を重ねながら、解決してまいりたいと存じます。いずれにしても、町民の健康と安全・安心な生活を維持することが

一番大事なことであり、万全を期してまいります。

結びに、いよいよこれから梅雨の季節となり、蒸し暑さも増してきますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されまして、町政伸展のために一層のご活躍をお願いいたしましてあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月8日の開会以来、本日まで実質4日間にわたり、平成24年度一般会計補正予算をはじめ、重要案件についてご審議を賜りましたが、本日をもって全議案とも原案のとおり議決成立をみました。

会議を通じ議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く経緯を表しますとともに、本会議、あるいは委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

これから、梅雨や猛暑の季節をむかえますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、この上ともご自愛くださいまして、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって平成24年第5回西会津町議会定例会を閉会します。(14時04分)

お疲れさまでした。